

**令和6年度地球温暖化・資源循環対策等調査事業費
(特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する施行状況調査) 調査報告書**

デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社

令和7年3月31日

業務の目的と実施内容

業務の目的

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラ法」という。）において、商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品のうち政令で指定された12品目の製品（以下、「特定プラ」という。）について、特定プラ提供事業者には、提供方法の工夫や提供する製品の工夫などの使用の合理化が求められているところである。

また、プラ法附則第2項において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」（以下「5年見直し」という。）とされている。

本事業は、特定プラの使用の合理化に関して特定プラ提供事業者の取組状況等を調査することを通して、施行状況を把握し、その内容を取りまとめ、分析等を行うことにより、5年見直しに向けた特定プラの使用の合理化制度の課題を抽出することを目的に実施した。

実施内容

本業務では以下の内容を実施した。

1. 特定プラスチック使用製品提供事業者の使用の合理化に関する取組状況調査・分析
 - ① アンケート調査
 - ② ヒアリング調査
2. 使い捨てプラスチック使用製品の提供量又は流通量に関する調査
3. 特定プラスチック使用製品に関する海外諸国の政策動向に関する調査・分析

目次

1	特定プラスチック使用製品提供事業者の使用の合理化に関する取組状況調査・分析	6
2	使い捨てプラスチック使用製品の提供量又は流通量に関する調査	84
3	特定プラスチック使用製品に関する海外諸国の政策動向に関する調査・分析	115

本業務の総括

本業務では、プラ法の5年見直しを見据え、特定プラの使用の合理化に関して特定プラ提供事業者の取組状況等を調査することを通して、施行状況を把握し、その内容を取りまとめ、分析等を行うことにより、5年見直しに向けた特定プラの使用の合理化制度の課題の抽出を行った。具体的な成果は下記のとおりである。

はじめに、特定プラ提供事業者の使用の合理化に関する取組状況について、特定プラ提供事業者に対するアンケート調査（特定プラの提供量等の調査）及びヒアリング調査による実態把握を行った（1）。

調査の結果、カトラリー類（フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー）では、スプーン、飲料用ストロー、フォークの順に、提供量が多い結果となった。このうち、バイオプラスチック/再生プラスチックを含む提供量は、飲料用ストローが最も多い結果となった。また、店内利用ではプラスチック製や金属製によるリユース、テイクアウト利用では木製や紙製等への代替等が進められている。そのほか、プラ法の施行後、無意識的にサービスで付けていた特定プラを消費者が受け取る可否を選択できるようにしたことで、サービス品質を低下させずに、削減ができたとの声もあった。

また、アメニティ類（ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ）では、提供量及びバイオプラスチック/再生プラスチックを含む提供量のいずれも歯ブラシが最も多い結果となった。業界団体では、サステナブルな宿に対するブランド向上も見据えたホテル・旅館向けのプラスチック削減等の手引書の作成を進めていることも確認できた。

衣類用品（衣類用ハンガー、衣類用カバー）は、衣類用ハンガーの提供量が特に大きい結果であったが、大手を中心にリユースのスキームが既に構築されている。衣類用カバーについては、ハンガーと比べ、提供量は少ない結果となった。また、一部の事業者ではプラ法の施行によって衣類用カバーの薄肉化を実行したり、リサイクル素材として他用途への検討が進められていることが確認できた。

次に、特定プラ12品目の2021年と2023年の流通量を製造事業者、卸売事業者、提供事業者のヒアリング結果及び上述のアンケート結果を元に推計した（2）。

推計の結果、カトラリー類（フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー）は、提供数は2021年で30億本、2023年で23億本、うち2023年では約75%をコンビニが占める形となった。ファストフードやスーパーでは木製への代替、コンビニでは軽量化等が進められていることが提供量の削減の要因となっている。

また、アメニティ類（ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ）は、歯ブラシの提供数が最も多く、2023年で約2.2億本の結果となった。バイオマス化（バイオマス素材配合や竹材への移行）が進められており、2023年では2,640tの提供量のうち約146t（約5%）がバイオマス素材である。

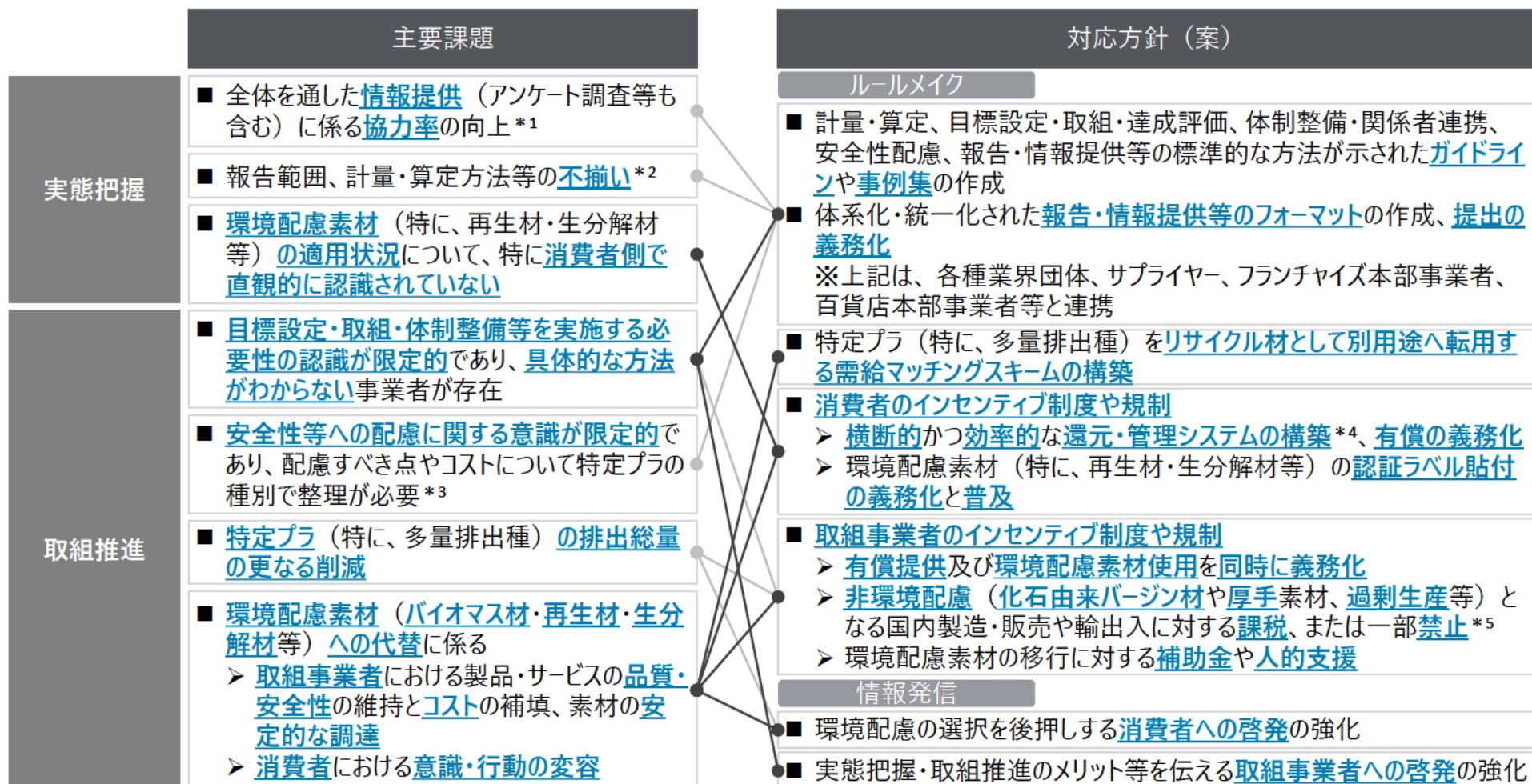
衣類用品（衣類用ハンガー、衣類用カバー）については、売上当たりの製造数は減っており、要因は、ハンガーのリユーススキーム等によりリユースが進められているためである。

さらに、5年見直しの参考にすべく、海外諸国の特定プラに関する海外諸国の政策動向を整理した（3）。その結果、海外諸国では、使い捨てプラスチック製品や袋等を中心に、削減目標や使用禁止令、再生材利用目標等を設定・導入していることが明らかとなった。

今後、特定プラ提供事業者をはじめとする各主体による特定プラスチック使用製品の使用の合理化に向けた取組がより一層求められる中、5年見直しにおいて現状の課題を踏まえた効果的な政策の立案が重要となる。このため、本業務の結果を踏まえ、次年度以降も5年見直しにおける改正内容の具体的な検討の継続が望まれる。

本業務を通じ、特定プラの資源循環に係る主要課題と対応方針案を整理。これらを踏まえ、次年度以降も5年見直しにおける改正内容の具体的な検討の継続が望まれる

特定プラの資源循環に係る主要課題と対応方針案



*¹ アンケートでは、情報提供を行っていると回答した事業者は3割程度に留まっている *² グループ会社、事業者、店舗、フランチャイズ、百貨店における出店事業者を含むかなど報告単位にバラつきがある。計量・算定方法は、購入量≒提供量とするケースが散見される *³ アンケートでは、安全性等への配慮を行っていないと回答した事業者は概ね5割以上であり、その理由は「配慮すべき点がわからない」「コスト増加が懸念」等の回答が多い
 *⁴ 百貨店本部事業者と取引先を含めた全館一体での付加価値の高い還元システム等 *⁵ 海外調査では次のような結果を確認：①中国 生分解性でない使い捨てプラ製マドラーやストローの使用禁止、廃プラの輸入禁止、②フランス 一定の厚さ以下のプラ製レジ袋の使用禁止、③ドイツ 返品や過剰生産された製品処分の阻止等も目的に、「配慮義務」規定を追加、④イギリス リサイクル材を30%以上含まないプラ製包装を対象に課税

1. 特定プラスチック使用製品提供事業者の 使用の合理化に関する取組状況調査・分析

① アンケート調査

② ヒアリング調査

特定プラ提供事業者に対し、特定プラの使用の合理化に関するアンケート調査を実施した

アンケート概要

調査目的	特定プラの使用の合理化に関して施行状況を把握し、その内容をとりまとめ、分析等を行うことにより、5年見直しに向けた特定プラの使用の合理化制度の課題を抽出する
調査対象	特定プラ提供事業者 (プラスチック使用製品を使用することが想定される業態の業界団体（詳細P8）に所属する事業者）
調査期間	2025年1月～2月
調査方法	- 各事業者が所属する業界団体からのメールによる周知 - WEBフォームまたはExcel、FAXによる回答
設問内容	「特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令（令和4年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省第1号）」に関する設問（詳細P9）

アンケートの実施に当たっては、プラスチック使用製品を使用することが想定される業態の業界団体を介して配布した

（参考）プラスチック使用製品を使用することが想定される業態の業界団体

日本スーパーマーケット協会
日本チェーンストア協会
日本フランチャイズチェーン協会
協同組合セルコチェーン
全日食チェーン商業協同組合連合会
オール日本スーパーマーケット協会
全日本菓子協会
全日本菓子工業協同組合連合会
全国菓子工業組合連合会
日本洋菓子協会連合会
協同組合全日本洋菓子工業会
全国和菓子協会
全国半生菓子協会
全国銘産菓子工業協同組合
日本パン工業会
全日本パン協同組合連合会
全日本丸十パン商工業協同組合
事業協同組合全国焼肉協会
日本フードサービス協会
日本麺類業団体連合会
日本べんとう振興協会
日本弁当サービス協会

ピザ協議会
日本給食サービス協会
日本惣菜協会
日本回転寿司協会
全国スーパーマーケット協会
日本ショッピングセンター協会
日本チェーンドラッグストア協会
日本ボランタリーチェーン協会
日本百貨店協会
日本旅館協会
日本ホテル協会
全日本ホテル連盟
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
全国飲食業生活衛生同業組合連合会
全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

実施したアンケートの設問一覧は以下のとおり

設問一覧

#	設問文
Q1	貴社の所属団体を全てご回答ください。
Q2	そのうち、代表する一団体をご選択ください。
Q3	貴社は特定プラスチック使用製品を提供していますか？
Q4	貴社の業種は以下のどれに該当しますか。主たる事業が下記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で下記の対象業種に属する事業を行っている場合には選択ください。
Q5	貴社の有するホテルについて、種類別に客室数をお答えください。該当する種類がない場合は、もっとも形態が近いものに算入ください。
Q6	貴社の従業員数は何名ですか？原則として、令和５年度（２０２３年４月～２０２４年３月）における従業員数をお答えください。
Q7	貴社の年間売上高はどの程度ですか？原則として、令和５年度（２０２３年４月～２０２４年３月）における売上高をお答えください。
Q8	貴社が主に提供している特定プラスチック使用製品は何ですか。
Q9	貴社の事業所は主にどの地域に所在していますか。
Q10	貴社の前年度における特定プラスチック使用製品の提供量は何トンですか。合計量及び品目別の内訳についてご回答ください。
Q11	バイオプラスチック又は再生プラスチックを使用した特定プラスチック使用製品の使用はありますか？
Q12	貴社の前年度におけるバイオプラスチック又は再生プラスチックを使用した特定プラスチック使用製品の提供量は何トンですか。合計量及び品目別の内訳についてご回答ください。
Q13	特定プラスチック使用製品の使用合理化に関する目標を設定していますか？
Q14	「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？
Q15	提供量の総量について目標設定についてご回答ください。
Q16	目標を設定している場合、どのような根拠に基づいて設定しましたか？
Q17	目標の達成度合いはどの程度ですか？
Q18	目標未達の場合、その主な理由は何ですか？
Q19	特定プラスチック使用製品の使用合理化に取り組んでいますか？
Q20	「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？

#	設問文
Q21	使用合理化のためにどのような手法を採用していますか？
Q22	使用合理化による削減効果はどの程度ですか？
Q23	プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制に関する情報提供を行っていますか？
Q24	「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？
Q25	情報提供をどのような方法で行っていますか？
Q26	特定プラスチック使用製品の使用合理化のための体制を整備していますか？
Q27	「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？
Q28	どのような体制整備を行っていますか？
Q29	特定プラスチック使用製品の使用合理化にあたり、安全性等への配慮を行っていますか？
Q30	「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？
Q31	どのような安全性等への配慮を行っていますか？
Q32	特定プラスチック使用製品の使用合理化の取組による効果を把握していますか？
Q33	「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？
Q34	把握した情報をどのように公表していますか？
Q35	特定プラスチック使用製品の使用合理化に関して、関係者との連携を図っていますか？
Q36	「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？
Q37	どのような関係者と連携していますか？
Q38	フランチャイズ本部として、加盟者における特定プラスチック使用製品の使用合理化を推進していますか？
Q39	「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？
Q40	どのような方法で加盟者の使用合理化を推進していますか？
Q41	プラスチック使用合理化に関する情報をどのように入手していますか？
Q42	特定プラスチック使用製品提供事業者の使用の合理化の促進に向け、国への要望をご自由にお書きください。

バイオプラ/再生プラの取組は全体で2割程度に留まり、特に衣類用品で取組が進んでいない。また、特定プラの取組について「何をどのように実施するのかわからない」事業者が多い

(1) アンケート結果サマリ (1/4)

横断

特定プラ提供量

取組推進状況

アンケート

結果

分類	特定プラ提供量合計(t)	うちバイオプラ/再生プラ使用分(t)	特定プラ提供量の1本あたり重量(g)*
合計	4,073.9	856.9 (21%)	-
カトラリー類	1,854.1	704.4 (38%)	1.6
アメニティ類	537.1	147.3 (26%)	7.7
衣類用品	1,646.8	5.2 (0.3%)	18.7

分析

示唆

取組推進状況の実施率、及び取組を実施していない主な理由

- 目標設定：実施率9%
目標設定の方法がわからない・業務多忙のため
- 使用合理化の取組：実施率50%
具体的な方法がわからない・コスト増加/サービス低下が懸念されるため
- 情報提供：実施率27%
提供すべき情報の内容/情報提供の方法がわからないため
- 体制整備：実施率24%
体制整備の方法がわからない
- 安全性等への配慮：実施率41%
配慮すべき点がわからない/コスト増加が懸念されるため
- 効果把握：実施率30%
把握方法がわからない・データ収集が困難
- 関係者との連携：実施率28%
連携の方法がわからない

- バイオプラ/再生プラ使用率は、カトラリー類において最も高い傾向であり、次いでアメニティ類にて取組が実施されているが、約3、4割に留まる
- 衣類用品ではバイオプラ/再生プラ使用率が低く、ほとんど取組が実施されていない
- 他カテゴリーと比較して衣類用品の1本あたりの重量が高い傾向

- 特定プラに関する取組を実施していない主な理由として、いずれの項目においても「何（What）をどのように（How）実施するのかわからない」という回答の割合が大きい

- カトラリー類とアメニティ類については、取組が進んでいるモデルケースを参考に、取組を促す施策を検討すべきではないか
- 衣類用品については、他カテゴリーと比較して取組が進んでいない理由を調査し、取組実施/推進のための施策を検討してはどうか
- また1本あたりの重量が大きい品目においては減容化を検討してはどうか

- 特定プラに取組における先進企業をモデルケースに、特定プラの取組に関して「何を（What）をどのように（How）実施するのか」を示すガイドラインを作成し、HPや業界団体を通じた周知を実施してはどうか

* 各カテゴリーにおける各品目の1本あたりの重量の平均値

アンケート結果より、カテゴリー別の分析・示唆出しを実施。カトラリー類ではスプーンと飲料用ストローにて特定プラ削減の余地がある一方で目標設定や関係者との連携は積極的

(1) アンケート結果サマリ (2/4)

カトラリー類

特定プラ提供量

分類	特定プラ 提供量合計 (t)	うちバイオプラ/ 再生プラ使用分 (t)	特定プラ提供量 の1本あたり重量 (g)
合計	1,854.1	704.4（38%）	-
フォーク	197.3	83.9（43%）	2.0
スプーン	918.0	212.8（34%）	2.0
テーブルナイフ	5.7	4.0（69%）	2.0
マドラー	29.9	26.6（89%）	1.0
飲料用ストロー	703.1	377.2（54%）	0.9

取組推進状況

■ 目標設定

■ 使用合理化の取組

■ 情報提供

■ 体制整備

■ 安全性等への配慮

■ 効果把握

■ 関係者との連携

■ フランチャイズ加盟者による取組

: 実施率17%

: 実施率47%

: 実施率30%

: 実施率32%

: 実施率47%

: 実施率35%

: 実施率35%

: 実施率64%

分析

■ カトラリー類ではスプーンと飲料用ストローの提供量が特に多い傾向であり、スプーンの提供量が最も多い

■ バイオプラ/再生プラの使用については、テーブルナイフとマドラーの使用率が高く、フォーク・スプーン・飲料用ストローの使用率は低い傾向

示唆

■ フォーク・スプーン・飲料用ストローのバイオプラ/再生プラ使用率が低いため、使用率の向上を促す施策を実施すべきではないか

■ カトラリー類の中でも、特にスプーンと飲料用ストローは特定プラの提供量が多く、特定プラ削減の取組を実施することによるインパクトが大きいのではないかと

■ 特定プラの中でも特に提供量が多いカテゴリーであるため、目標設定や業界団体・サプライヤー・フランチャイズ加盟者との連携といった取組が積極的に行われているのではないかと

アメニティ類では特に歯ブラシにて提供量の削減や減容化の余地がある。
また、他カテゴリーと比較して特定プラに関する目標設定や体制整備等の取組は限定的

(1) アンケート結果サマリ (3／4)

アメニティ類

特定プラ提供量

分類	特定プラ提供量合計 (t)	うちバイオプラ/再生プラ使用分 (t)	特定プラ提供量の1本あたり重量 (g)
合計	537.1	147.3 (26%)	-
ヘアブラシ	48.9	17.4 (35%)	10.0
くし	82.5	15.9 (19%)	9.0
かみそり	87.6	32.1 (37%)	6.8
シャワーキャップ	9.6	1.1 (11%)	3.0
歯ブラシ	344.5	80.7 (23%)	9.8

取組推進状況

■ 目標設定

：実施率3%

■ 使用合理化の取組

：実施率50%

■ 情報提供

：実施率23%

■ 体制整備

：実施率18%

■ 安全性等への配慮

：実施率36%

■ 効果把握

：実施率25%

■ 関係者との連携

：実施率21%

■ フランチャイズ加盟者による取組

：実施率31%

■ 他カテゴリーと比較して、目標設定・体制整備・安全性等への配慮・効果把握・フランチャイズ加盟者による取組推進等の取組が進んでいない

■ 特に目標設定と体制整備の面で取組が進んでいない

アンケート

結果

分析

示唆

■ アメニティ類では歯ブラシの提供量が最も多い傾向

■ バイオプラ/再生プラの使用率はどの品目においても2、3割に留まる

■ 1本あたりの重量は、ヘアブラシ・くし・歯ブラシが大きい傾向

■ アメニティ類ではバイオプラ/再生プラ使用率が低い傾向にあるため、使用率を向上させる施策を実施してはどうか

■ ヘアブラシ・くし・歯ブラシは1本あたりの重量が大きいため、提供数の削減に加え、減容化も有効ではないか

■ アメニティ類の中でも、特に歯ブラシは提供量が多く、特定プラ削減の取組を実施することによるインパクトが大きいのではないかと

■ 特定プラ使用合理化の必要性を感じていないコスト増加を懸念しているため、取組が進んでいないのではないかと

■ 目標設定や体制整備が特に進んでいないため、今後外部環境の変化による影響は大きいのではないかと

衣類用品では特に衣類用ハンガーにて特定プラ削減のインパクトが大きいと考えられる。
一方で、他カテゴリーと比較して特定プラ使用合理化の取組は積極的に実施している

(1) アンケート結果サマリ (4／4)

衣類用品

特定プラ提供量

取組推進状況

アンケート

結果

分析

分類	特定プラ提供量合計(t)	うちバイオプラ/再生プラ使用分(t)	特定プラ提供量の1本あたり重量(g)
合計	1,646.8	5.2 (0.3%)	-
衣類用ハンガー	1,495.1	0.5 (0.03%)	28.9
衣類用カバー	151.7	4.7 (3%)	8.5

- 目標設定 : 実施率19%
- 使用合理化の取組 : 実施率69%
- 情報提供 : 実施率50%
- 体制整備 : 実施率44%
- 安全性等への配慮 : 実施率50%
- 効果把握 : 実施率50%
- 関係者との連携 : 実施率44%
- フランチャイズ加盟者による取組 : 実施率100%*

*サンプル数が3件のため分析対象外

- 衣類用ハンガー、衣類用カバーのどちらもバイオプラ/再生プラ使用率が低く、特に衣類用ハンガーの使用率が低い傾向
- 1本あたりの重量は他カテゴリーの品目と比較して高い傾向

- 他カテゴリーと比較して、体制整備や安全性等への配慮、効果把握の取組が進んでいる

示唆

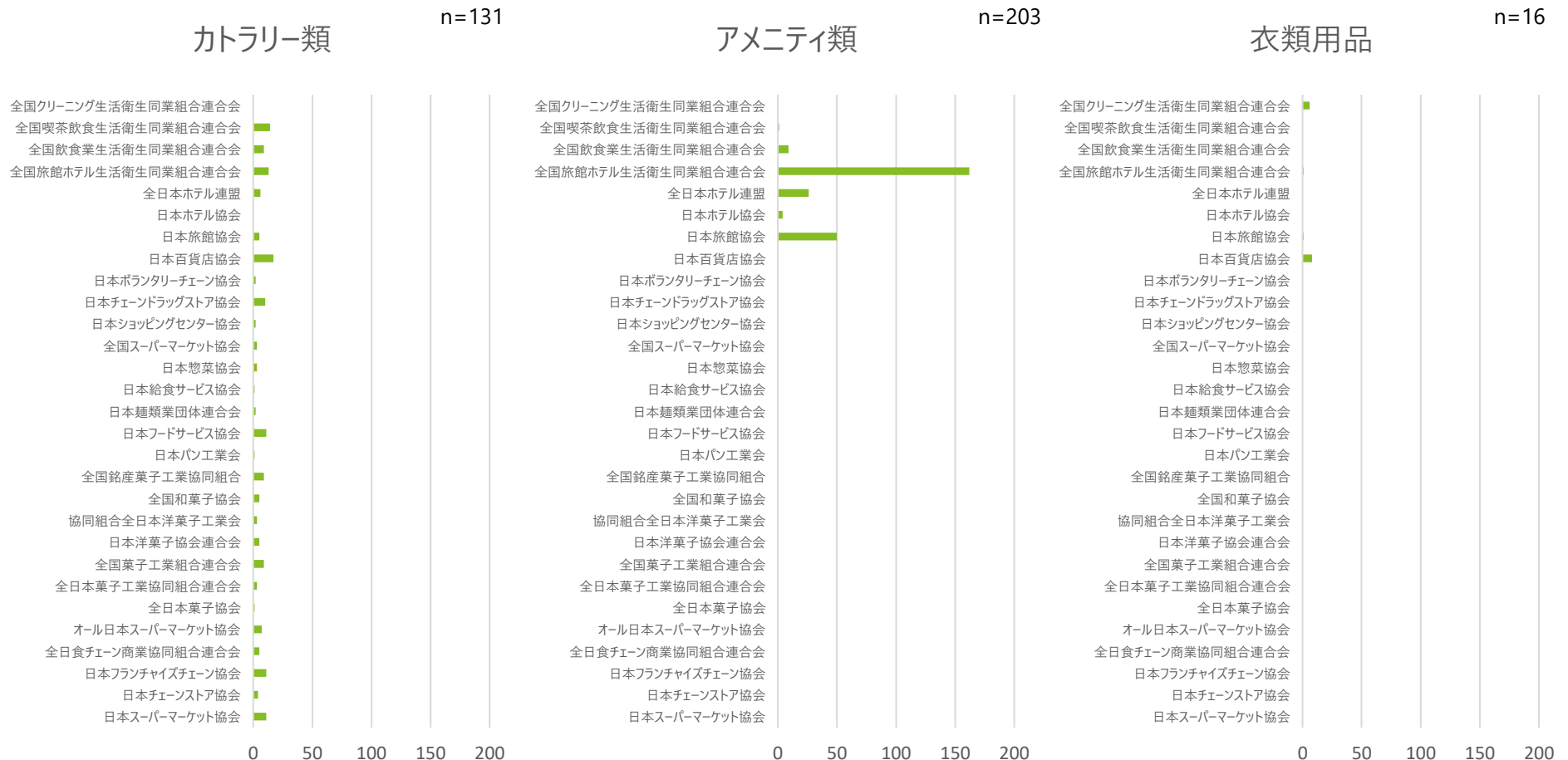
- 衣類用品の中でも、特に衣類用ハンガーはバイオプラ/再生プラ使用率が低く、また1本当たりの重量が大きいため、バイオプラ/再生プラへの移行および製品の減容化に取り組む余地が大きいのではないかと

- 特定プラ使用合理化に関する取組が積極的に実施されているため、外部環境の変化に合わせて取組を実施しやすいのではないかと

カトラリー類は多種多様な事業者より提供されているが、アメニティ類はホテル・旅館業、衣類用品は百貨店・クリーニング業の事業者より主に提供されている

アンケート詳細 所属団体

Q1.貴社の所属団体を全てご回答ください。（複数回答）

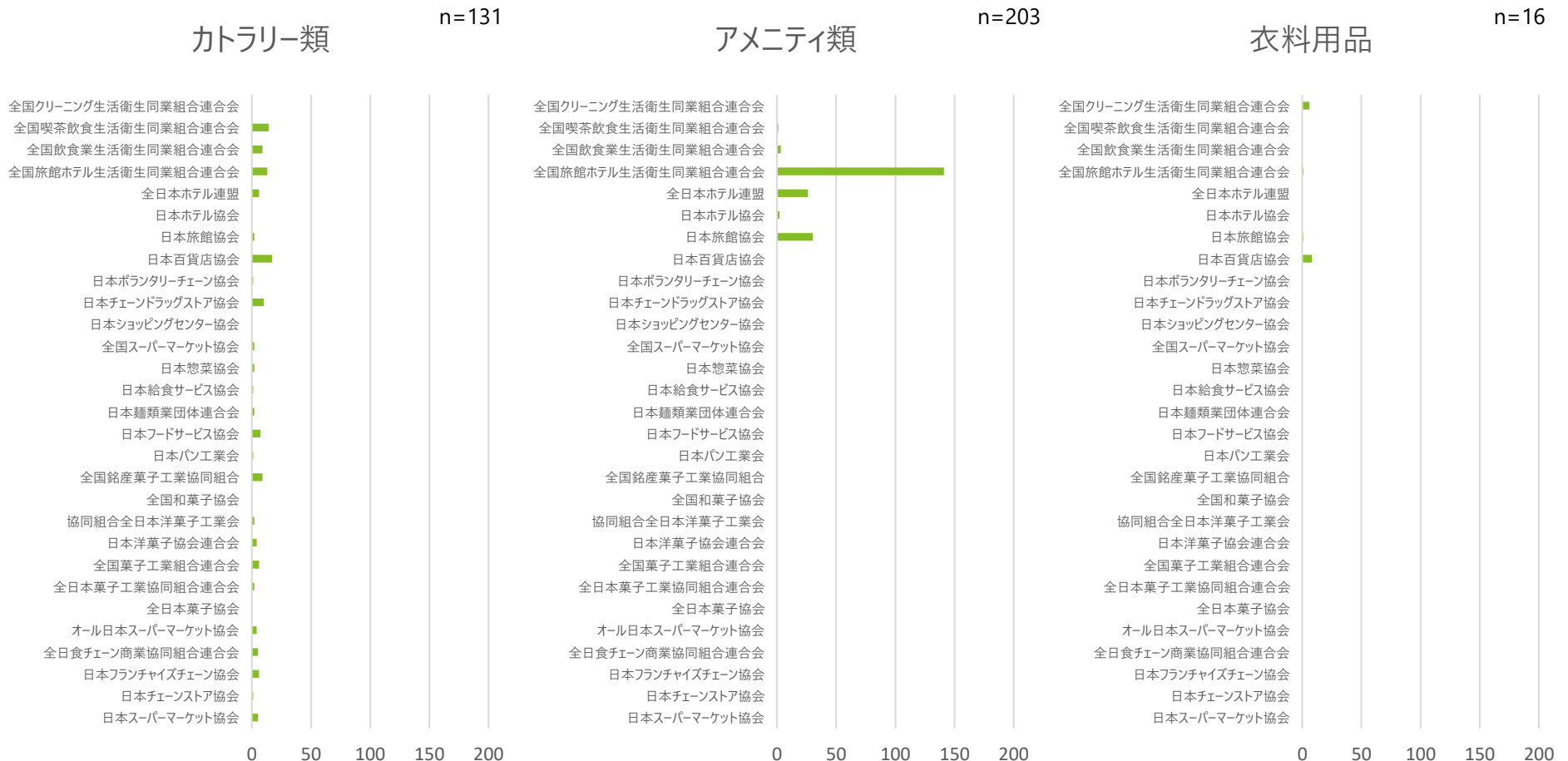


* いずれのカテゴリーの事業者からも回答のない団体は非表示としている

カトラリー類は多種多様な事業者より提供されているが、アメニティ類はホテル・旅館業、衣類用品は百貨店・クリーニング業の事業者より主に提供されている

アンケート詳細 代表する所属団体

Q2.そのうち、代表する一団体をご選択ください。（単一回答）

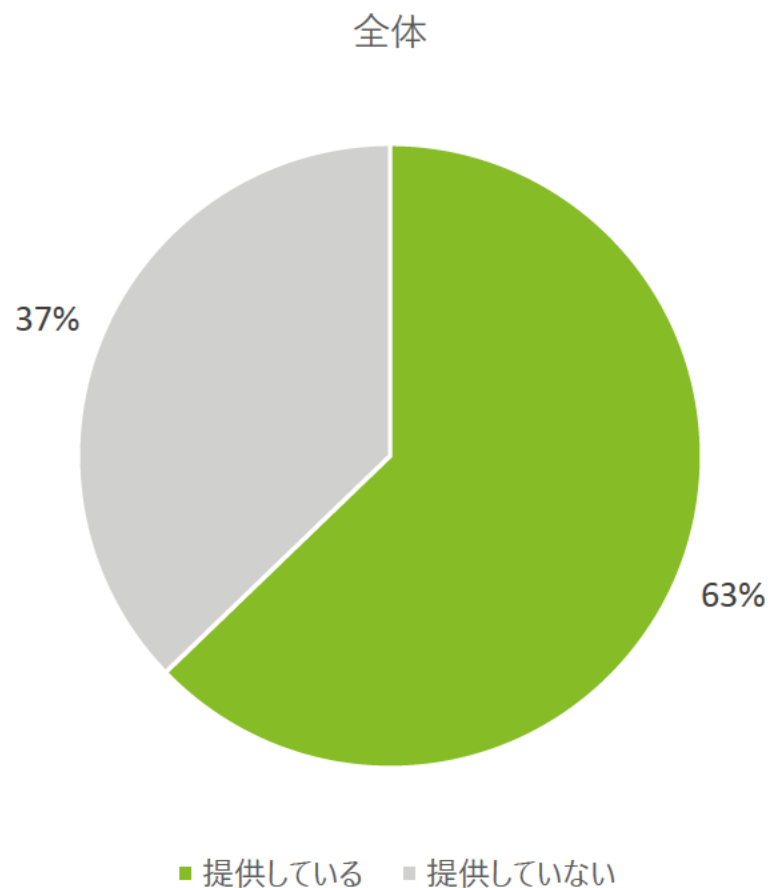


アンケートを回答した事業者の6割以上は特定プラを提供している

アンケート詳細 特定プラの提供有無

Q3. 貴社は特定プラスチック使用製品を提供していますか？（単一回答）

n=559

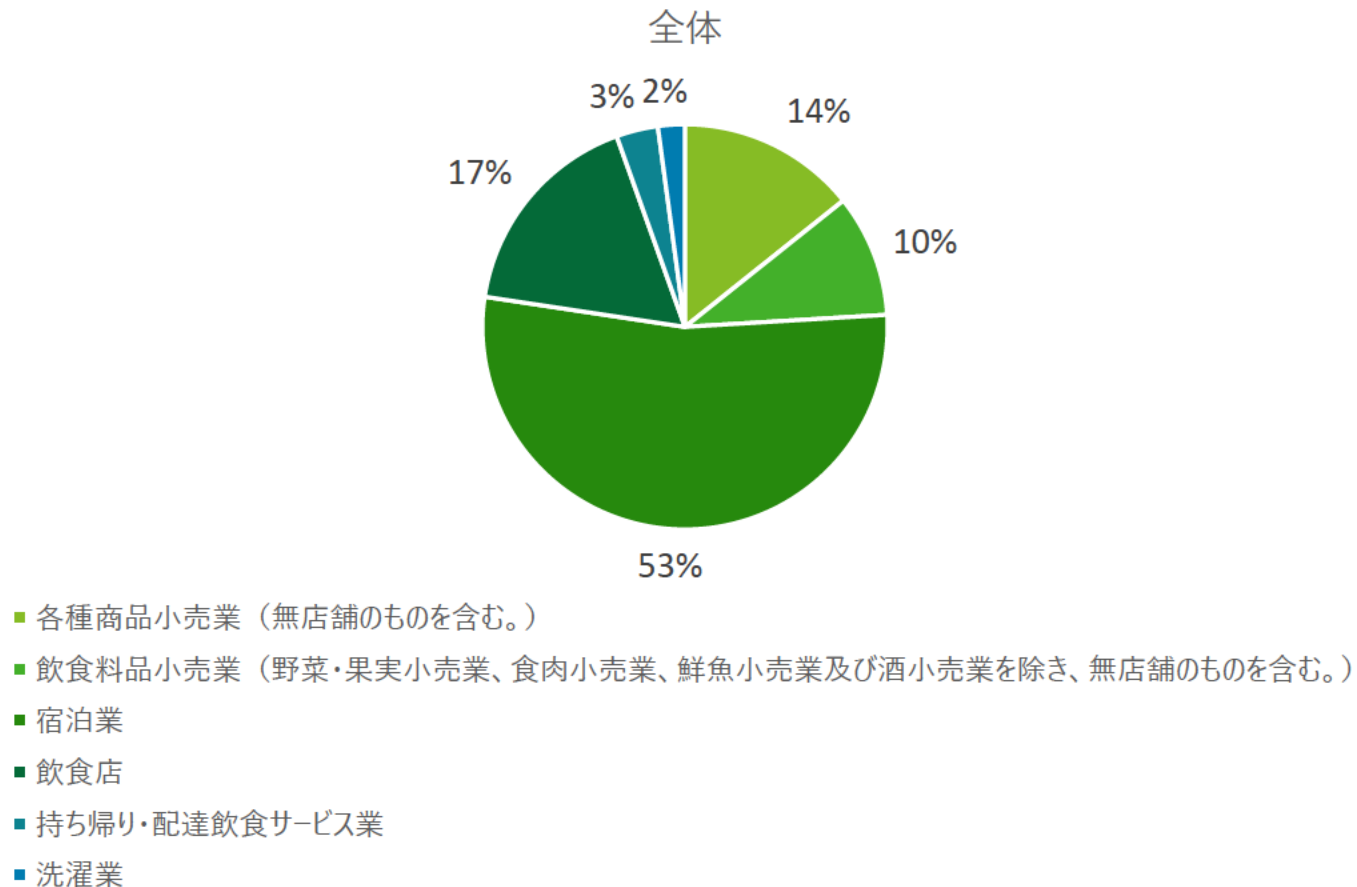


アンケートを回答した事業者の5割以上は宿泊業者であり、その他飲食店・各種商品小売業・飲食料品小売業が大きな割合を占める

アンケート詳細 業種

Q4. 貴社の業種は以下のどれに該当しますか。主たる事業が下記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で下記の対象業種に属する事業を行っている場合には選択ください。
(複数回答)

n=351*

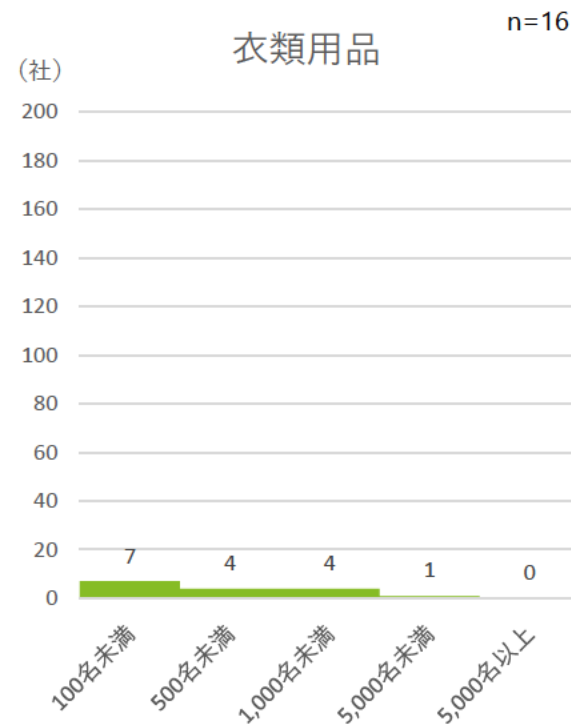
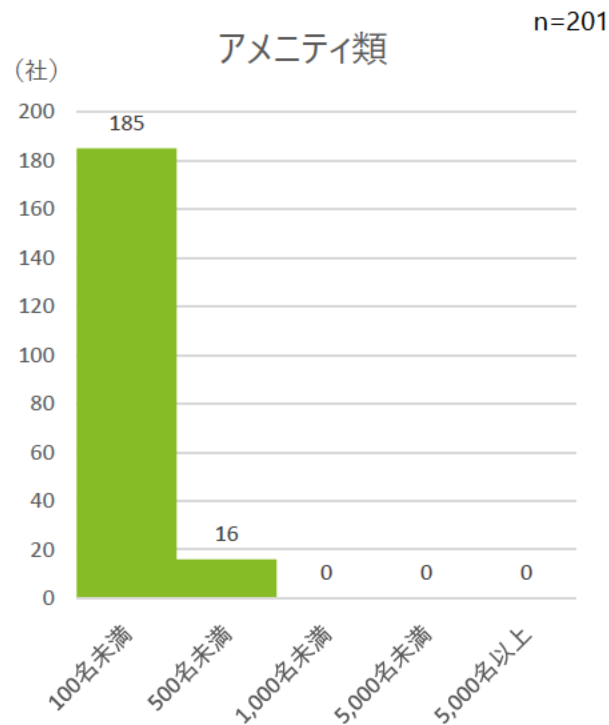
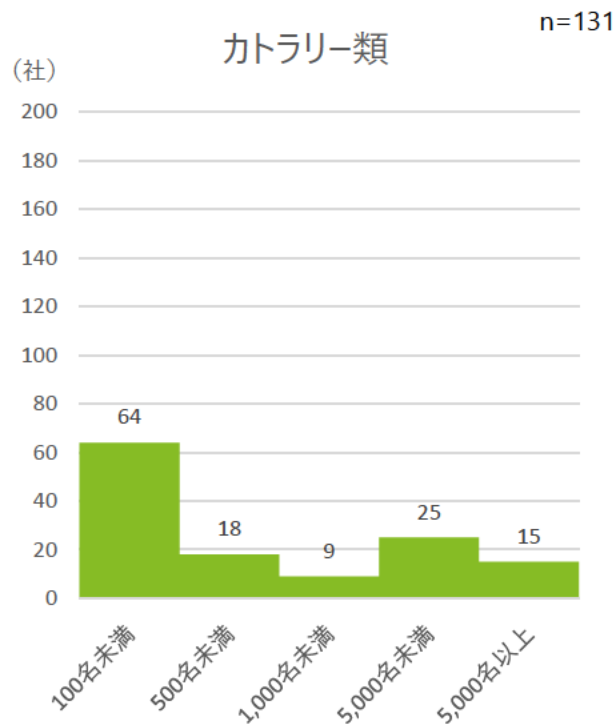


* 前の設問にて「提供している」と回答した回答者数

カトラリー類を提供する事業者の会社規模は100名未満が最も多く、1,000名以上の事業者も一定数存在。アメニティ類については9割以上の事業者が100名未満である

アンケート詳細 従業員数

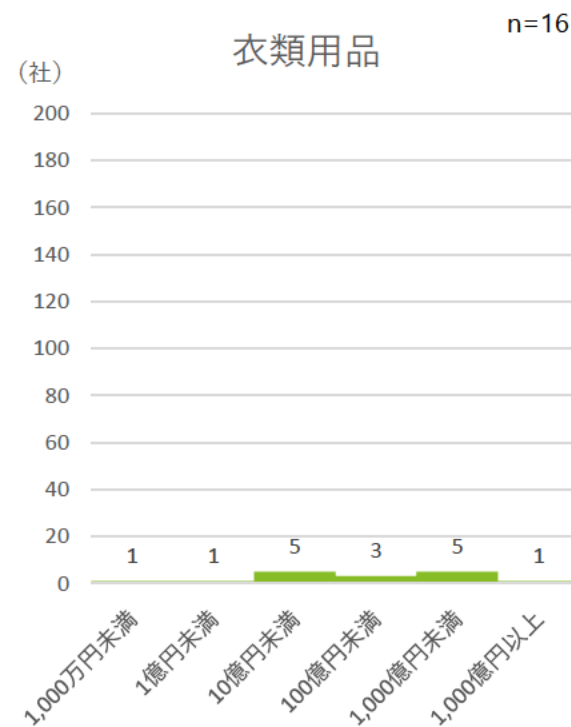
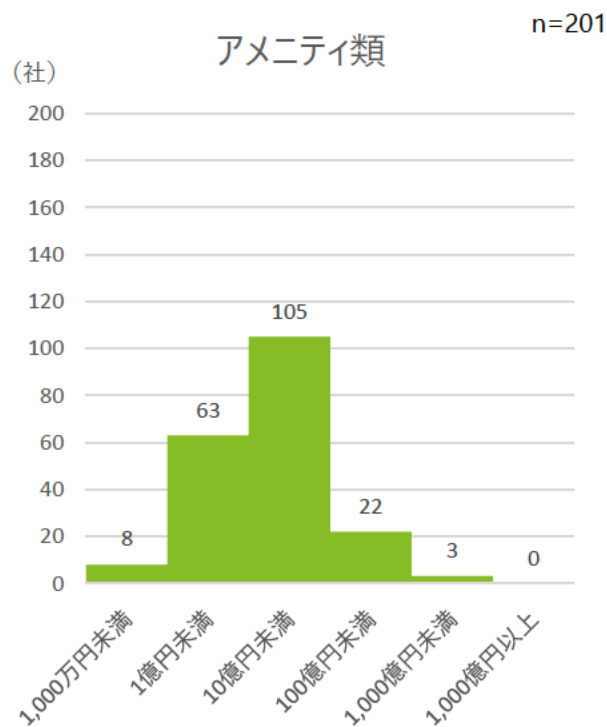
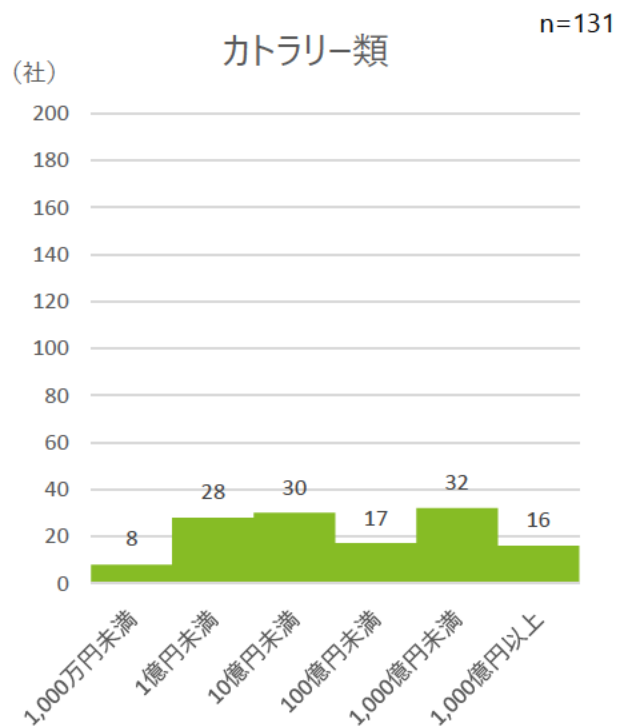
Q6.貴社の従業員数は何名ですか？原則として、令和5年度（2023年4月～2024年3月）における従業員数をお答えください。



いずれの 카테고리においても、それぞれの売上高の範囲に事業者はまばらに存在

アンケート詳細 売上高

Q7.貴社の年間売上高はどの程度ですか？原則として、令和5年度（2023年4月～2024年3月）における売上高をお答えください。／万円

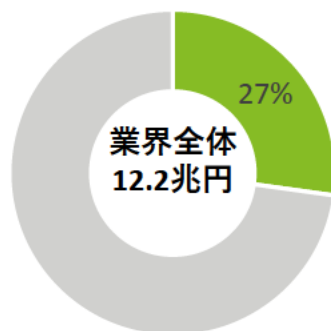


プラスチック使用製品を使用することが想定される各業界の市場規模に占めるアンケート回答者の売上高の割合を算出。概ね各業界の市場規模の10%以上をカバーしている

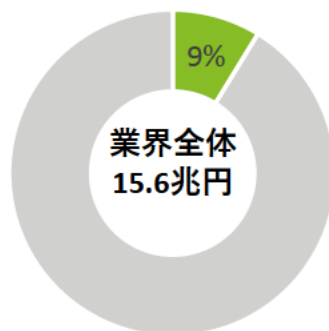
(参考) 市場規模*に占めるアンケート回答者の売上高

■ アンケート回答者割合

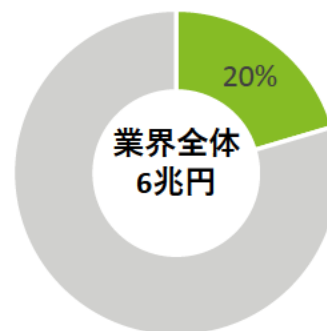
コンビニ業界



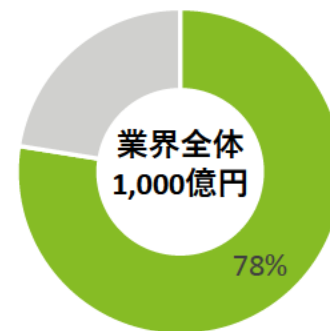
スーパー業界



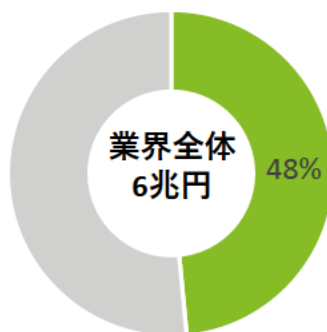
飲食店業界



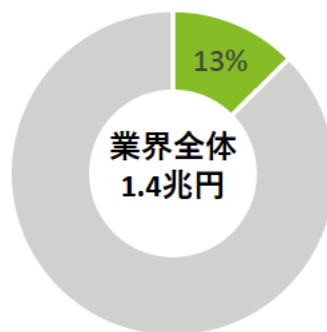
カフェ業界



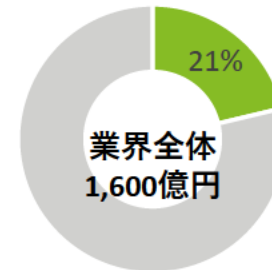
百貨店業界



ホテル業界



クリーニング業界

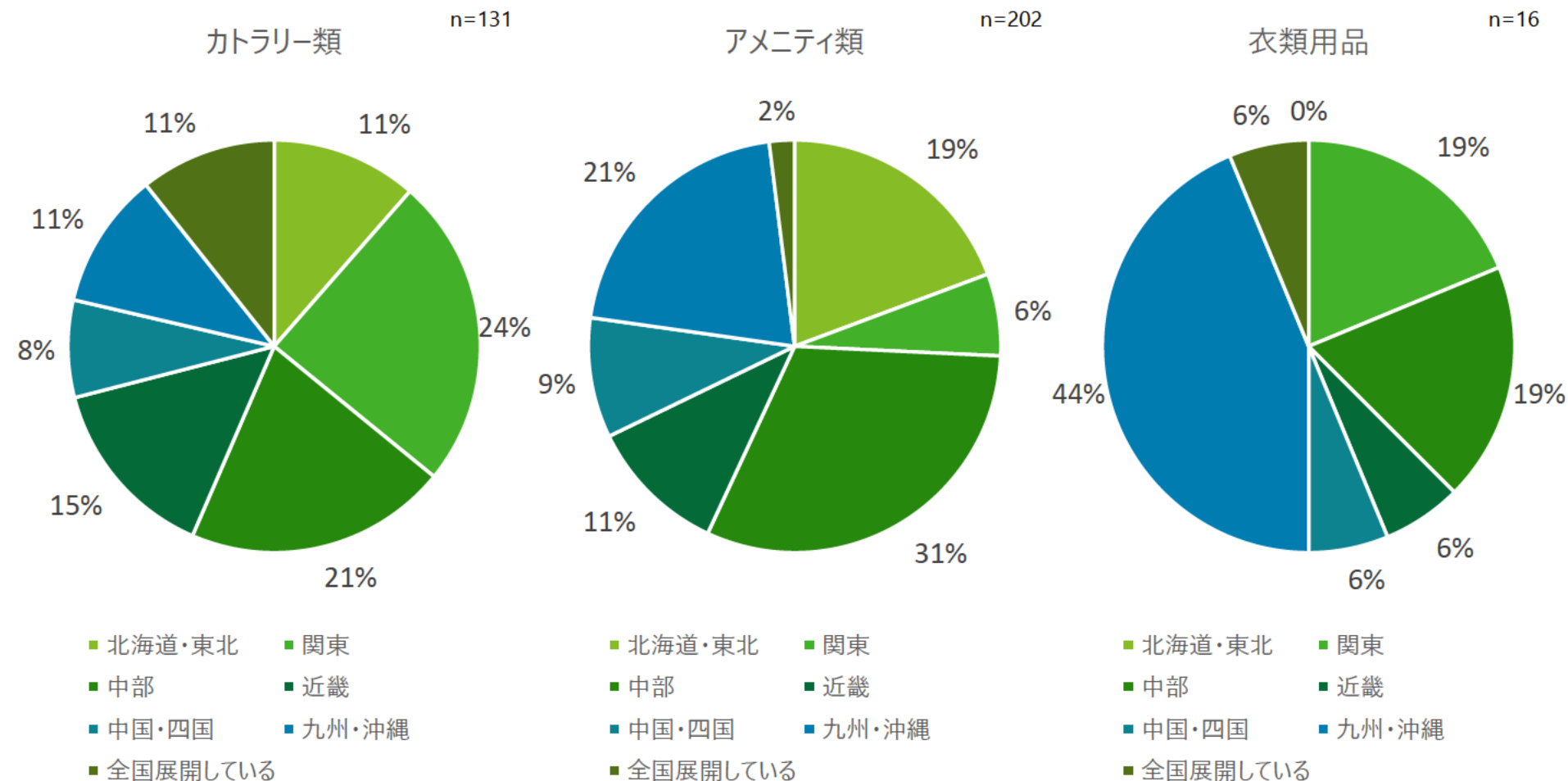


■ アンケート回答者割合

カトラリー類とアメニティ類を提供している事業者は全国に点在している。
 （衣類用品を提供している事業者はサンプル数が少ないため評価せず）

アンケート詳細 所在地

Q9.貴社の事業所は主にどの地域に所在していますか。（単一回答）

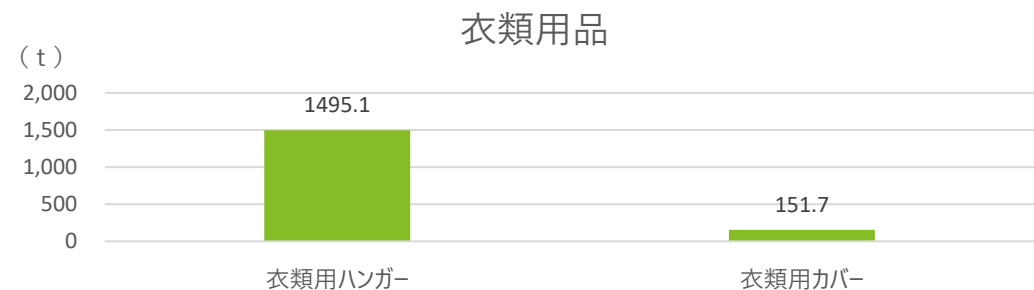
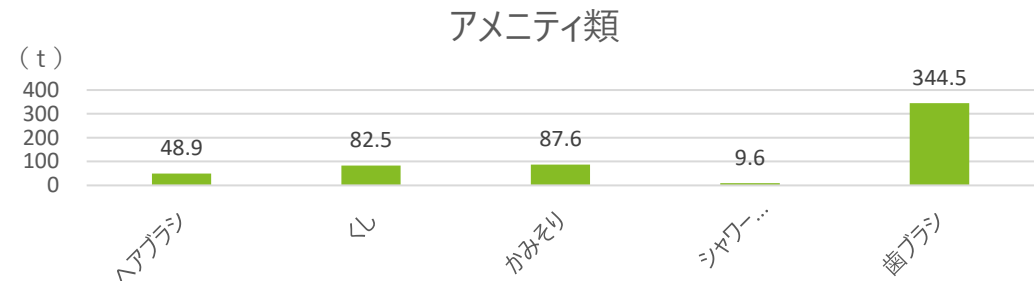
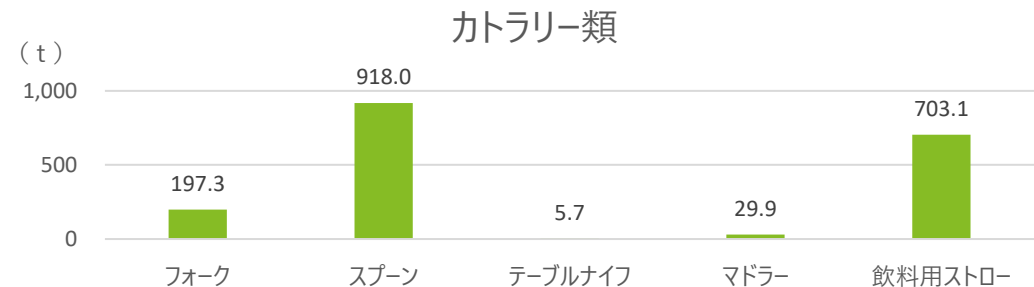


カトラリー類ではスプーンと飲料用ストローの提供量が多く、アメニティ類では歯ブラシの提供量が約半分を占めている。衣類用品ではハンガーの提供量が大部分を占める

アンケート詳細 アンケート回答者による特定プラ提供量合計

Q10.貴社の前年度における特定プラスチック使用製品の提供量は何トンですか。合計量及び品目別の内訳についてご回答ください。小数点以下第一位まで記載ください。／トン

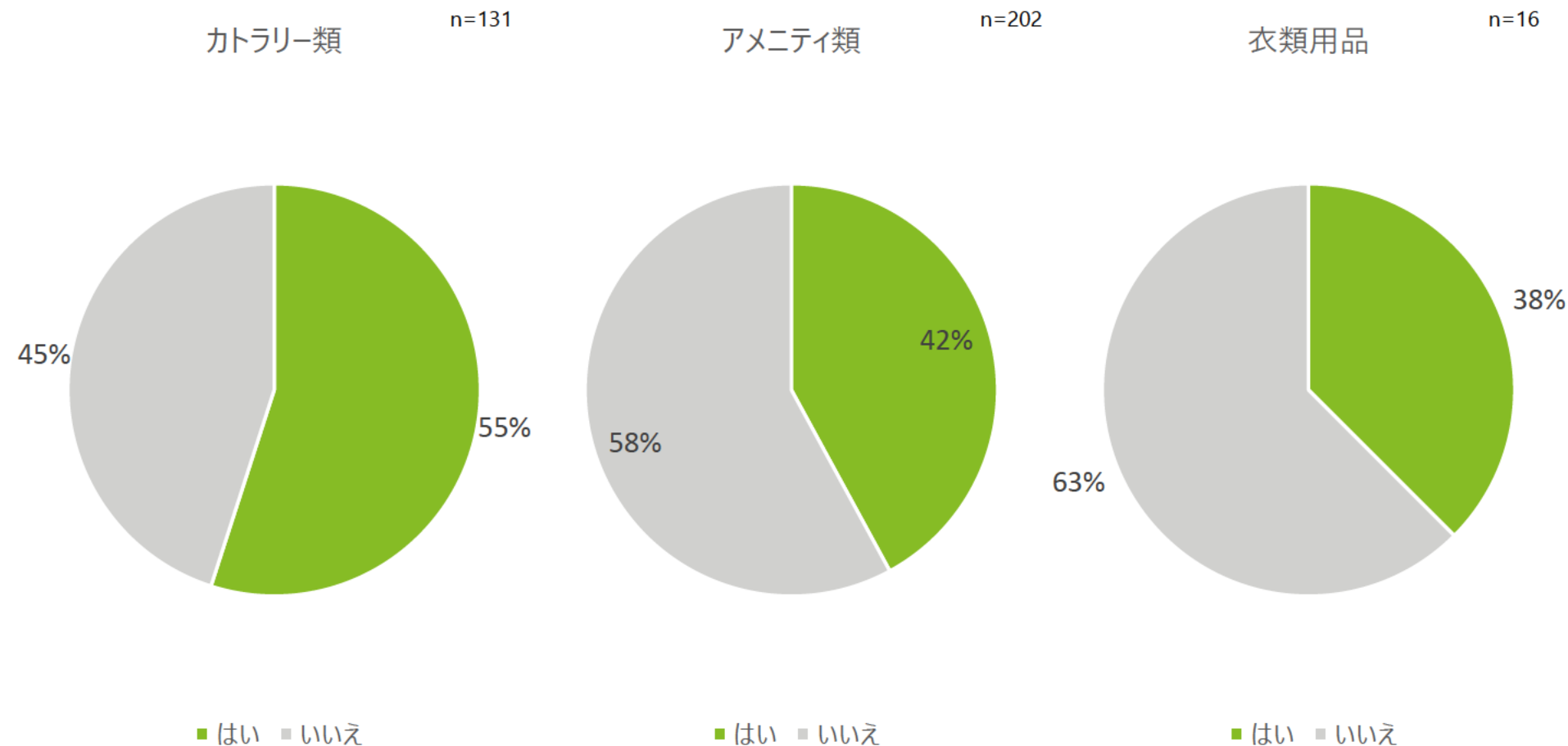
分類		提供量合計 (t)
カトラリー類		1854.1
1	フォーク	197.3
2	スプーン	918.0
3	テーブルナイフ	5.7
4	マドラー	29.9
5	飲料用ストロー	703.1
アメニティ類		573.1
6	ヘアブラシ	48.9
7	くし	82.5
8	かみそり	87.6
9	シャワーキャップ	9.6
10	歯ブラシ	344.5
衣類用品		1,646.8
11	衣類用ハンガー	1495.1
12	衣類用カバー	151.7
総計		4,073.9



カトラリー類を提供している事業者の半数以上がバイオ又は再生プラを使用した製品を使用している一方で、アメニティ類・衣類用品を扱う事業者では半数には至っていない

アンケート詳細 バイオプラ/再生プラ製品の使用有無

Q11. バイオプラスチック又は再生プラスチックを使用した特定プラスチック使用製品の使用はありますか？（単一回答）

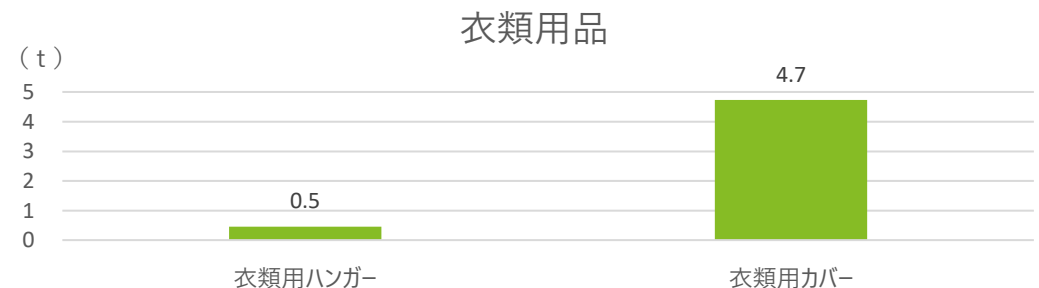
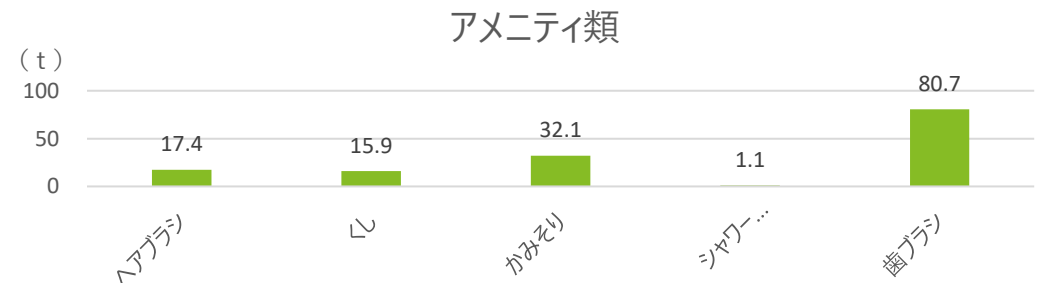
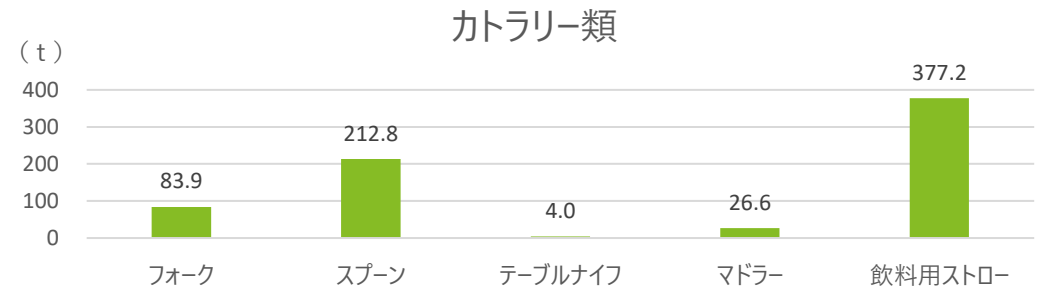


カトラリー類では飲料用ストロー、アメニティ類では歯ブラシの提供量が最も多く各カテゴリーの提供量の半数以上を占めており、衣類用品ではカバーが提供量の大部分を占める

アンケート詳細 アンケート回答者によるバイオプラ/再生プラを使用した特定プラ提供量合計

Q12.貴社の前年度におけるバイオプラスチック又は再生プラスチックを使用した特定プラスチック使用製品の提供量は何トンですか。合計量及び品目別の内訳についてご回答ください。
小数点以下第一位まで記載ください。／トン

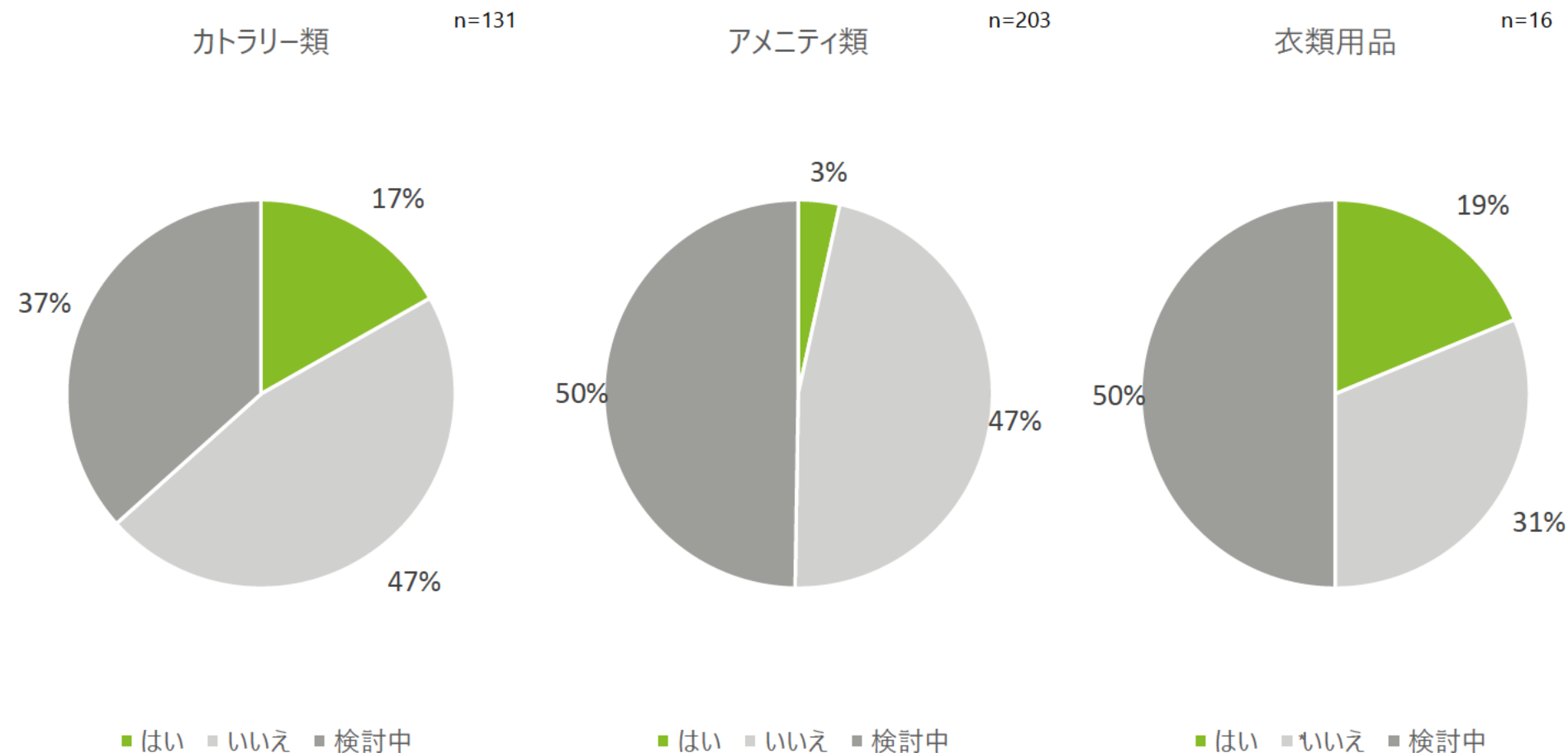
分類		提供量合計 (t)
カトラリー類		704.4
1	フォーク	83.9
2	スプーン	212.8
3	テーブルナイフ	4.0
4	マドラー	26.6
5	飲料用ストロー	377.2
アメニティ類		147.3
6	ヘアブラシ	17.4
7	くし	15.9
8	かみそり	32.1
9	シャワーキャップ	1.1
10	歯ブラシ	80.7
衣類用品		5.2
11	衣類用ハンガー	0.5
12	衣類用カバー	4.7
総計		856.9



特定プラの使用合理化に関する目標設定について、カトラリー類を提供する事業者では17%が実施している一方で、アメニティ類を提供する事業者では3%に留まる

アンケート詳細 特定プラ製品の使用合理化に関する目標設定有無

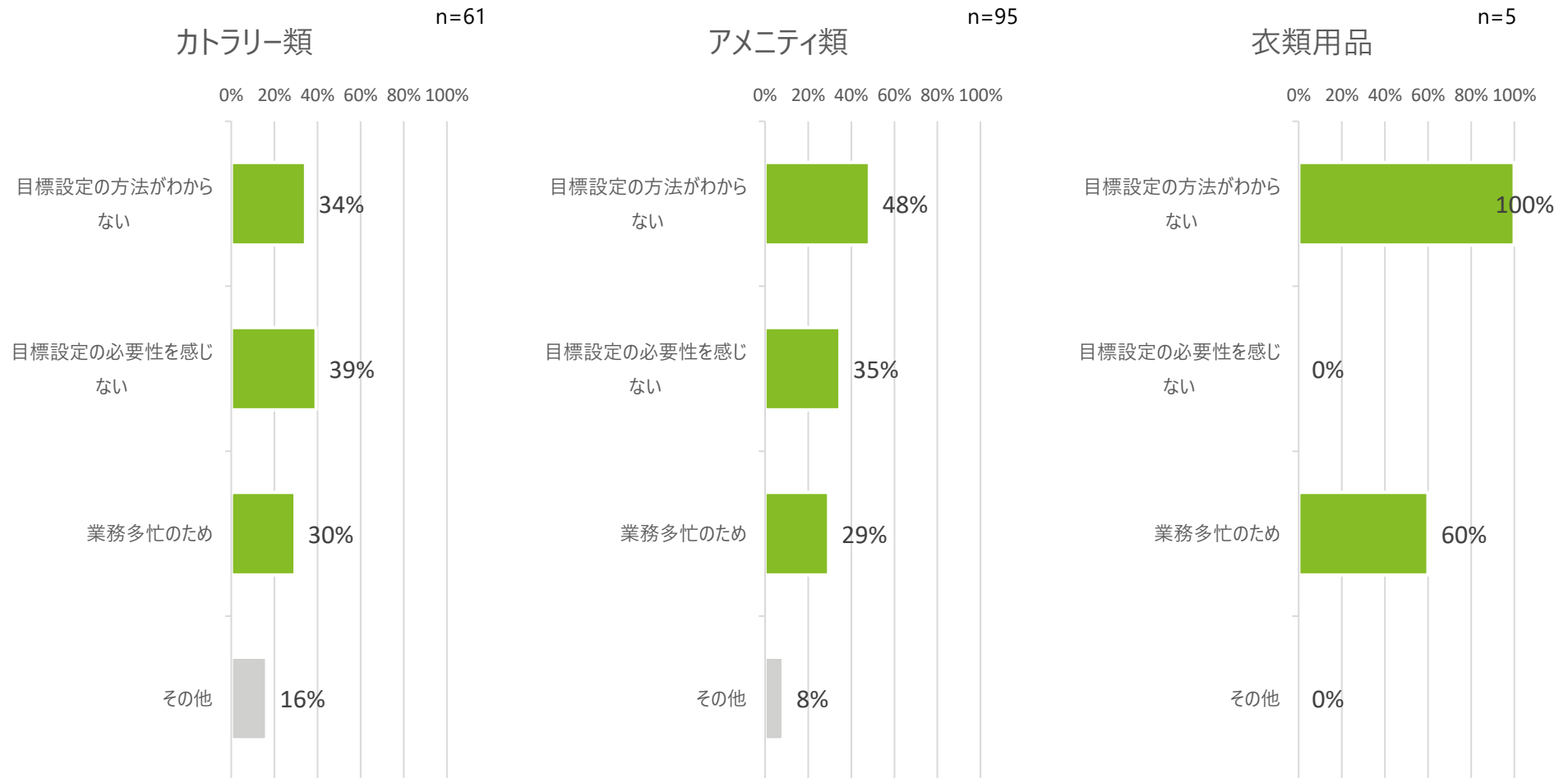
Q13.特定プラスチック使用製品の使用合理化に関する目標を設定していますか？（単一回答）



目標設定を実施していない事業者のうち、目標設定の方法がわからない・目標設定の必要性を感じていない割合が高い

アンケート詳細 目標設定をしない理由

Q14. 「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？（複数回答）



提供量の総量については2030年度を目標に50%前後の削減、原単位については2030年度を目標に25～50%の削減を目標とする傾向。独自の目標設定をしている事業者も存在

アンケート詳細 目標設定状況

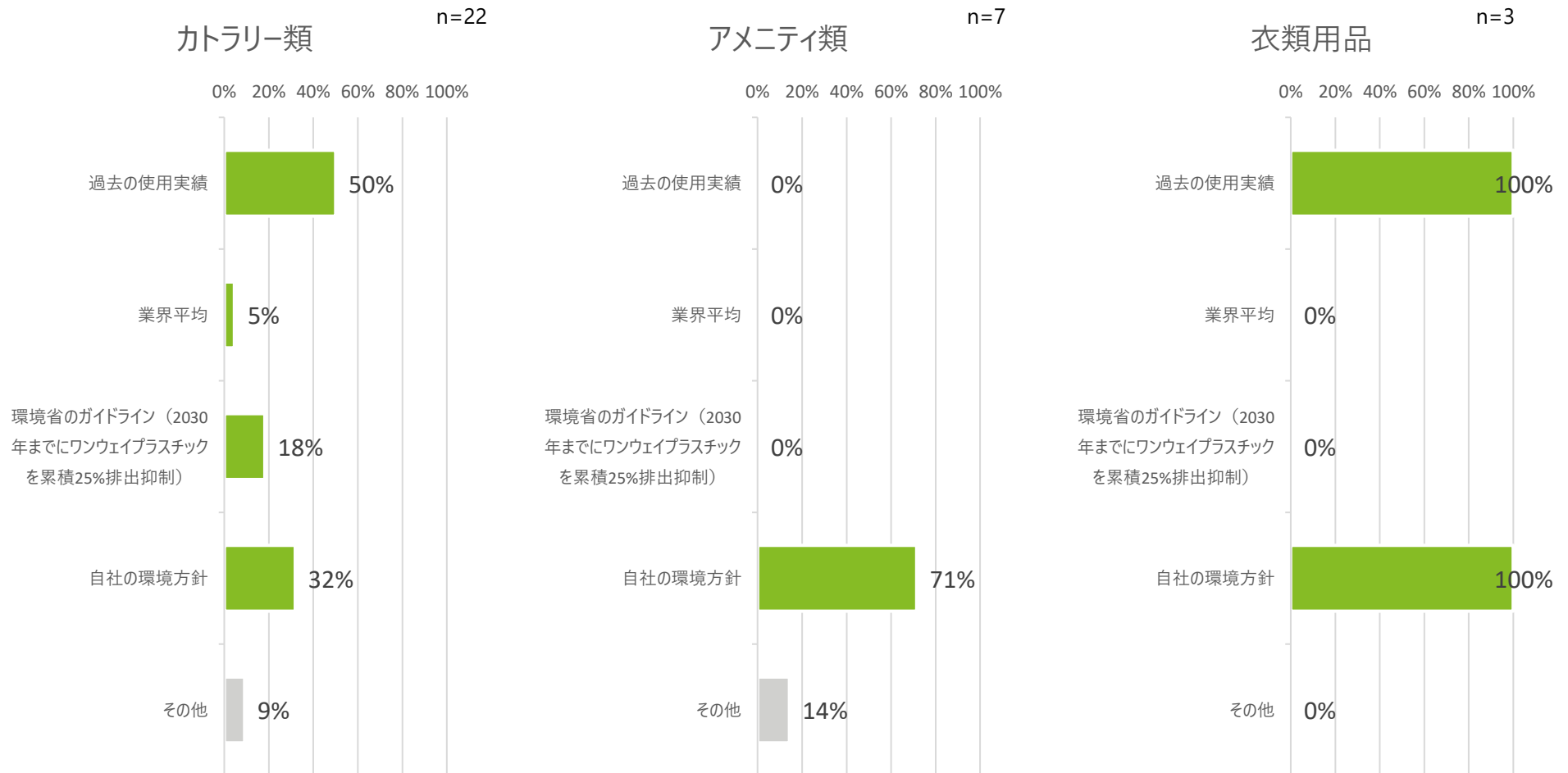
Q15.提供量の総量について目標設定している場合、どのような目標を設定していますか？

	回答
①提供量の総量について目標設定している場合	カトラリー類 ■ 提供量の総量を2025年度（目標年度）に2021年度（基準年度）の80%削減する ■ 提供量の総量を2024年度（目標年度）に2021年度（基準年度）の50%削減する ■ 提供量の総量を2030年度（目標年度）に2018年度（基準年度）の50%削減する ■ 提供量の総量を2025年度（目標年度）に2020年度（基準年度）の40%削減する。バイオプラスチックや再生プラスチックの効果を加味した場合60%削減する ■ 提供量の総量を2030年度（目標年度）に2021年度（基準年度）の60%削減する アメニティ類 ■ 提供量の総量を2030年度（目標年度）に2020年度（基準年度）の30%削減する。バイオプラスチックや再生プラスチックの効果を加味した場合50%削減する
②提供量の原単位について目標設定している場合	カトラリー類 ■ 総売上高あたりの使用量（原単位）を2030年度（目標年度）に2020年度（基準年度）の50%削減する。バイオプラスチックや再生プラスチックの効果を加味した場合50%削減する ■ 売上高あたりの使用量（原単位）を2030年度（目標年度）に2022年度（基準年度）の25%削減する ■ 売上高100万円あたりの使用量（原単位）を2030年度（目標年度）に2021年度（基準年度）の25%削減する ■ 国内百貨店の特定売り場（食料品・紳士・婦人など）あたりの使用量（原単位）を2030年度（目標年度）に2020年度（基準年度）の30%削減する ■ 売上1億円あたりの使用量（原単位）を2030年度（目標年度）に2020年度（基準年度）の50%削減する ■ 売上あたりの使用量（原単位）を2030年度（目標年度）に2021年度（基準年度）の30%削減する
③その他の形式で目標設定している場合 ※一部抜粋	カトラリー類 ■ 2030年度の特定プラ提供率（原単位）を2021年度比25%以上削減 ■ 石油由来プラスチック製カトラリーの使用を0%へ アメニティ類 ■ 2030年度までにプラスチック製のアメニティを全て排除 衣類用品 ■ 2030年までにハンガーの回収率を70%削減 ※回収率 = (リユース本数 + リサイクル本数) ÷ (リユース本数 + 購入本数)

過去の使用実績や自社の環境方針を根拠に特定プラの使用合理化に関する目標設定を行っている傾向

アンケート詳細 目標設定の根拠

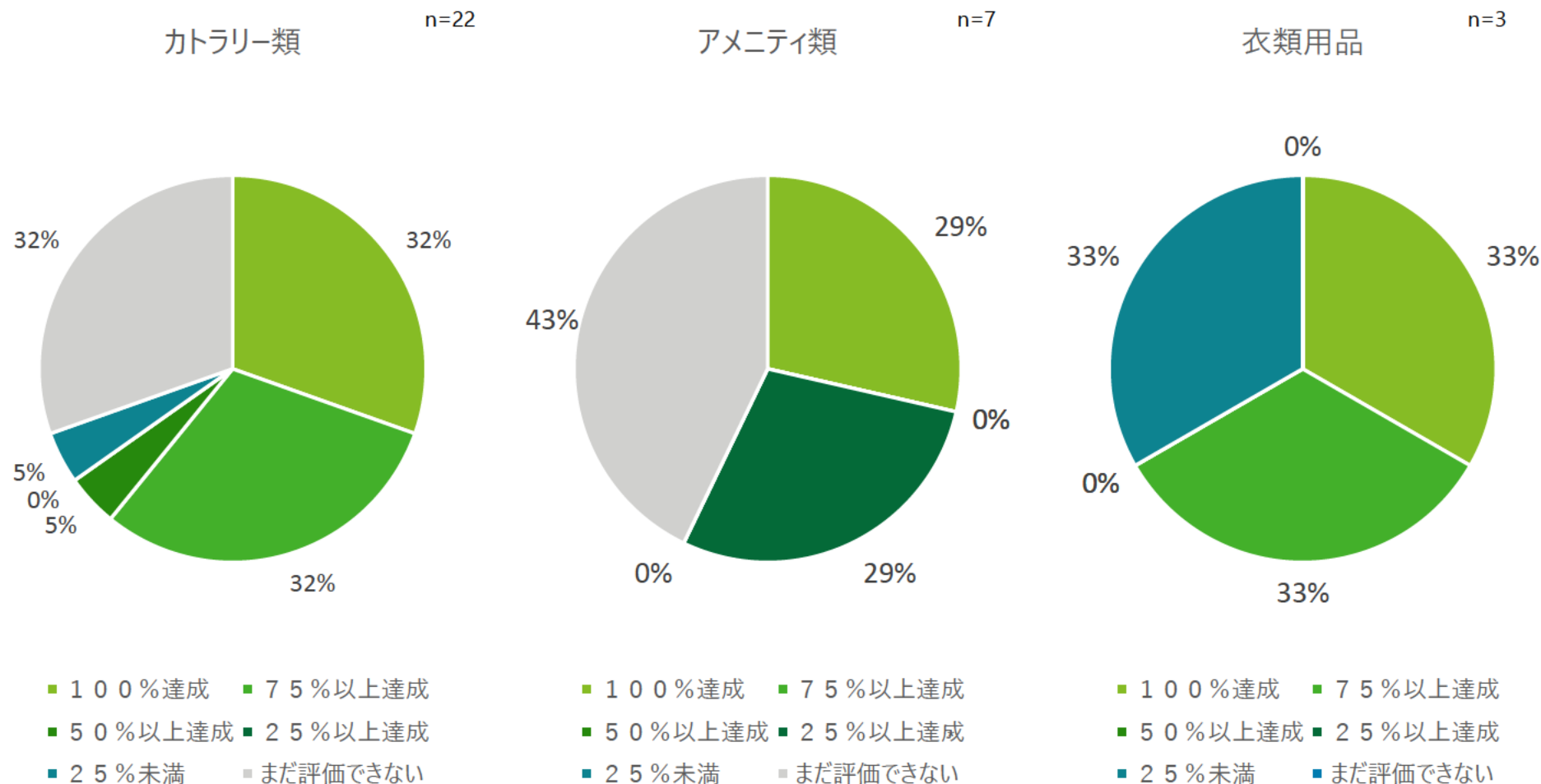
Q16.目標を設定している場合、どのような根拠に基づいて設定しましたか？（複数回答）



カトラリー類とアメニティ類の事業者の目標達成度合いはまばらであり、まだ評価できていない事業者も一定数存在。衣類用品では達成済みと未達がそれぞれ存在

アンケート詳細 目標達成度合い

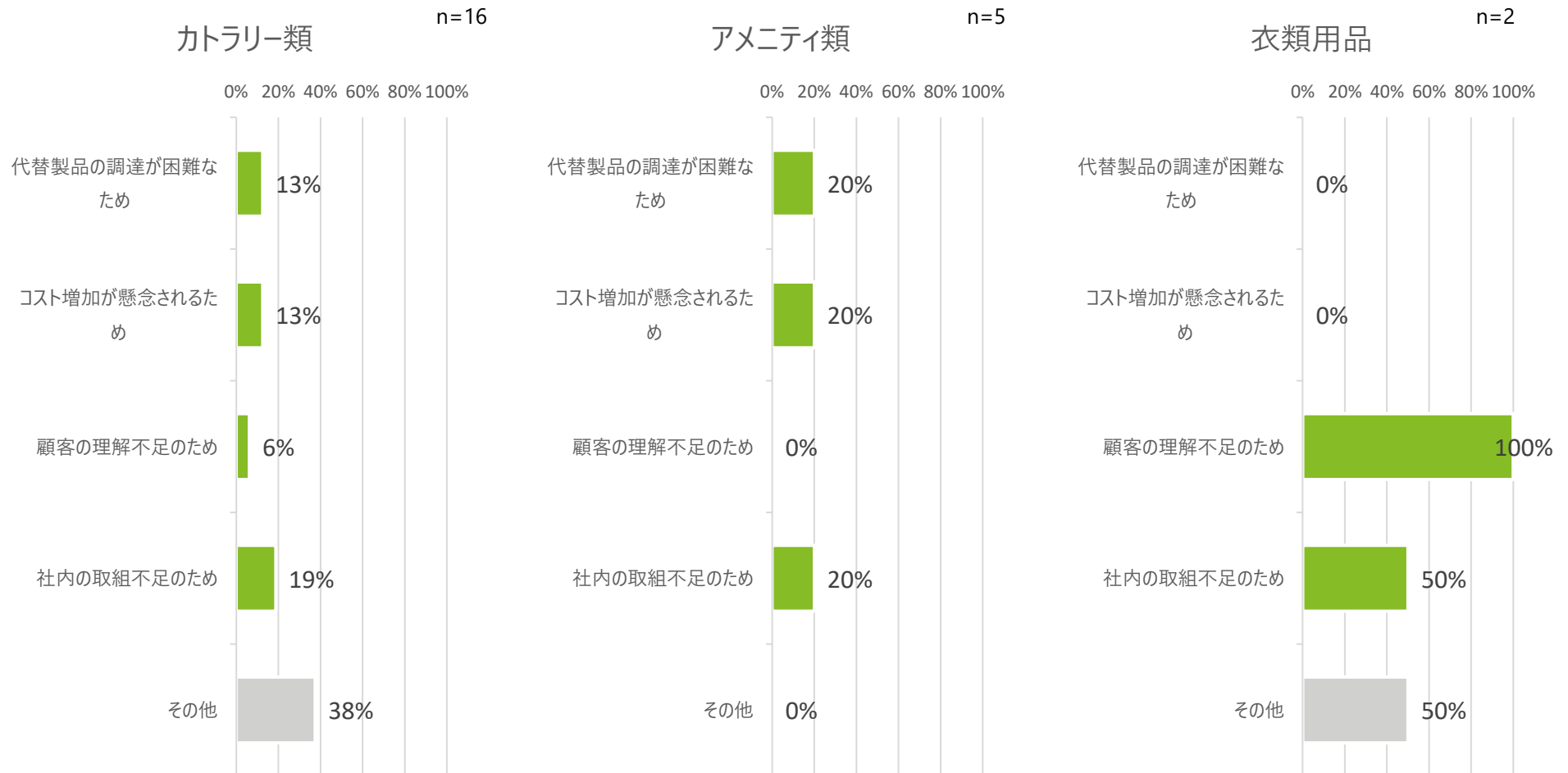
Q17.目標の達成度合いはどの程度ですか？（単一回答）



目標未達の理由としては、代替製品の調達が困難・コスト増加を懸念・社内の取組不足が理由として挙げられる。衣類用品では顧客の理解不足という回答も存在

アンケート詳細 目標未達の理由

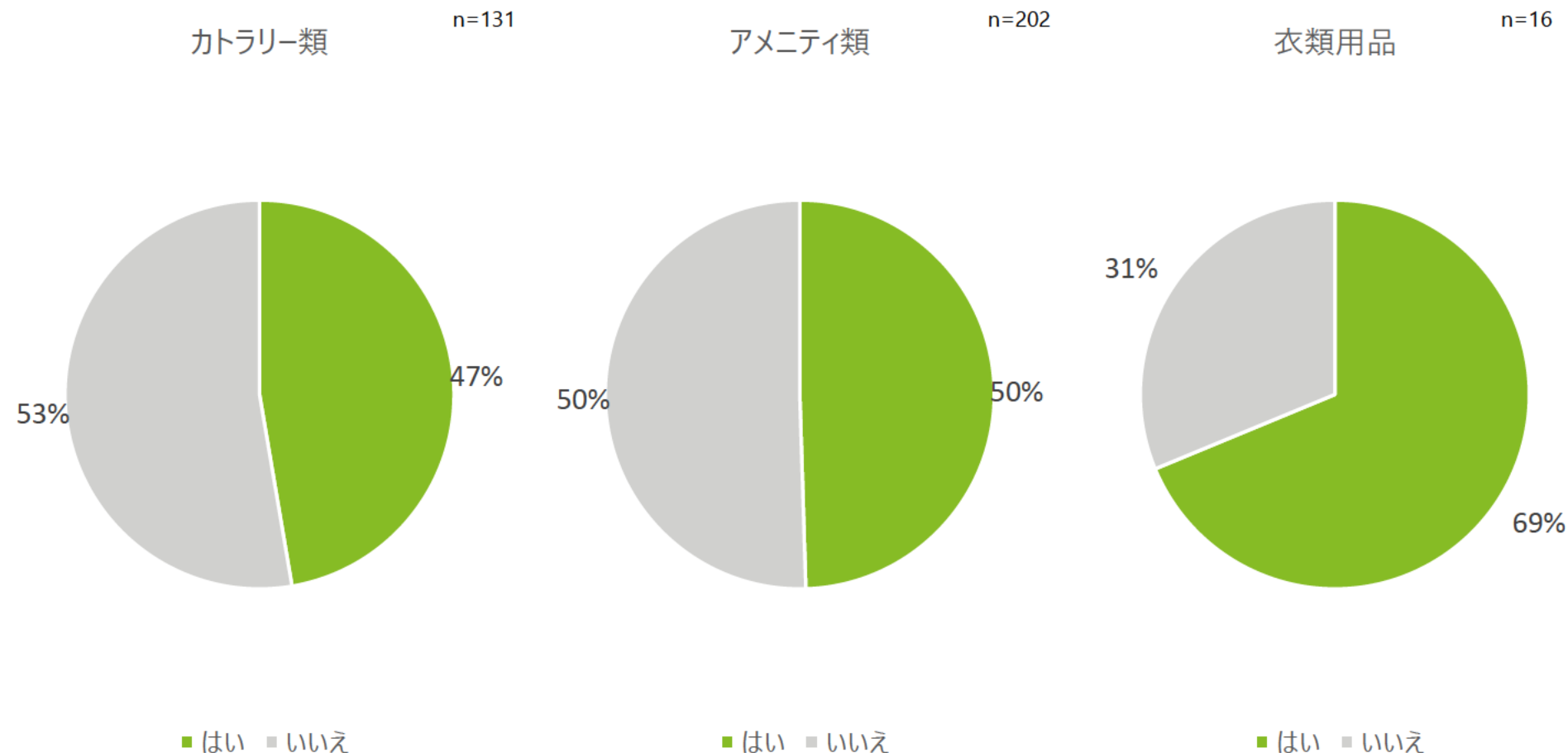
Q18.目標未達の場合、その主な理由は何ですか？（複数回答）



いずれのカテゴリーにおいても、半数前後の事業者は特定プラ使用合理化の取組を実施しており、衣類用品の事業者の取組実施割合が最も高い

アンケート詳細 特定プラ使用合理化の取組有無

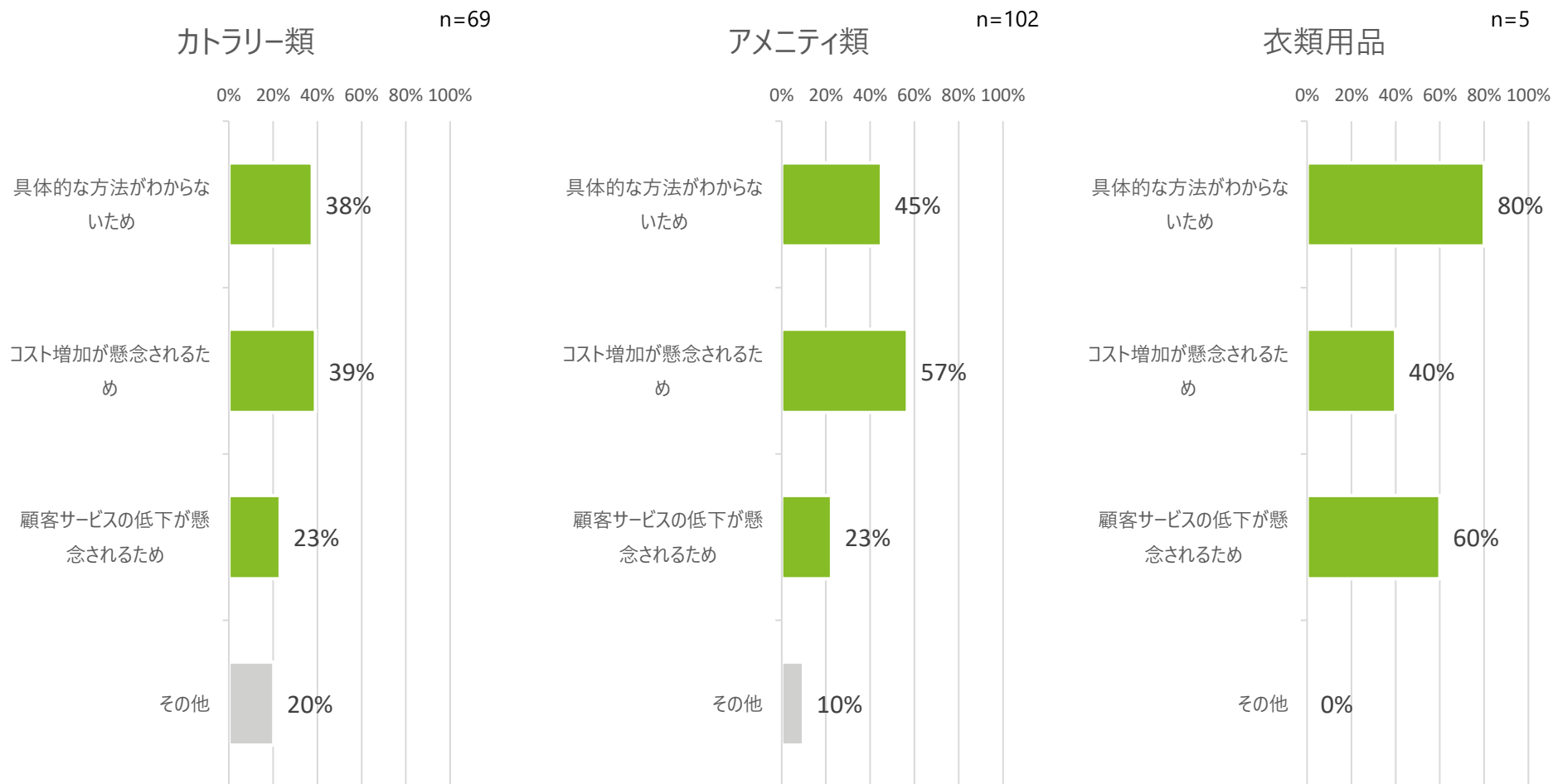
Q19.特定プラスチック使用製品の使用合理化に取り組んでいますか？（単一回答）



いずれのカテゴリーにおいても、大部分の事業者が取組の具体的な方法がわからない・コスト増加の懸念により、特定プラ使用合理化の取組を実施できていない

アンケート詳細 特定プラ使用合理化の取組をしない理由

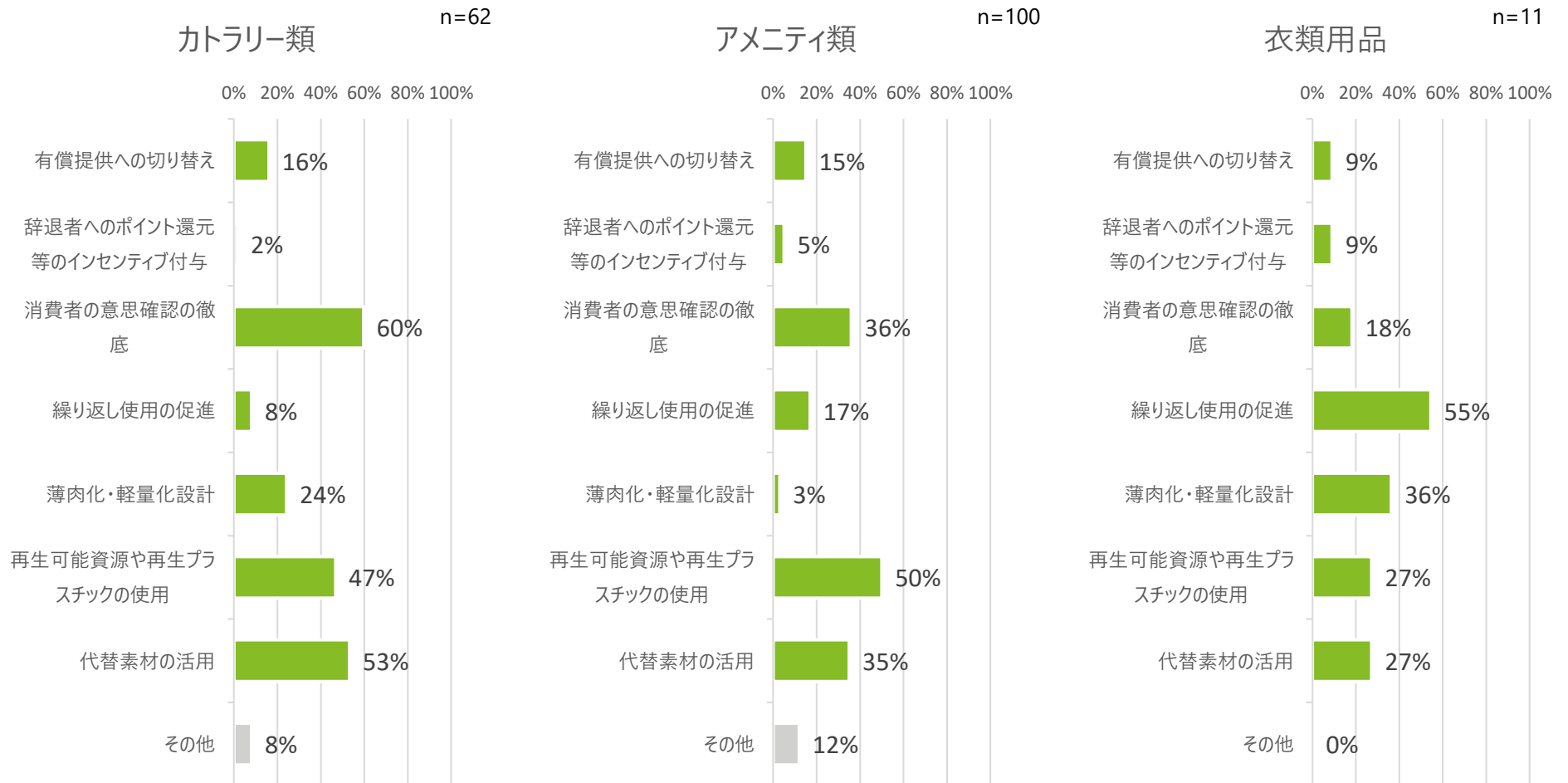
Q20.「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？（複数回答）



いずれのカテゴリーにおいても、消費者の意思確認の徹底・再生可能資源や再生プラの使用・代替素材の活用を実施している事業者が多い

アンケート詳細 特定プラ使用合理化の取組手法

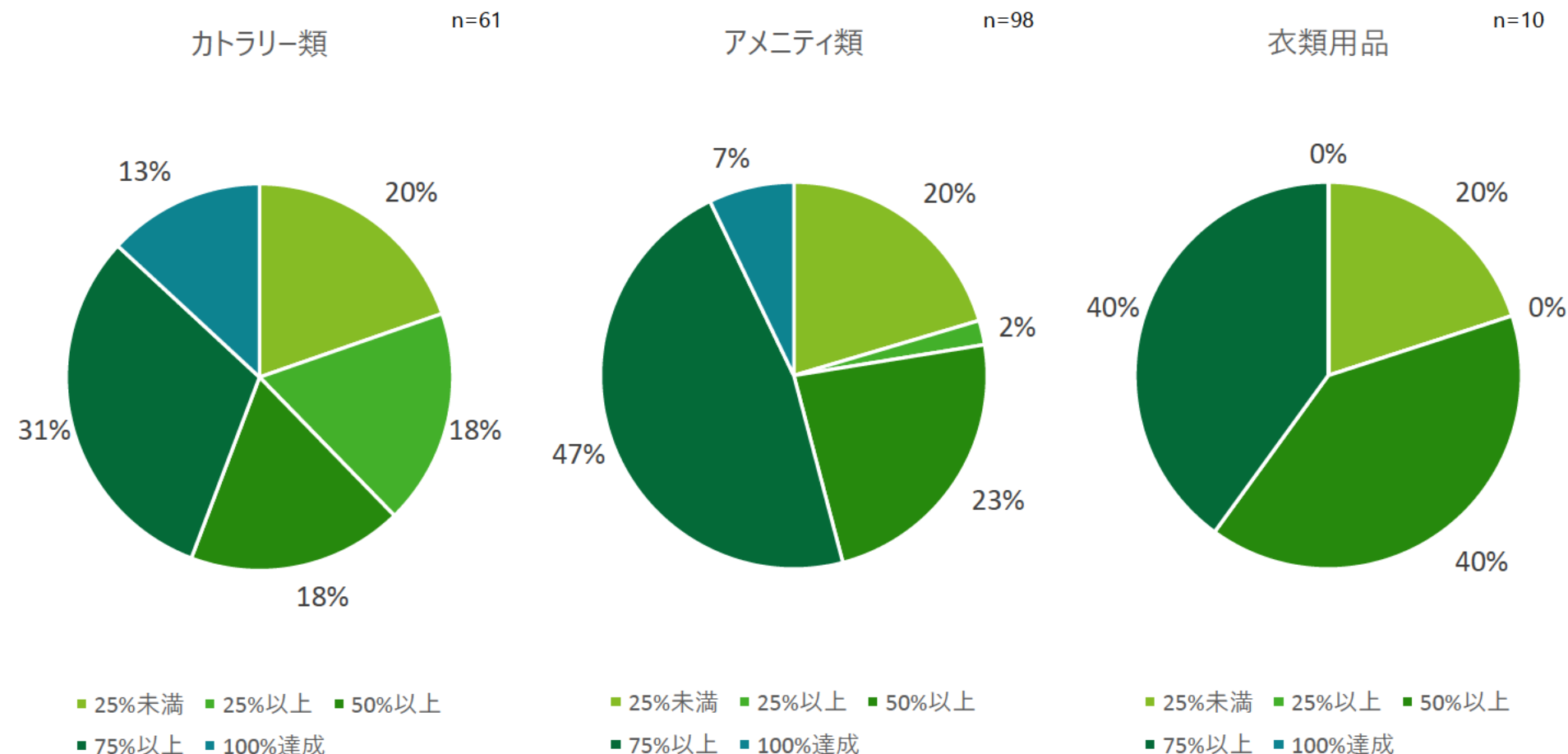
Q21.使用合理化のためにどのような手法を採用していますか？（複数回答）



アメニティ類では半数以上の事業者が75%以上の削減を実施。カトラリー類では100%削減の事業者も一定数存在。衣類用品では50%以上削減の事業者が大部分を占める

アンケート詳細 特定プラ使用合理化による削減効果

Q22.使用合理化による削減効果はどの程度ですか？

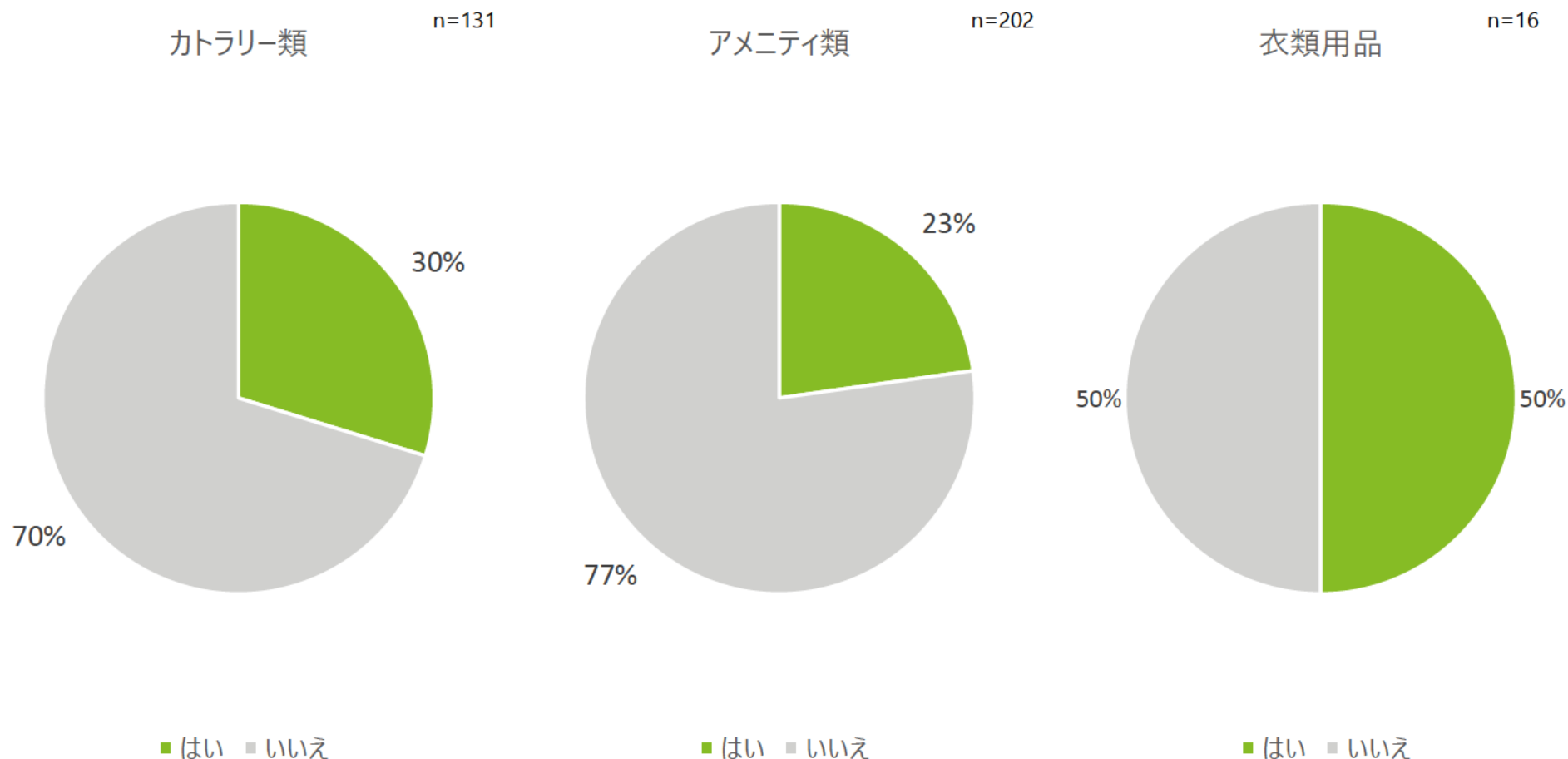


* 比較年度は2000年度比が4件、2018年度比が2件、2019年度比が14件、2020年度比が19件、2021年度比が14件、2022年度比が26件、2023年度比が85件

カトラリー類/アメニティ類を提供している事業者でプラ廃棄物の排出抑制に関する情報提供を行っている事業者は3割以下に留まるが、衣類用品の事業者は半数が実施している

アンケート詳細 情報提供の有無

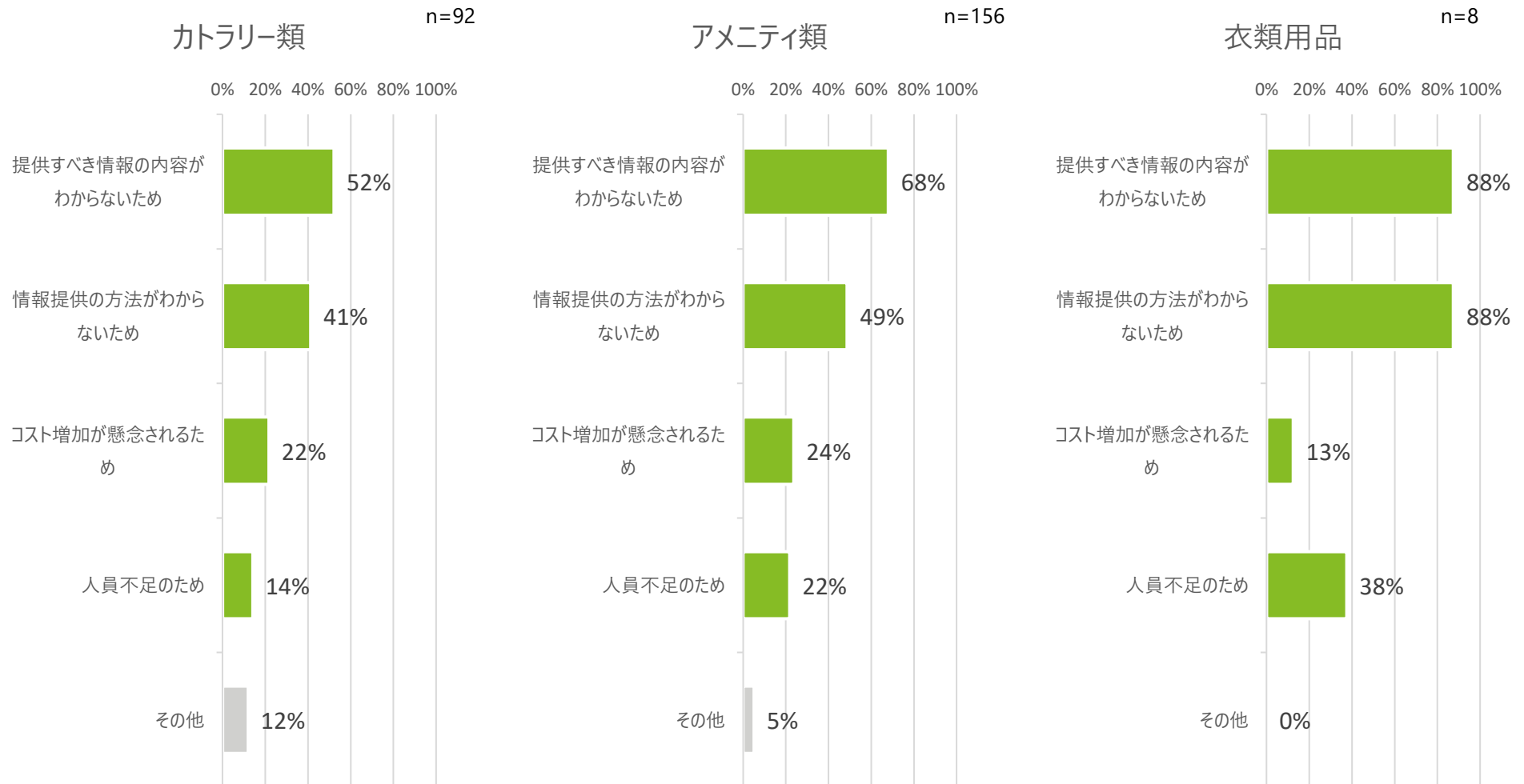
Q23.プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制に関する情報提供を行っていますか？（単一回答）



いずれのカテゴリーにおいても、情報提供が実施できていない理由として、提供すべき情報の内容がわからない・情報提供の方法がわからないことが大部分を占めている

アンケート詳細 情報提供をしない理由

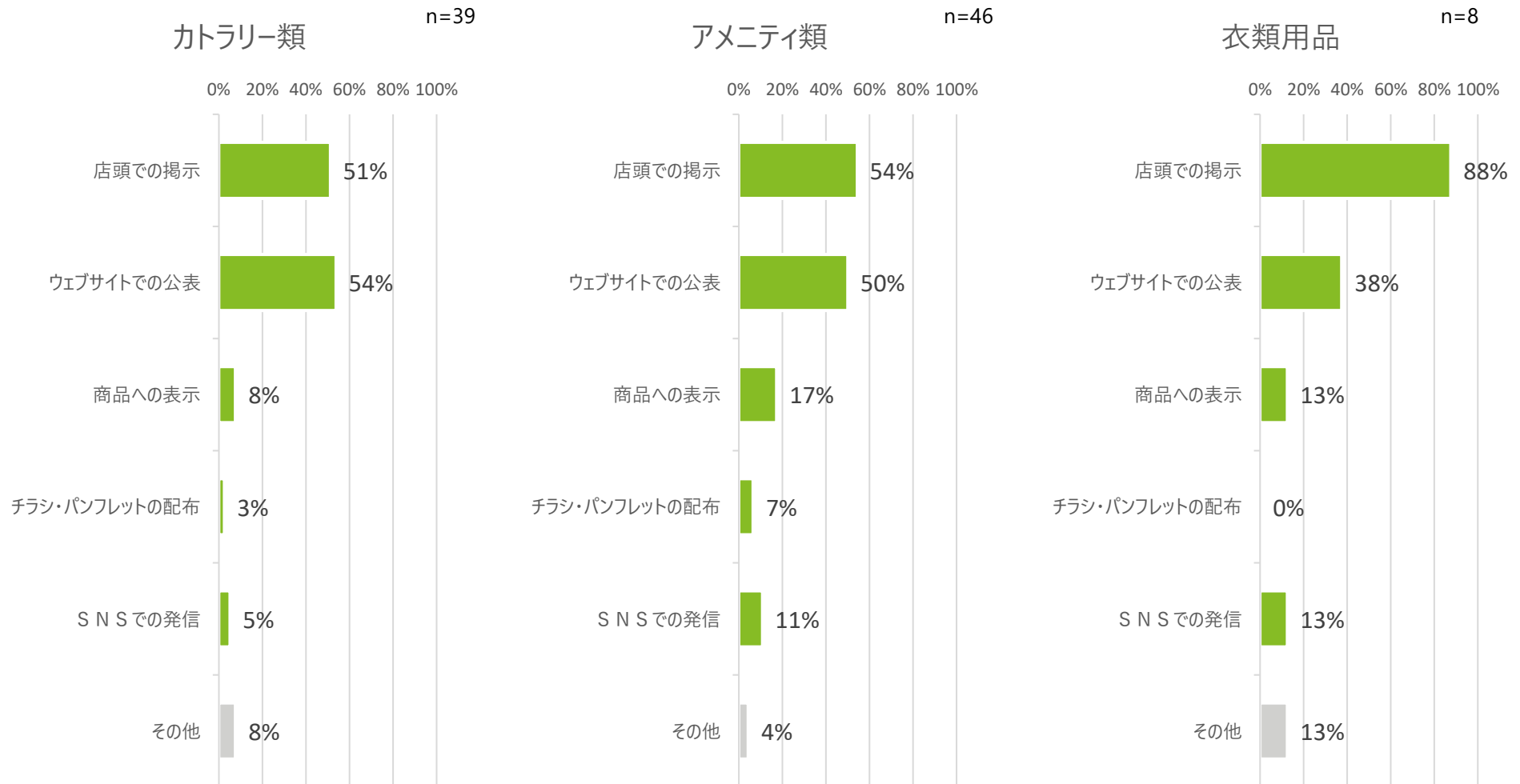
Q24.「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？（複数回答）



いずれのカテゴリーにおいても、情報提供の手法として店頭での掲示やウェブサイトでの公表など、顧客の目に付きやすい媒体での発信に重きが置かれている

アンケート詳細 情報提供の手法

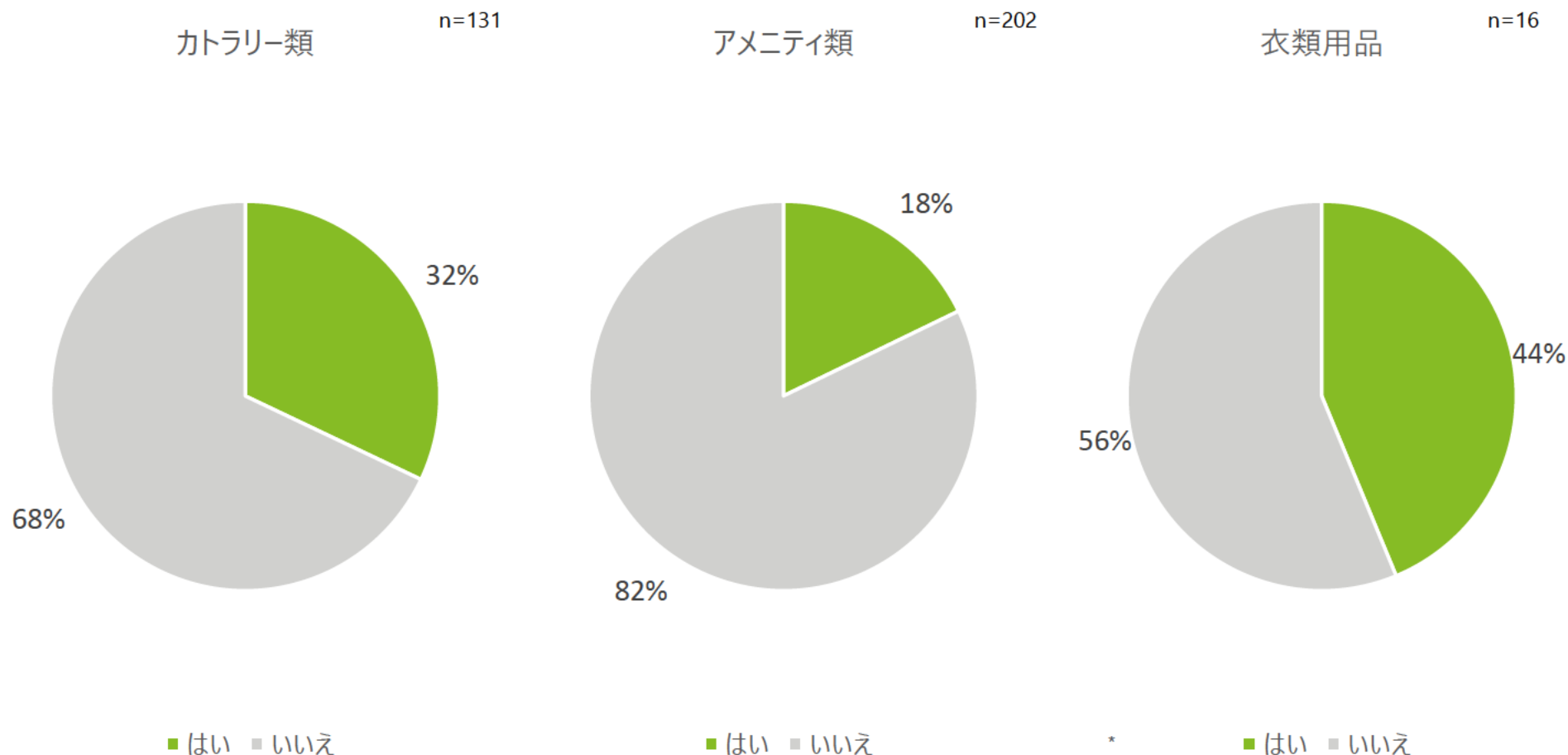
Q25.情報提供はどのような手法を採用していますか？（複数回答）



カトラリー類/衣類用品の事業者のうち、社内での特定プラ使用合理化のための体制整備は3、4割ほどで実施されているが、アメニティ類では2割以下と取組が特に進んでいない

アンケート詳細 体制整備の有無

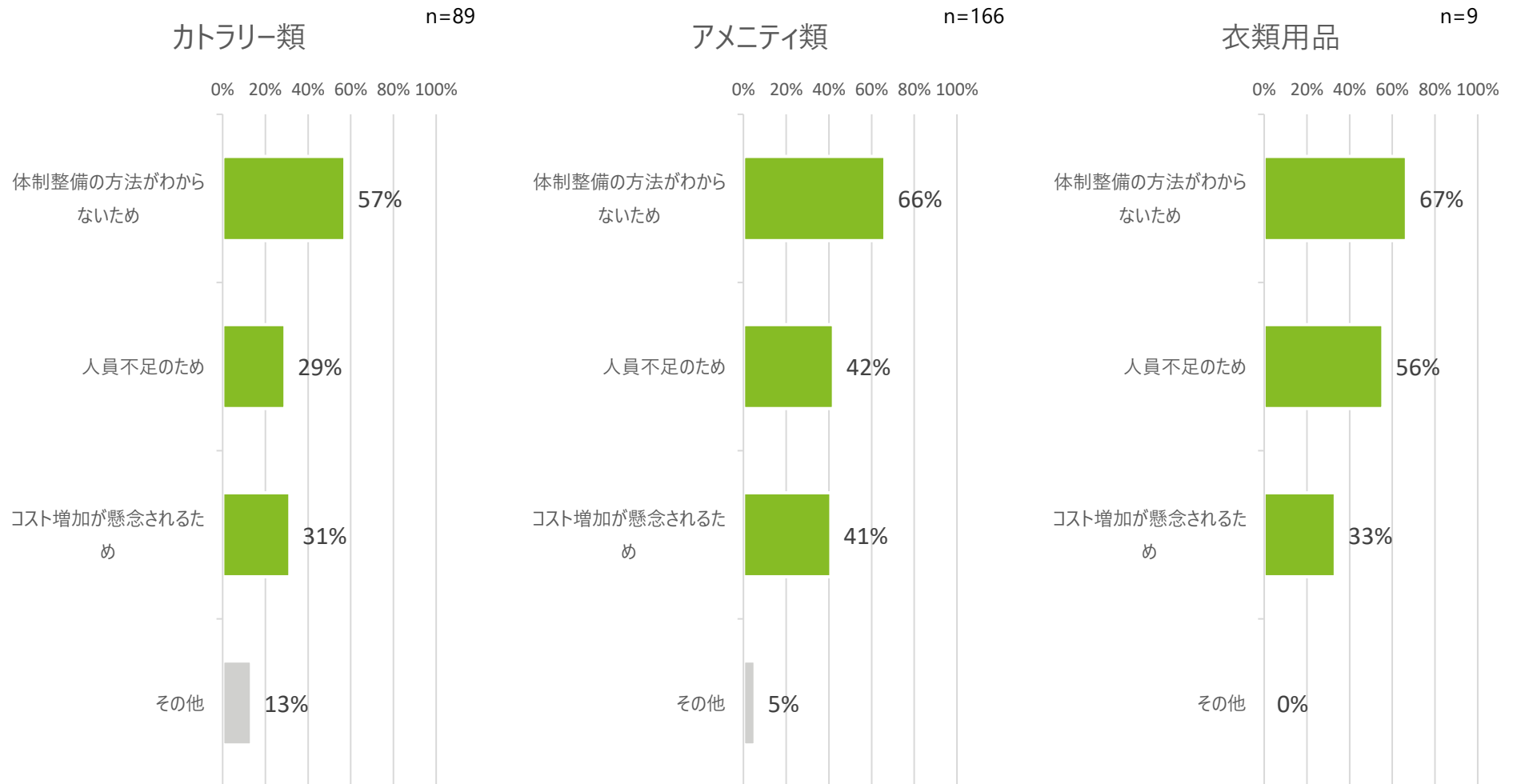
Q26.特定プラスチック使用製品の使用合理化のための体制を整備していますか？（単一回答）



いずれのカテゴリーにおいても、社内での体制整備ができていない理由として、体制整備の方法がわからない・人員不足・コスト増加の懸念が挙げられる

アンケート詳細 体制整備をしない理由

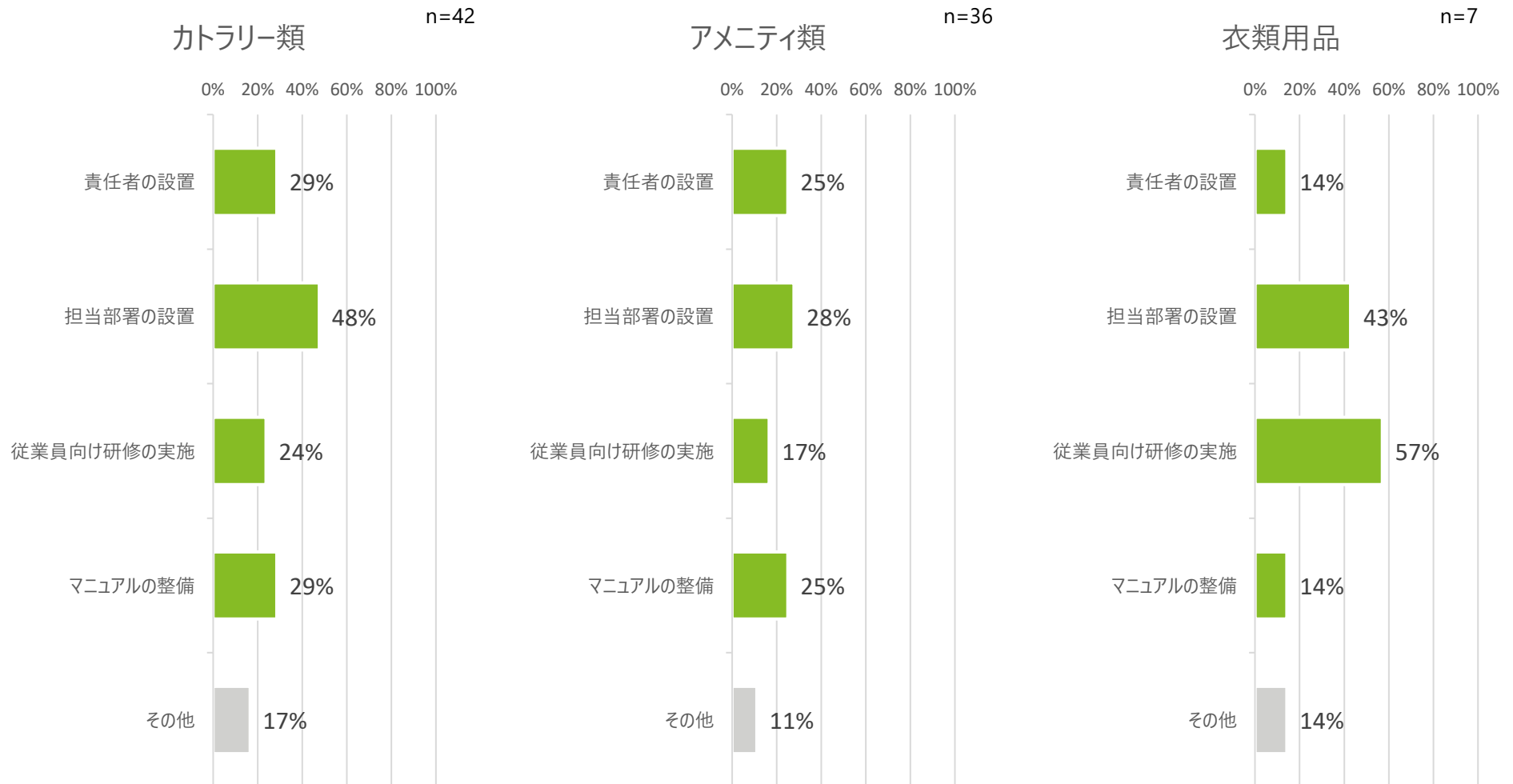
Q27.「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？（複数回答）



体制整備の手法として、責任者/担当部署の設置・従業員向けの研修・マニュアルの整備を実施している事業者はそれぞれ一定割合存在

アンケート詳細 体制整備の手法

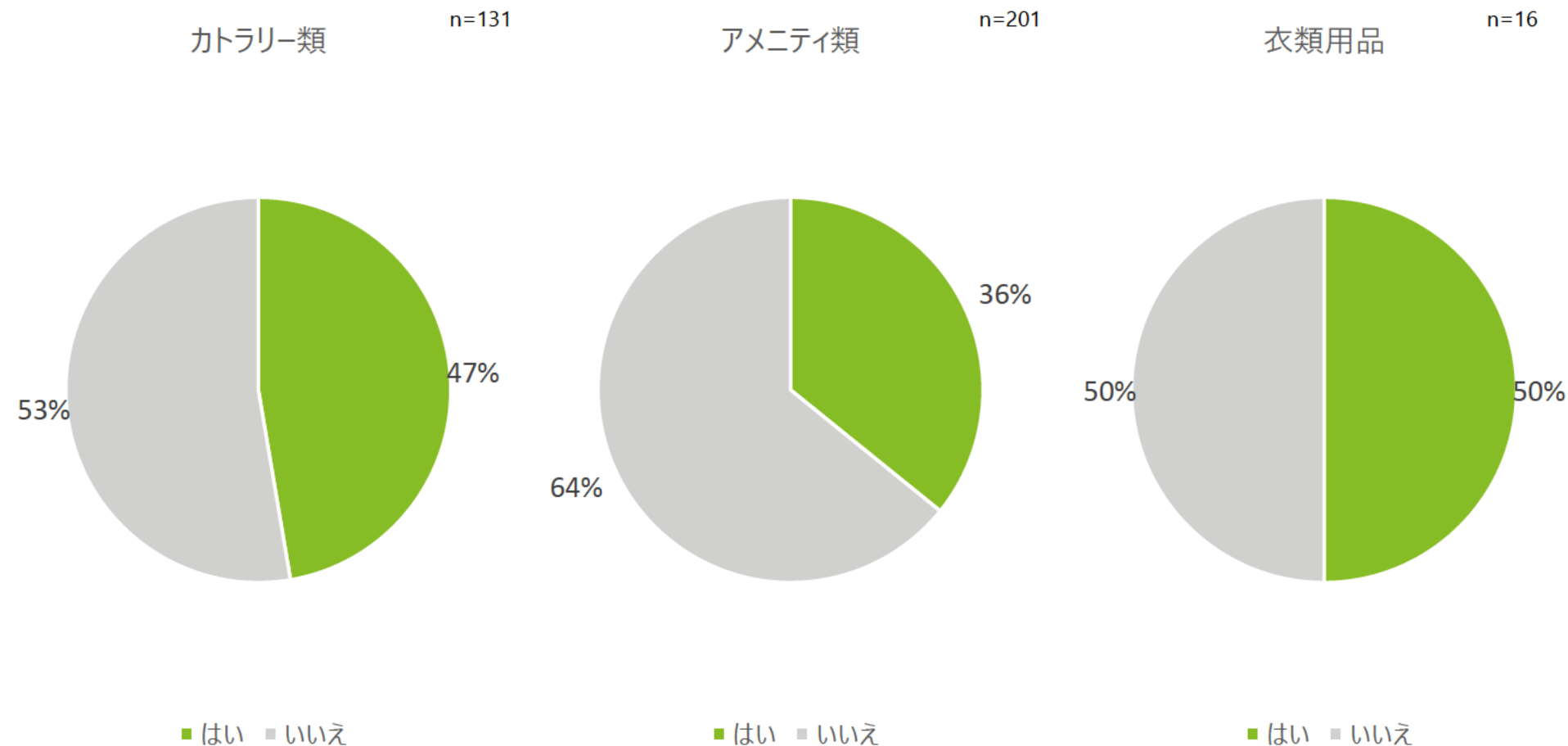
Q28.どのような体制整備を行っていますか？（複数回答）



カトラリー類/衣類用品の事業者のうち、特定プラ使用合理化における安全性等への配慮は約5、6割で実施されているが、アメニティ類では4割以下と取組が特に進んでいない

アンケート詳細 安全性等への配慮有無

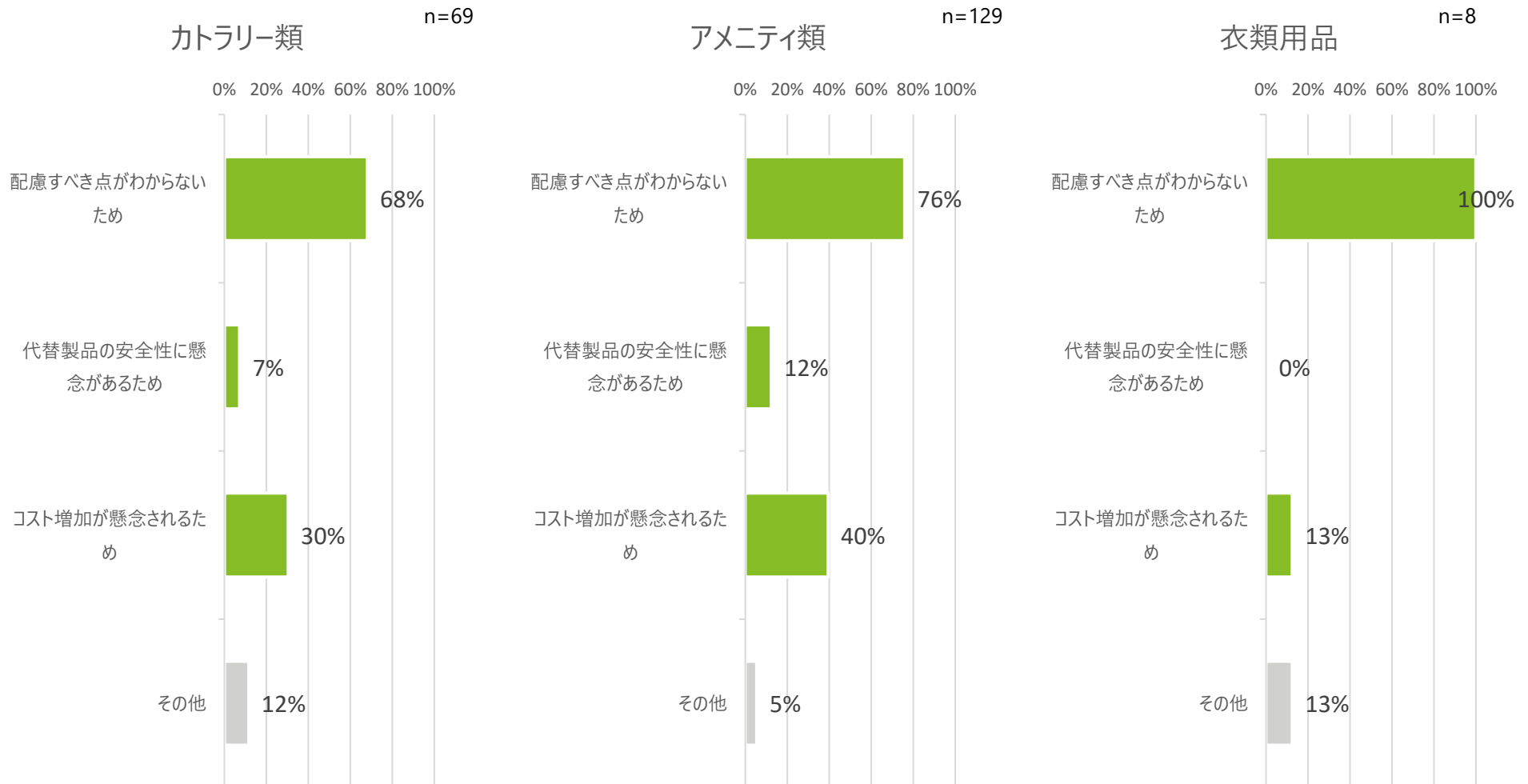
Q29.特定プラスチック使用製品の使用合理化にあたり、安全性等への配慮を行っていますか？（単一回答）



いずれのカテゴリーにおいても、安全性等への配慮の取組を実施しない理由として、配慮すべき点がわからない・コスト増加を懸念する事業者の割合が多い

アンケート詳細 安全性等への配慮をしない理由

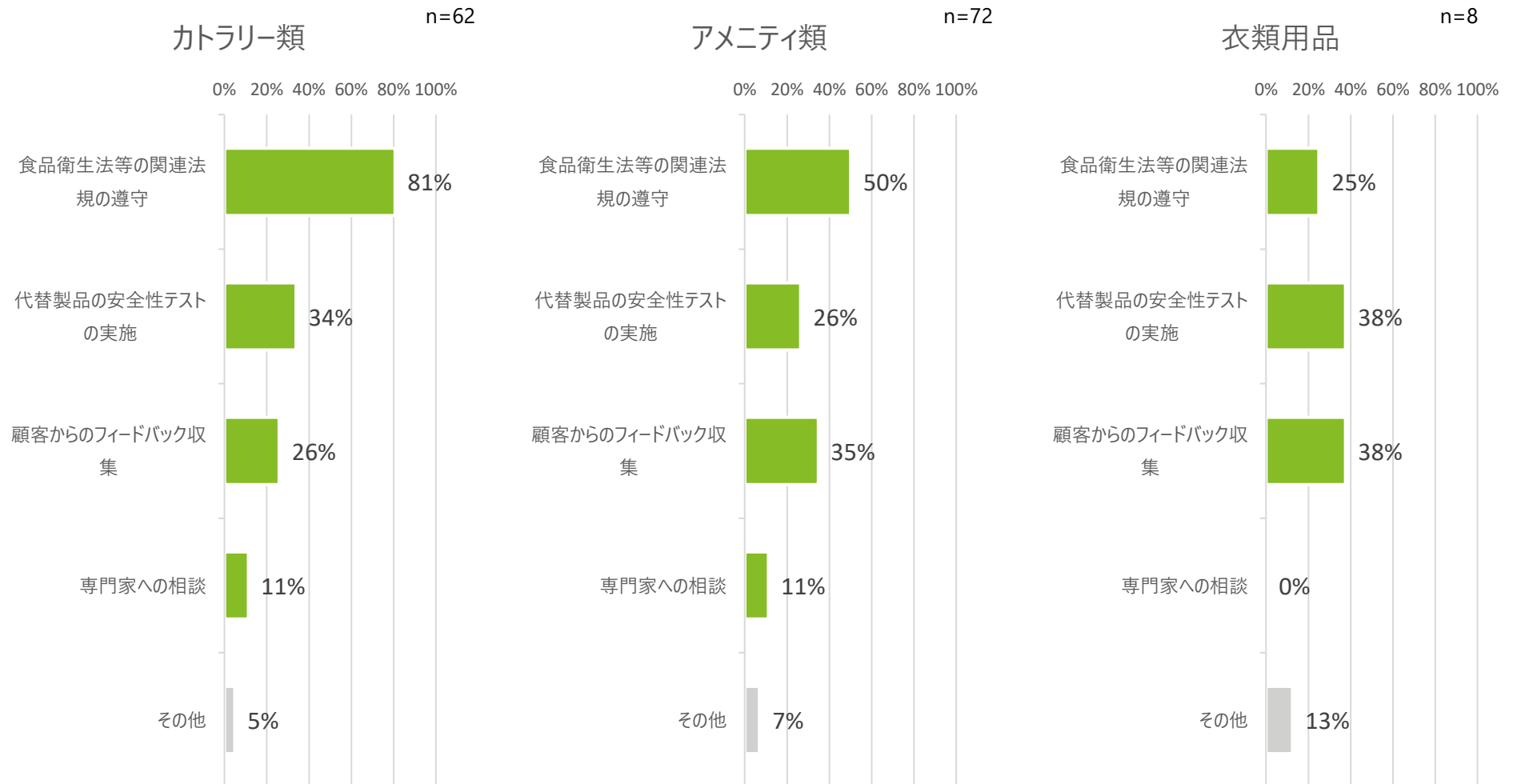
Q30.「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？（複数回答）



いずれのカテゴリーにおいても、安全性等への配慮の取組として、関連法規の遵守（カトラリー類では50%超）・安全性テスト実施・顧客の声収集が大部分を占めている

アンケート詳細 安全性等への配慮の取組手法

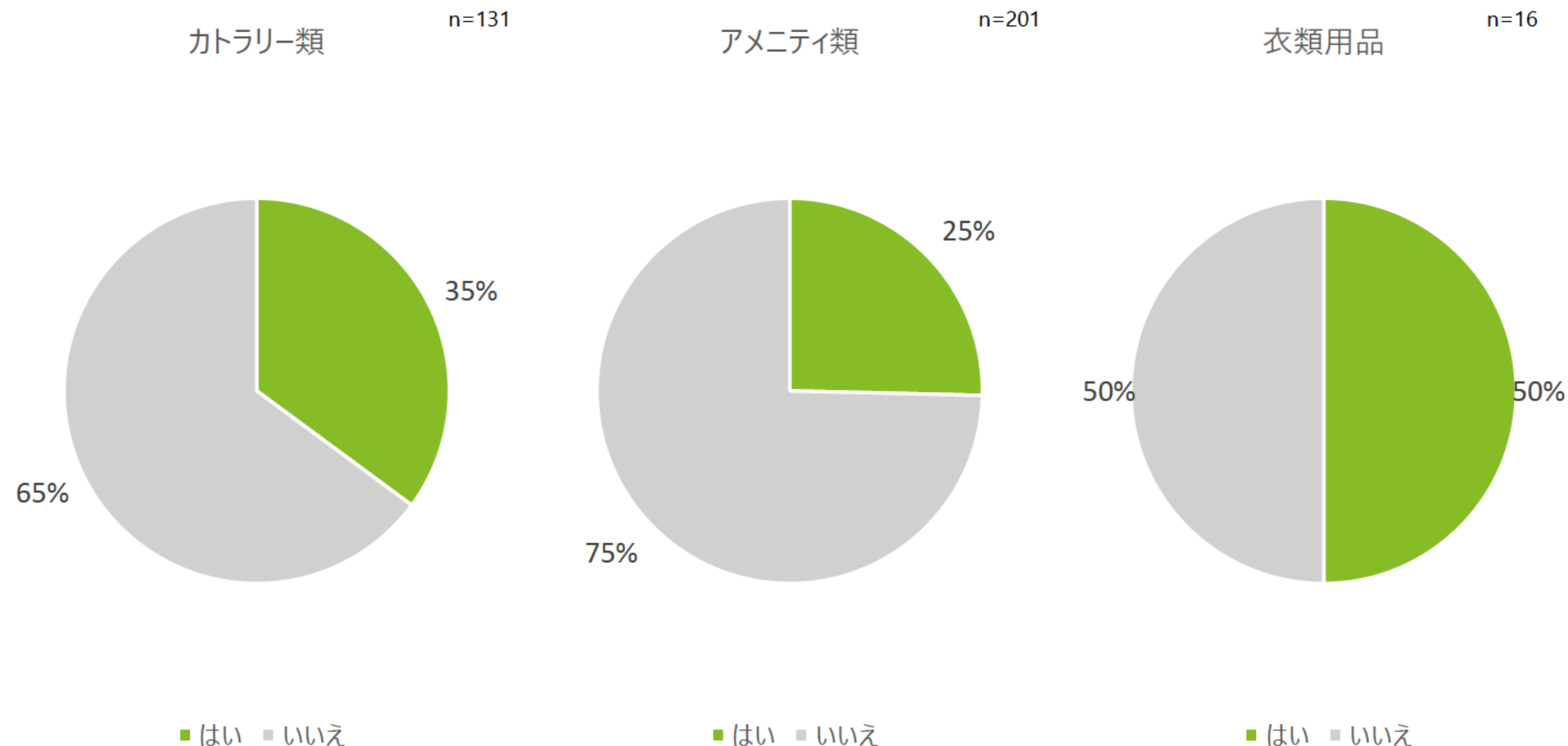
Q31.どのような安全性等への配慮を行っていますか？（複数回答）



衣類用品では半数の事業者が特定プラ使用合理化の取組による効果を把握している一方で、カトラリー類/アメニティ類で取組の効果を把握している事業者は約3、4割に留まる

アンケート詳細 効果把握の有無

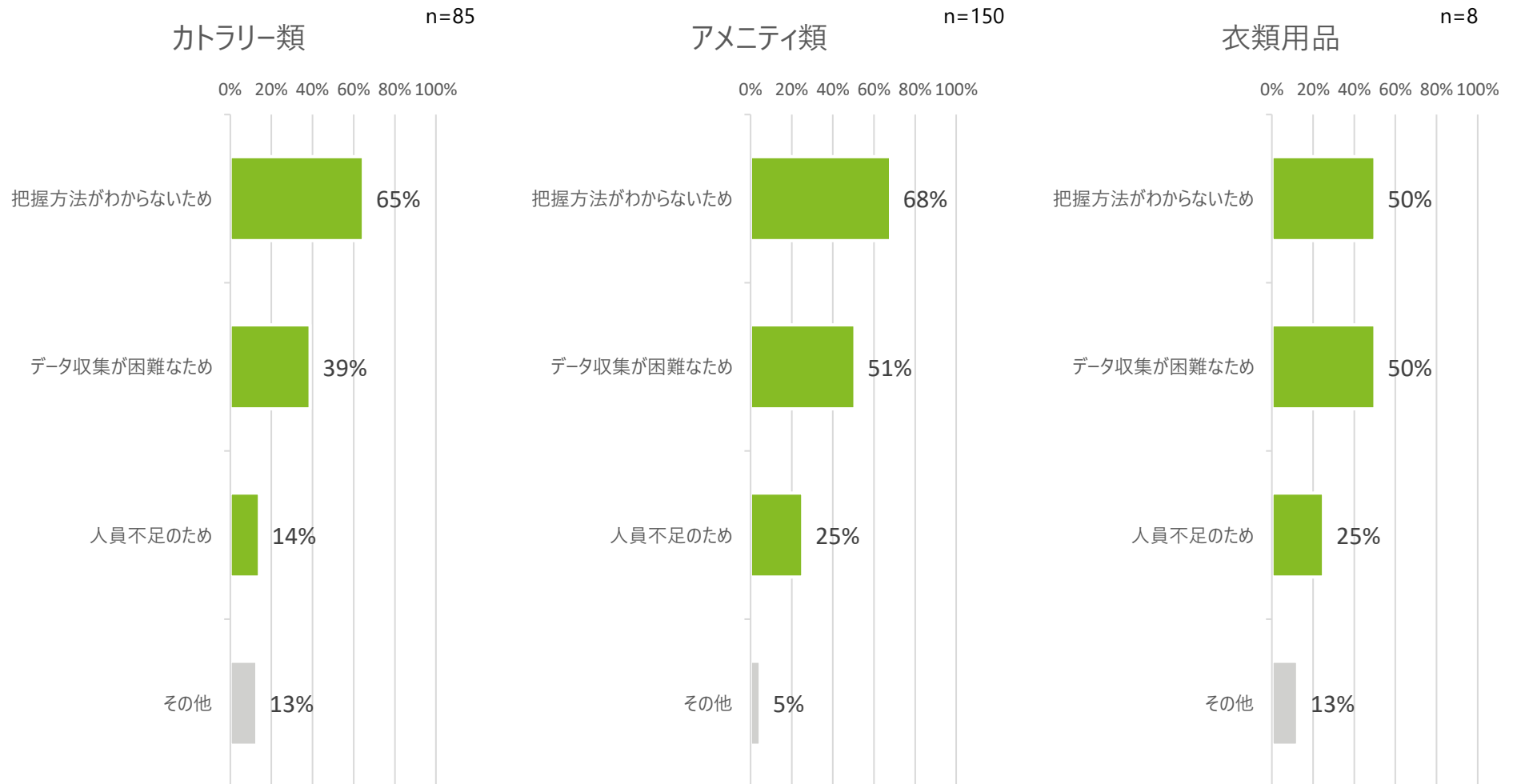
Q32.特定プラスチック使用製品の使用合理化の取組による効果を把握していますか？（単一回答）



いずれのカテゴリーにおいても、取組による効果の把握をしていない理由として、把握方法がわからない・データ収集が困難である事業者が多い

アンケート詳細 効果を把握しない理由

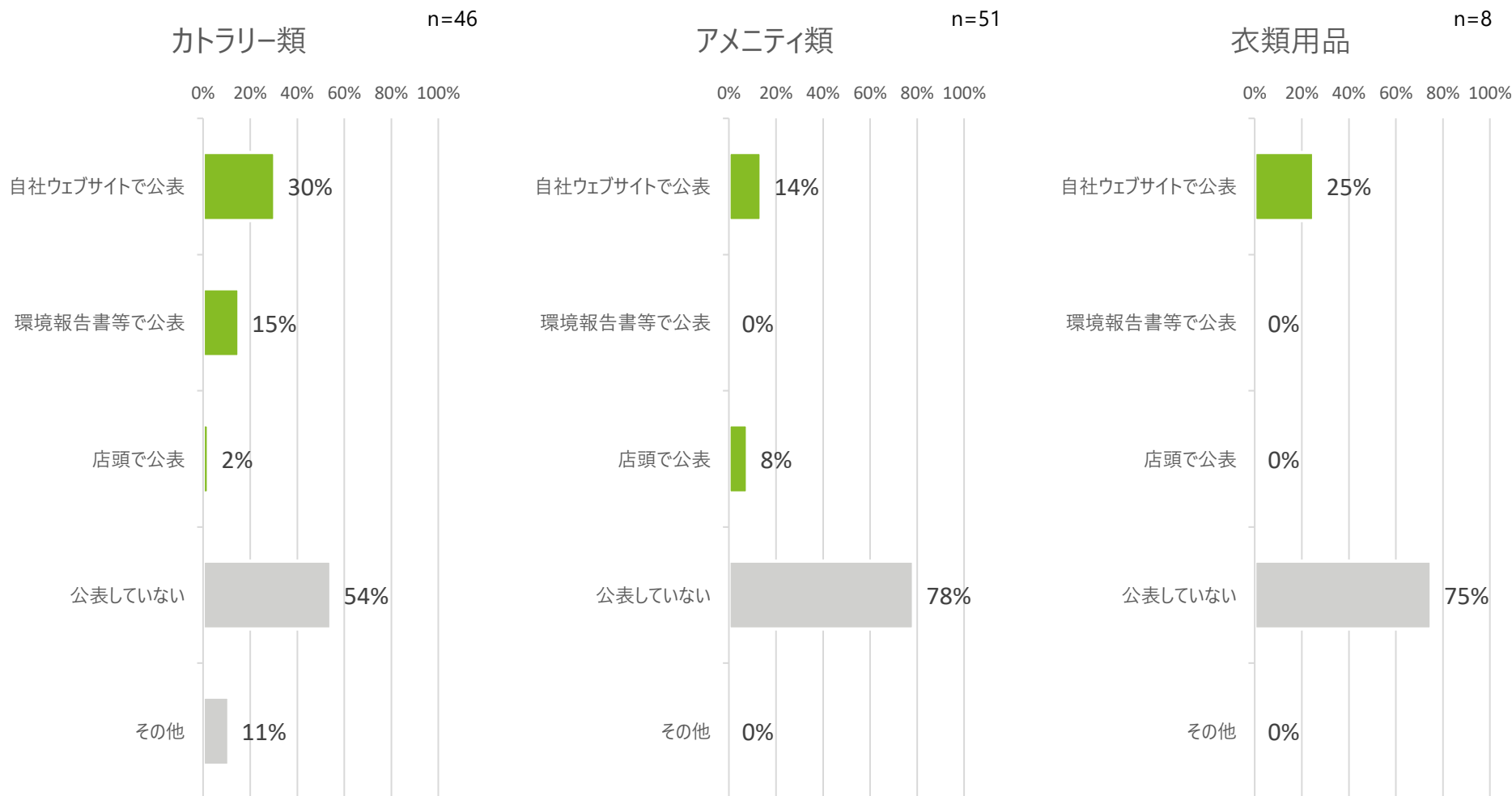
Q33.「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？（複数回答）



カトラリー類では主に自社ウェブサイトにて取組による効果の公表をしているが、いずれのカテゴリーにおいても、半数以上の事業者が把握した情報を公表していないと回答

アンケート詳細 把握した情報の公表方法

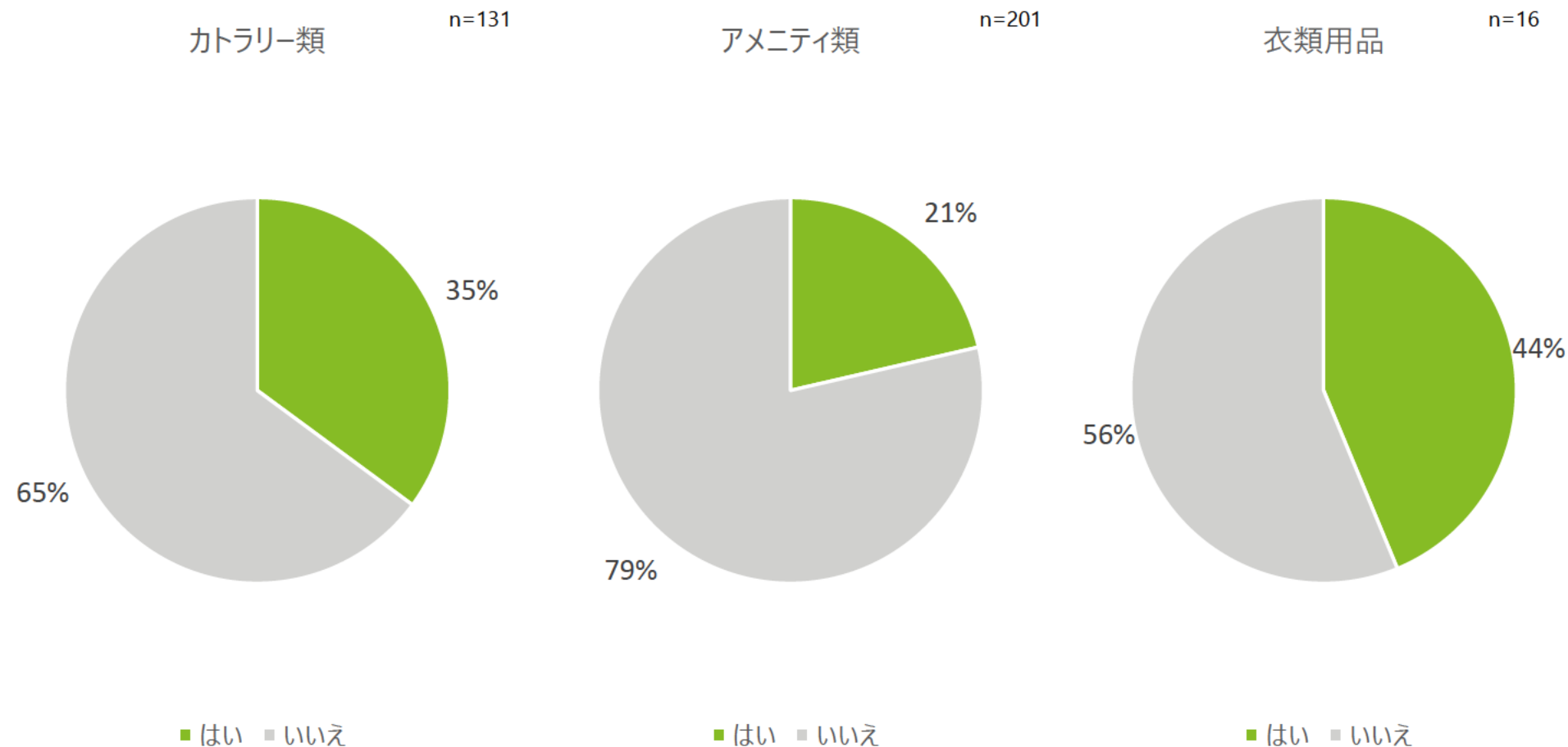
Q34.把握した情報をどのように公表していますか？（複数回答）



いずれの 카테고리においても、特定プラ使用合理化に関して関係者との連携を図っている事業者はそれぞれ2、3割ほどに留まる

アンケート詳細 関係者との連携有無

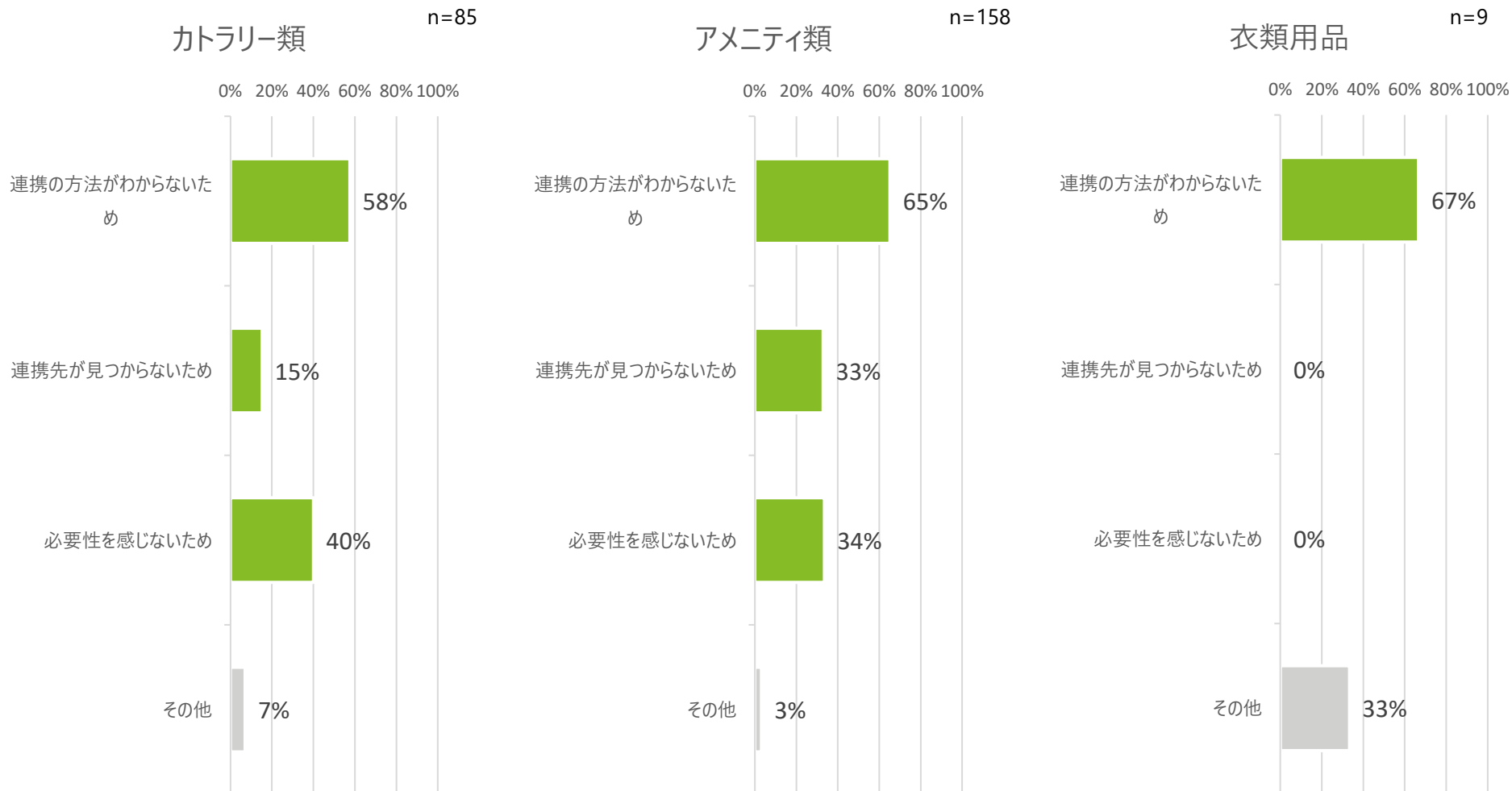
Q35.特定プラスチック使用製品の使用合理化に関して、関係者との連携を図っていますか？（単一回答）



いずれのカテゴリーにおいても、関係者との連携をしていない理由として 連携の方法がわからない・必要性を感じていないと回答した事業者が大部分を占める

アンケート詳細 関係者と連携しない理由

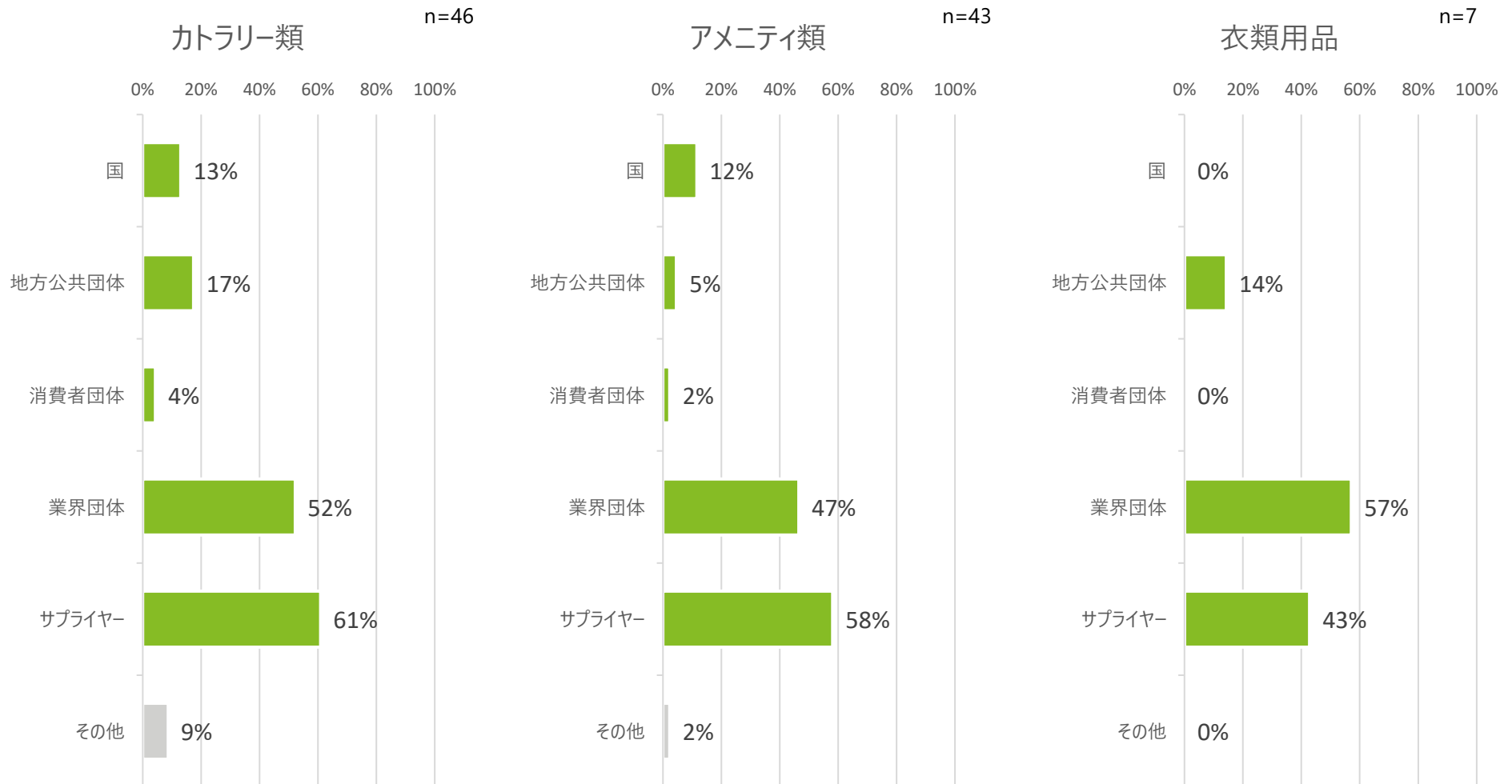
Q36.「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？（複数回答）



いずれのカテゴリーにおいても、業界団体やサプライヤーといった、事業活動において関わりの深い関係者との連携が多い傾向にある

アンケート詳細 連携している関係者

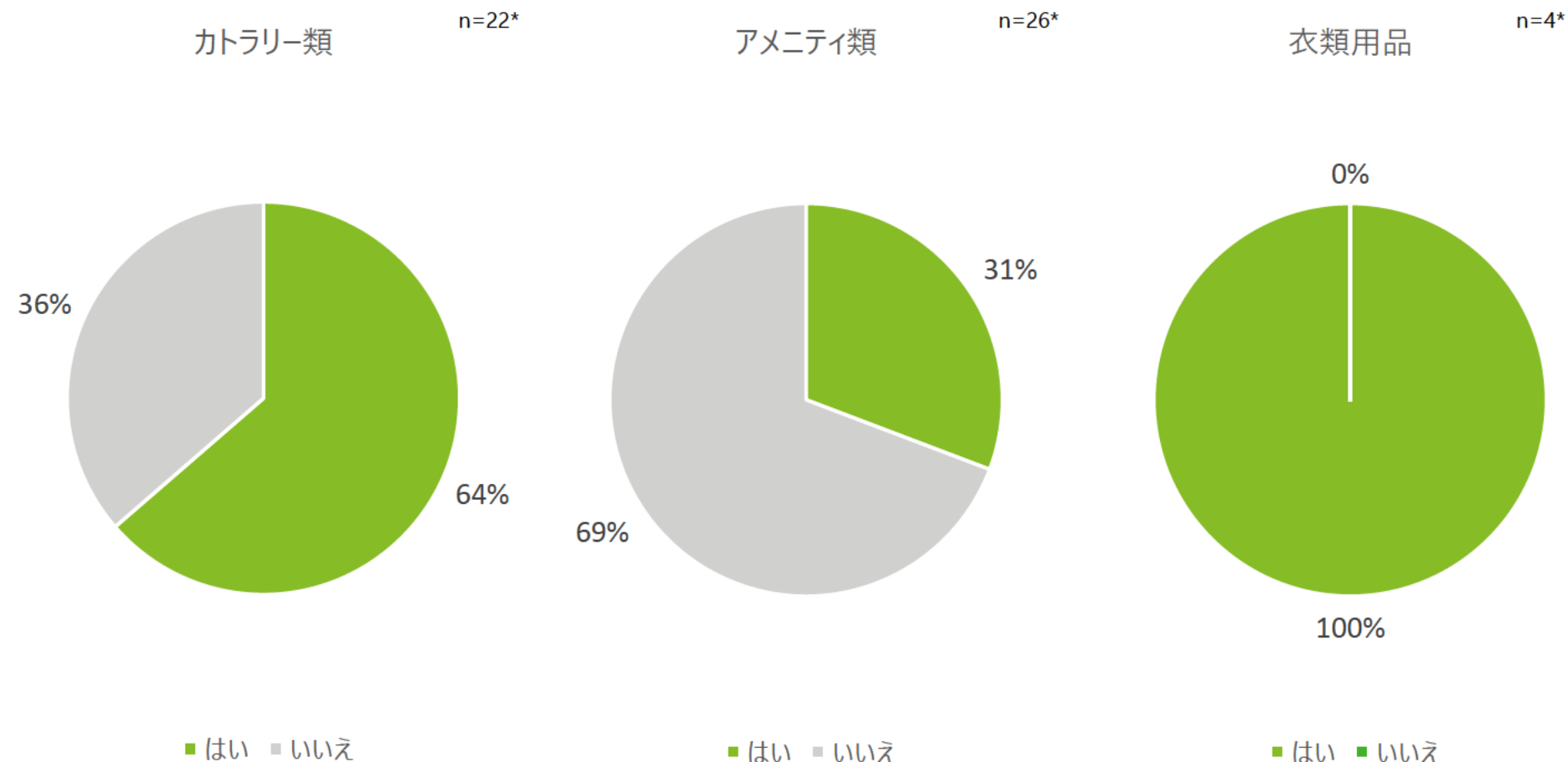
Q37.どのような関係者と連携していますか？（複数回答）



カトラリー類では6割の事業者がフランチャイズ加盟者における特定プラ使用合理化の取組を推進している一方で、アメニティ類の事業者では3割ほどに留まる

アンケート詳細 フランチャイズ加盟者における取組有無

Q38.フランチャイズ本部として、加盟者における特定プラスチック使用製品の使用合理化を推進していますか？（単一回答）

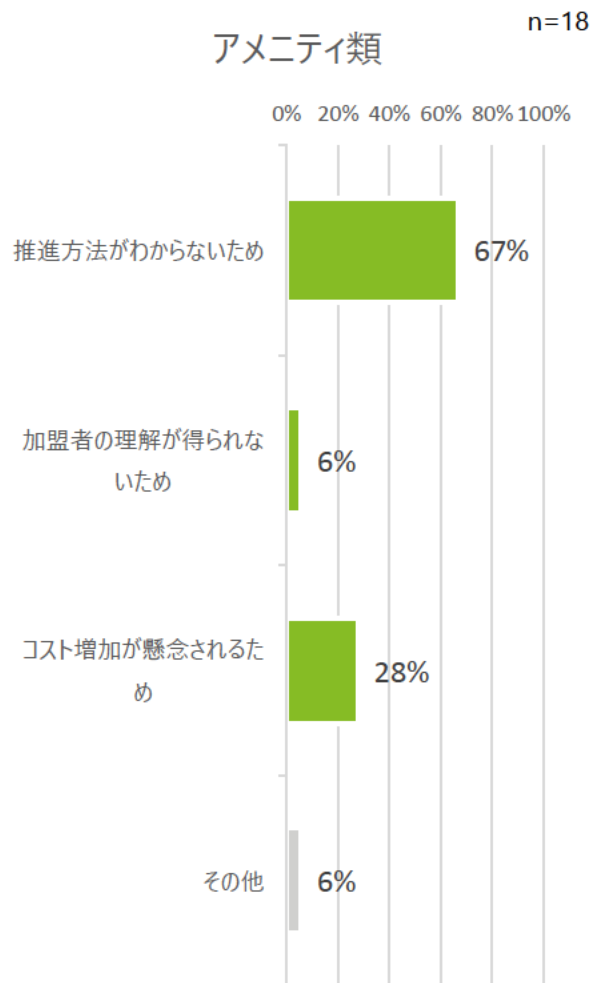
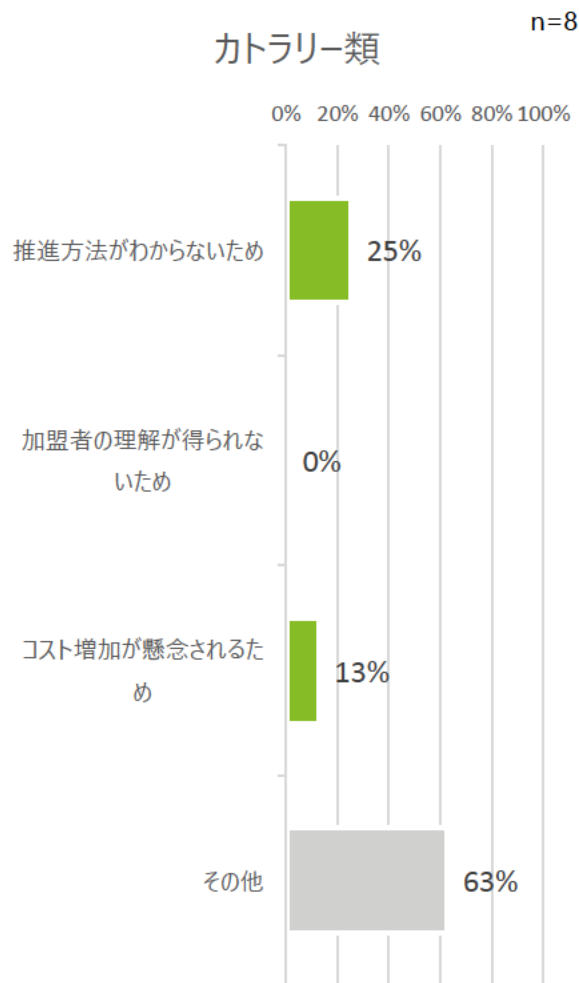


* フランチャイズ展開を実施している事業者を対象として集計

いずれのカテゴリーにおいても、フランチャイズ加盟者における取組を推進していない理由として、推進方法がわからない・コスト増加を懸念している事業者が多く存在

アンケート詳細 フランチャイズ加盟者における取組を推進していない理由

Q39.「いいえ」と回答した場合、その理由は何ですか？（複数回答）



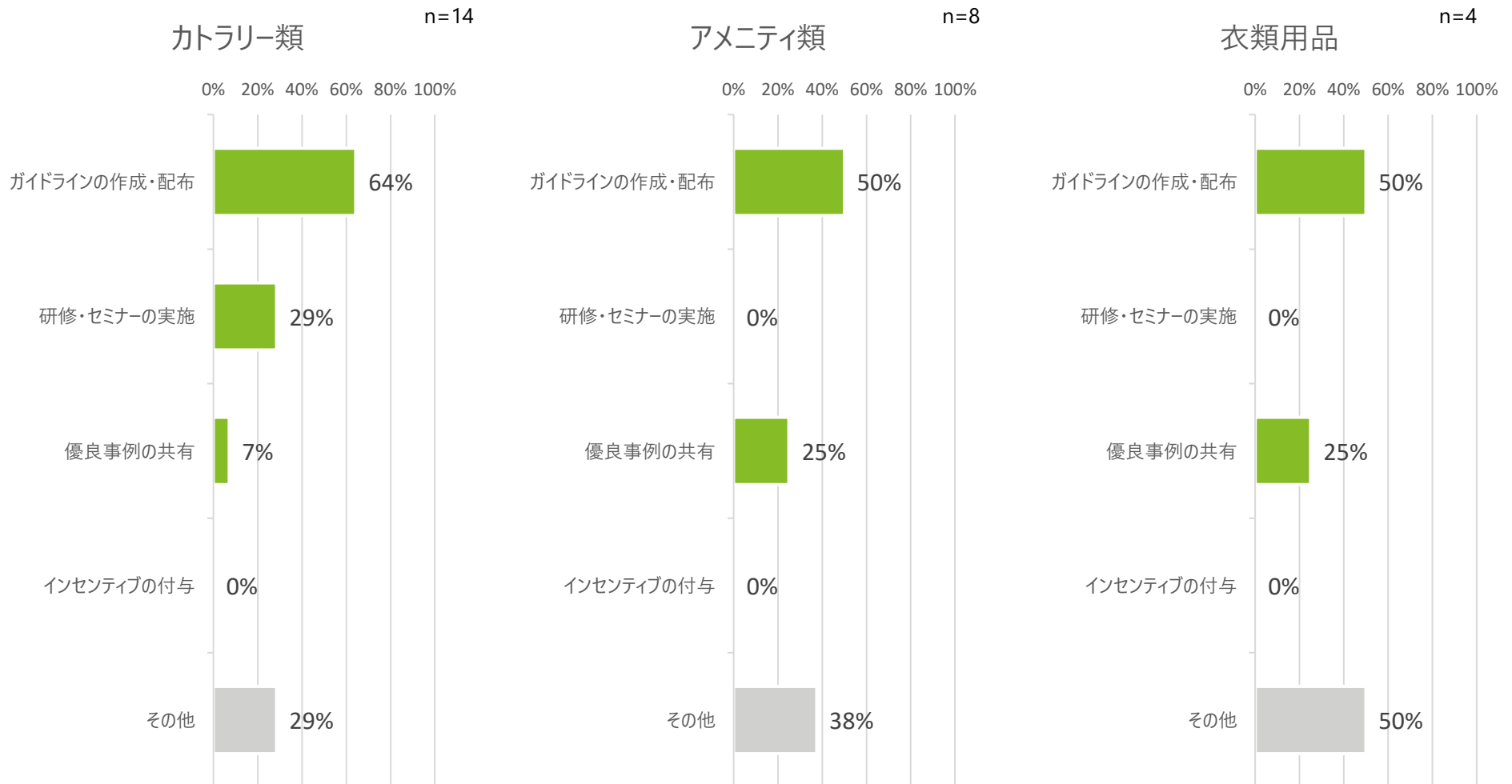
衣類用品

フランチャイズ加盟者における
取組を実施していない
事業者はなし

いずれのカテゴリーにおいても、半数以上の事業者がフランチャイズ加盟者における取組の推進方法としてガイドラインの作成・配布を実施。カトラリー類では研修・セミナーの実施も

アンケート詳細 フランチャイズ加盟者における取組の推進手法

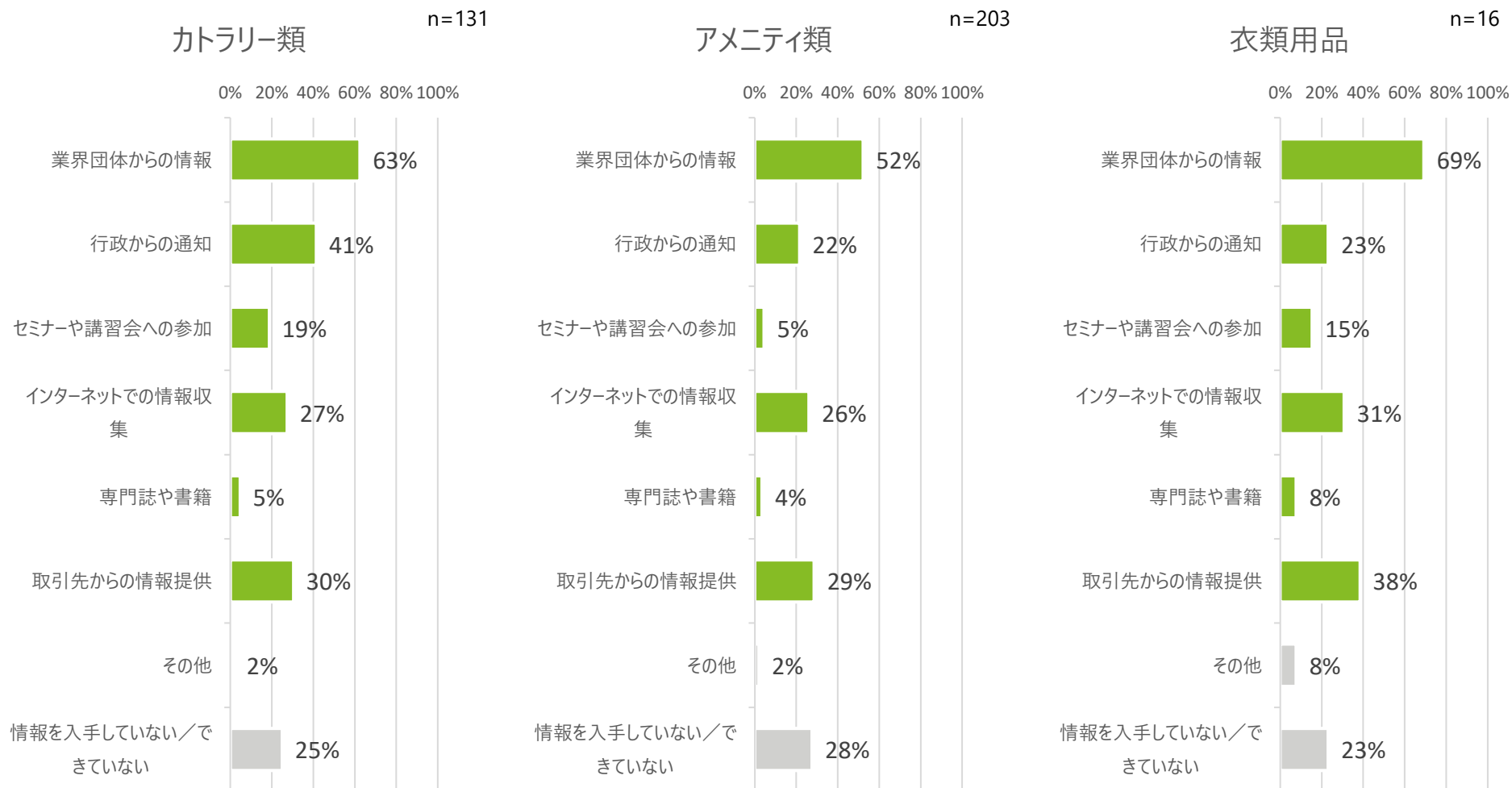
Q40.どのような方法でフランチャイズ加盟者の使用合理化を推進していますか？（複数回答）



全カテゴリーにおいて、業界団体を通じての情報入手が最も多く、続いて行政やインターネットを通じて情報を入手している。情報を入手していない/できていない事業者も一定存在

アンケート詳細 情報の入手方法

Q41.プラスチック使用合理化に関する情報をどのように入手していますか？（複数回答）



1. 特定プラスチック使用製品提供事業者の 使用の合理化に関する取組状況調査・分析

① アンケート調査

② ヒアリング調査

提供事業者に下記調査票を用いてヒアリングを行った

ヒアリング調査票（1/6）

設問																
No.	項目	備考	回答欄													
1	アンケートQ10で回答いただいた「 <u>貴社の前年度（2023年度）における特定プラスチック使用製品の提供量</u> 」（無償）のほか、「 <u>2021年度及び2019年度の提供量</u> 」（無償）、それらの「 <u>有償で提供している量</u> 」をご教示ください。合計量及び品目別の内訳についてご回答ください。小数点以下第一位まで記載ください。	・アンケート回答と整合していることをご確認ください。 ・アンケート回答に対し、修正される場合は、その旨を備考欄等にご記載ください。	特定プラスチック使用製品の種類	「貴社の前年度（2023年度）における特定プラスチック使用製品の提供量」（無償）		左記のほか、「有償で提供している量」		「貴社の2021年度における特定プラスチック使用製品の提供量」（無償）		左記のほか、「有償で提供している量」		「貴社の2019年度における特定プラスチック使用製品の提供量」（無償）		左記のほか、「有償で提供している量」		備考欄
				数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	
			記入例	40	トン	20	トン	30	トン	15	トン	20	トン	10	トン	無償分については、アンケート回答から修正した
			①フォーク													
			②スプーン（レンゲ、													
			③テーブルナイフ													
			④マドラー													
			⑤飲料用ストロー													
			⑥ヘアブラシ													
			⑦くし													
			⑧かみそり													
			⑨シャワーキャップ													
			⑩歯ブラシ													
			⑪衣類用ハンガー													
			⑫衣類用カバー													
			提供量 合計													
2	上記1の値の根拠情報をご記入ください。	統計情報等の値を引用している場合は出典を、推計値を用いている場合はその考え方を ご記入ください。														
3	アンケートQ10で回答いただいた「 <u>貴社の前年度における特定プラスチック使用製品の提供量の把握（計量・算定）</u> 」等について、右記の観点で、より詳細にご教示ください。	-	特定プラスチック使用製品の種類	[A]している/できている場合は、 成功要因や他者へのアドバイス					[B]していない/できていない場合は、 課題（障壁や懸念事項）、及び考えうる対応策					備考欄		
			記入例	・〇〇の道具（電子秤、コンベア式計量器、トラックスケール等）を用い、〇〇の規格に基づいて計量している。 ・〇〇×〇〇=〇〇といった式のもと、算定している					・計量や算定の方法がわからない ・計量や算定に必要なリソース（設備コスト、管理コストが〇〇円/年、関与者〇〇名など）が不足している							
			①フォーク													
			②スプーン（レンゲ、													
			③テーブルナイフ													
			④マドラー													
			⑤飲料用ストロー													
			⑥ヘアブラシ													
			⑦くし													
			⑧かみそり													
			⑨シャワーキャップ													
			⑩歯ブラシ													
			⑪衣類用ハンガー													
			⑫衣類用カバー													
				全体												

提供事業者に下記調査票を用いてヒアリングを行った

ヒアリング調査票（2/6）

4	アンケートQ13～Q18で回答いただいた「 特定プラスチック使用製品の使用合理化に関する目標の設定 」、「 設定根拠 」、「 達成度 」等について、右記の観点で、より詳細にご教示ください。		特定プラスチック使用 製品の種類	[A]している/できている場合は、 成功要因や他者へのアドバイス	[B]していない/できていない場合は、 課題（障壁や懸念事項）、及び考える対応策	備考欄
			記入例	・ 初回の目標設定時、アンケート回答（過去の使用実績、業界平均等）のうち、〇〇の情報を参考にベンチマーク調査を行い、妥当な値を定めた ・ 総量を指標とすることで、〇〇のメリットがあった ・ 〇〇の原単位を指標とすることで、〇〇のメリットがあった ・ 達成度の管理は、〇〇を用いてモニタリングしている	・ 〇〇といった原因・理由があるため、アンケート回答の結果（目標設定の方法がわからない/必要性を感じない/業務が多忙となるなど）となり、目標設定ができていない ・ 〇〇といった原因・理由があるため、アンケート回答の結果（代替製品の調達が困難/コスト増加/顧客の理解不足/社内の取組不足など）となり、目標が達成できていない	
			①フォーク			
			②スプーン（レンゲ、			
			③テーブルナイフ			
			④マドラー			
			⑤飲料用ストロー			
			⑥ヘアブラシ			
			⑦くし			
			⑧かみそり			
			⑨シャワーキャップ			
			⑩歯ブラシ			
			⑪衣類用ハンガー			
			⑫衣類用カバー			
5	アンケートQ19～Q22,Q32～Q33で回答いただいた「 特定プラスチック使用製品の使用合理化に関する取組 」、「 削減効果 」 「効果の把握 」等について、右記の観点で、より詳細にご教示ください。		特定プラスチック使用 製品の種類	[A]している/できている場合は、 成功要因や他者へのアドバイス	[B]していない/できていない場合は、 課題（障壁や懸念事項）、及び考える対応策	備考欄
			記入例	・ 〇〇のきっかけや要因（社内でのビジネスへの転換等）により、アンケート回答（有償への切り替え/辞退者へのポイント還元等のインセンティブ付与/消費者の意思確認の徹底/繰り返し使用の促進/薄肉化・軽量化設計/再生可能資源や再生プラスチックの使用/代替素材の活用など）の取組を行った ・ 削減効果は、〇〇のツールを用いて測定している	・ 〇〇といった原因・理由があるため、アンケート回答（具体的な方法がわからない/コスト増加の懸念/顧客サービスの低下への懸念など）となり、取組が進んでいない	
			①フォーク			
			②スプーン（レンゲ、			
			③テーブルナイフ			
			④マドラー			
			⑤飲料用ストロー			
			⑥ヘアブラシ			
			⑦くし			
			⑧かみそり			
			⑨シャワーキャップ			
			⑩歯ブラシ			
			⑪衣類用ハンガー			
			⑫衣類用カバー			

提供事業者に下記調査票を用いてヒアリングを行った

ヒアリング調査票（3/6）

6	アンケート Q23～ Q25,Q34,Q41で回答いただいた「 <u>特定プラスチック使用製品の使用合理化に関する情報提供</u> 」「 <u>把握した情報の公表</u> 」、「 <u>情報の入手方法</u> 」等について、右記の観点で、より詳細にご教示ください。		特定プラスチック使用 製品の種類	[A]している/できている場合は、 成功要因や他者へのアドバイス	[B]していない/できていない場合は、 課題（障壁や懸念事項）、及び考えうる対応策	備考欄
			記入例	・〇〇のきっかけや要因（社内外でのステークホルダーとの関係構築等）により、アンケート回答（店頭での掲示/ウェブサイトでの公表/商品への表示/チラシ・パンフレットの配布/SNSでの発信など）のアクションを行った ・〇〇をきっかけに、アンケート回答（業界団体からの情報/行政からの通知/セミナーや講習会への参加/インターネットでの情報収集/専門誌や書籍/取引先からの情報提供）の方法で情報を入手した	・〇〇といった原因・理由があるため、アンケート回答（提供すべき情報の内容がわからない/情報提供の方法がわからない/コスト増加の懸念/人員不足など）となり、情報提供が進んでいない	
			①フォーク			
			②スプーン（レンゲ、			
			③テーブルナイフ			
			④マドラー			
			⑤飲料用ストロー			
			⑥ヘアブラシ			
			⑦くし			
			⑧かみそり			
			⑨シャワーキャップ			
			⑩歯ブラシ			
			⑪衣類用ハンガー			
			⑫衣類用カバー			
			全体			
7	アンケート Q26～Q28,Q35～ Q37で回答いただいた「 <u>特定プラスチック使用製品の使用合理化に関する体制整備</u> 」、「 <u>関係者との連携</u> 」等について、右記の観点で、より詳細にご教示ください。		特定プラスチック使用 製品の種類	[A]している/できている場合は、 成功要因や他者へのアドバイス	[B]していない/できていない場合は、 課題（障壁や懸念事項）、及び考えうる対応策	備考欄
			記入例	・〇〇のきっかけや要因（社内外でのステークホルダーとの関係構築等）により、アンケート回答（責任者の設置/担当部署の設置/従業員向け研修の実施/マニュアルの整備など）のとり、体制を整備した	・〇〇といった原因・理由があるため、アンケート回答（体制整備における〇〇の方法がわからない/コスト増加の懸念/人員不足など）となっている	
			①フォーク			
			②スプーン（レンゲ、			
			③テーブルナイフ			
			④マドラー			
			⑤飲料用ストロー			
			⑥ヘアブラシ			
			⑦くし			
			⑧かみそり			
			⑨シャワーキャップ			
			⑩歯ブラシ			
			⑪衣類用ハンガー			
			⑫衣類用カバー			
			全体			

提供事業者の下記調査票を用いてヒアリングを行った

ヒアリング調査票（4/6）

8	アンケートQ38～Q40で回答 いただいた「 <u>フランチャイズ本部としての、加盟者における特定プラスチック使用製品の使用合理化を推進状況</u> 」等について、右記の観点で、より詳細にご教示ください。		特定プラスチック使用 製品の種類	[A]している/できている場合は、 成功要因や他者へのアドバイス	[B]していない/できていない場合は、 課題（障壁や懸念事項）、及び考えうる対応策	備考欄
			記入例	・〇〇のきっかけや要因により、アンケート回答（ガイドラインの作成・配布/研修・セミナーの実施/優良事例の共有/インセンティブの付与など）のとおりに、推進した	・〇〇といった原因・理由があるため、アンケート回答（〇〇のための推進方法がわからない/加盟者から〇〇についての理解が得られない/コスト増加の懸念など）となっている	
			①フォーク			
			②スプーン（レンゲ、			
			③テーブルナイフ			
			④マドラー			
			⑤飲料用ストロー			
			⑥ヘアブラシ			
			⑦くし			
			⑧かみそり			
			⑨シャワーキャップ			
			⑩歯ブラシ			
			⑪衣類用ハンガー			
			⑫衣類用カバー			
			全体			
9	アンケートQ29～Q31で回答 いただいた「 <u>特定プラスチック使用製品の使用合理化にあたっての安全性等への配慮</u> 」等について、右記の観点で、より詳細にご教示ください。		特定プラスチック使用 製品の種類	[A]している/できている場合は、 成功要因や他者へのアドバイス	[B]していない/できていない場合は、 課題（障壁や懸念事項）、及び考えうる対応策	備考欄
			記入例	・〇〇のきっかけや要因により、アンケート回答（食品衛生法等の関連法規の遵守/代替製品の安全性テストの実施/顧客からのフィードバック収集/専門家への相談など）のとおりに、配慮した	・〇〇といった原因・理由があるため、アンケート回答（配慮すべき〇〇の点がわからない/代替製品の〇〇に関する安全性に懸念がある/コスト増加の懸念など）となっている	
			①フォーク			
			②スプーン（レンゲ、			
			③テーブルナイフ			
			④マドラー			
			⑤飲料用ストロー			
			⑥ヘアブラシ			
			⑦くし			
			⑧かみそり			
			⑨シャワーキャップ			
			⑩歯ブラシ			
			⑪衣類用ハンガー			
			⑫衣類用カバー			
			全体			

提供事業者の下記調査票を用いてヒアリングを行った

ヒアリング調査票（5/6）

10	再生材や代替素材（木製、紙製、生分解性プラスチックなど）への切り替え等について、右記の観点でご教示ください。	-	特定プラスチック使用 製品の種類	[A]している/できている場合は、 成功要因や他者へのアドバイス	[B]していない/できていない場合は、 課題（障壁や懸念事項）、及び考えうる対応策	備考欄
			記入例	・バージン化石由来の特定プラスチックから、切り替えるにあたり、〇〇な点（性能に関する顧客の理解醸成など）を工夫した	・顧客から要求される〇〇の性能値の低下や、〇〇コストが増加するなどの障壁があり、バージン化石由来の特定プラスチックから、切り替えることが難しい。この状況を打破するには、〇〇の対応策が必要だと考える	
			①フォーク			
			②スプーン（レンゲ、			
			③テーブルナイフ			
			④マドラー			
			⑤飲料用ストロー			
			⑥ヘアブラシ			
			⑦くし			
			⑧かみそり			
			⑨シャワーキャップ			
			⑩歯ブラシ			
			⑪衣類用ハンガー			
			⑫衣類用カバー			
11	再生プラスチックや持続可能な素材を使用した製品の開発・導入状況等について、右記の観点でご教示ください。	-	特定プラスチック使用 製品の種類	[A]している/できている場合は、 成功要因や他者へのアドバイス	[B]していない/できていない場合は、 課題（障壁や懸念事項）、及び考えうる対応策	備考欄
			記入例	・製品の開発・導入の際、〇〇の手法を用い、〇〇の点について、主に評価した	・顧客から要求される〇〇の性能値の低下や、〇〇コストが増加するなどの障壁があり、バージン化石由来の特定プラスチックから、切り替えることが難しい	
			①フォーク			
			②スプーン（レンゲ、			
			③テーブルナイフ			
			④マドラー			
			⑤飲料用ストロー			
			⑥ヘアブラシ			
			⑦くし			
			⑧かみそり			
			⑨シャワーキャップ			
			⑩歯ブラシ			
			⑪衣類用ハンガー			
			⑫衣類用カバー			
	全体					

提供事業者の下記調査票を用いてヒアリングを行った

ヒアリング調査票（6/6）

12	取組を進めるなかで、顧客からの反応や影響はあったか、右記の観点でご教示ください。		特定プラスチック使用 製品の種類	[A]ポジティブな反応/影響	[B]ネガティブな反応/影響	備考欄
			記入例	・開発時（もしくは導入時）、〇〇（性能/コスト/環境負荷）の点について、顧客にヒアリングを行ったところ、肯定的なコメント「～」をいただいた	・開発時（もしくは導入時）、〇〇（性能/コスト/環境負荷）の点について、顧客にヒアリングを行ったところ、否定的なコメント「～」をいただいた	
			①フォーク			
			②スプーン（レンゲ、			
			③テーブルナイフ			
			④マドラー			
			⑤飲料用ストロー			
			⑥ヘアブラシ			
			⑦くし			
			⑧かみそり			
			⑨シャワーキャップ			
			⑩歯ブラシ			
			⑪衣類用ハンガー			
13	今後、プラ法に記載されている取組等を進めて行く場合に、国に求める支援策があれば具体的にご記入ください。	自由記述	⑫衣類用カバー			
			全体			

環境配慮素材（バイオマス材、再生材、生分解材等）への代替に係る製品・サービス品質の維持、消費者の理解醸成及びコストの補填等が共通課題であり、義務化も要検討

(1) ヒアリング結果サマリ (1/3)

		ヒアリング結果	
		成功要因等	課題（障壁や懸念事項）、及び考える対応策
横断	実態把握	■ 行政や業界団体からの通知、インターネットでの情報収集、環境に係る委員会・セミナー・展示会への参加、仕入先からの情報提供等によって情報を収集 ■ <u>年間での購入量≒提供量とすることで、過去の推移を含めて全国の拠点から集計・記録</u>	■ 提供量の実数を把握できれば理想だが、困難であるケースが多い ■ 石油由来プラから木製へ切替え、その後バイオマスプラに切替えているため、数値上は今後プラの提供量が増える形になる。そのため、国としては<u>バイオマスプラの適用等はプラ削減とみなして評価いただきたい</u>
	取組推進	■ 目標は国のマイルストーンに基づき、設定した。事前にベンチマーク調査を行った結果、各ショップにより提供量等の状況が流動することがわかったため、総量ではなく、ショップ毎の原単位（売上高）を指標に用いた ■ 社内では、環境推進グループ並びに関係各部（仕入担当、オペレーション担当）と連携し、<u>グローバルや国内の親会社における方針との整合も踏まえ、取組を実施</u> ■ 社外では、特定プラの各仕入先メーカーと双方向での情報連携や開発を実施 ■ プラ法の施行後、無意識的にサービスで付けていた特定プラを消費者が受け取るか否かを選択できるようにしたこと、サービス品質を低下させずに、削減ができた	■ <u>報告することに対し、義務はなく</u>、自社のメリットがないため、計量や目標の設定等は実施していない ■ <u>環境配慮素材（バイオマス材、再生材、生分解材等）への代替に係る製品・サービス品質の維持、消費者の理解醸成、及びコストの補填</u> ■ 化石バージンプラとバイオプラ・再生プラ等の区別が顧客にもわかるようにしてほしい ■ レジ袋と同様に、<u>特定プラも完全に有料化する方針で進めてほしい</u> ■ 安全性等への配慮については、各メーカーの製造責任・保証の範疇に委ねている

カトラリー類は、店内利用はリユース、テイクアウトは代替が主に進行中。百貨店については、出店する取引先も含めて実態把握面や取組推進時の経費負担等のルールの明示が必要

(1) ヒアリング結果サマリ (2/3)

		ヒアリング結果	
		成功要因等	課題（障壁や懸念事項）、及び考える対応策
カトラリー類	実態把握	■ [飲食店] プラ製のカトラリーの提供量に加え、切り替えた木製や紙製の提供量も把握している（POSデータから原材料の使用量を算出し、1個当たりの重量を乗じ、手計算） ■ [百貨店] 業界団体のフォーマットに基づいて定期的に報告している	■ [百貨店] <u>店頭で消費者に提供されている取引先の製品の把握も対象になっており、全体として重複計上になっている恐れ</u>があるため、ルールの見直しをお願いしたい ■ [その他] ドラッグストア等では、テイクアウト用の弁当の扱いが一部あるが、排出しているカトラリーは少量であるため、計量・算定は特段していない
	取組推進	■ [飲食店・カフェ] <u>店内利用では使い捨て品からリユース品</u>（シルバー製、ステンレス製等）<u>へ変更</u>。<u>テイクアウトでは、非プラ</u>（木製や紙製等）<u>へ代替</u>。（プラ製の在庫がある場合、要求時のみ配布するなど可能な限り長く使用） ■ [カフェ] 通常のドリンク*1に使用する90%以上のマドラーをFSC認証紙製に、約90%のストローをバイオマス25%のプラ製に変更し、その<u>移行コストも内部で調整</u> ■ [百貨店] <u>取引先側の取組</u>（素材変更等）がメインであるものの、現場を担う各ショップの販売員への聞き取りを通じて<u>当事者意識の向上</u>を図りつつ、消費者への意思確認を徹底 ■ [百貨店] プラ法の施工後、食品フロアの集中レジにて、顧客へ特定プラの要否確認を行うようになった。また、1日に複数回、予め録音された館内放送で顧客へプラスチック使用製品の抑制を促している	■ [飲食店] <u>プラ製に加え、木製や紙製のカトラリーが管理対象として増えたことで、それに伴うコストも増加した</u>（ボトルネック）。一方、顧客から値上げを懸念する声もあり、<u>販売価格を抑える努力</u>をしている。また、<u>品質</u>*2、<u>安全性</u>*3に対するご意見もいただいている。洗浄されたプラでないリサイクル対象とならないケースがあり、苦慮している。また、代替した紙製のリサイクルも一部開始している ■ [百貨店] カトラリーの辞退者に対するポイント還元などのインセンティブ付与を行う<u>全館一体となった仕組</u>をつくりたい。しかしながら、<u>各取引先が独自にポイント還元を進めているケースがあることや、経費負担先が明確でない</u>こと等により、現状は実現していない

*1 特殊なドリンク（例：デザートドリンク、タピオカドリンク等）に使用する物を除く *2 「プラスチック製から紙製へ変更したことで飲みづらい/ふやける/潰れる/折れる/味が変わる」、「木の種類についての問合せしたい。刺しづらい、折れる」等 *3 「木のささくれが多くて、取り除いてからしか使えない。また、小さい子が口にするのは危険にも思われる」等

アメニティ類では、業界団体が手引書の作成を進めているほか、バイキング禁止の義務化の要望あり。衣類用品では、カバーのリサイクルスキームの構築等が課題

(1) ヒアリング結果サマリ (3/3)

		ヒアリング結果	
		成功要因等	課題（障壁や懸念事項）、及び考える対応策
アメニティ類	実態把握	■ 客室の予約数やアメニティの購入量から、提供量を算定できると思料	■ ホテルのうち、レストランを有するものの多くはテナントであり、その領域に係る提供量（例：カトラリー）は集計しにくい
	取組推進	■ 一定数の回答率を有する業界団体のアンケートや事例視察の結果等をもとに、サステナブルな宿に対するブランド向上も見据えたホテル・旅館向けのプラ削減の手引書を作成 ■ 経営方針に、環境配慮したコンパクト設計が含まれている	■ アメニティのサービス品質の維持、コスト及び環境配慮のバランスが課題。国として、プラ削減の取組をしている宿は優良だというイメージづけをしていただきたい ■ <u>アメニティを必要以上に持ち帰ることは、資源循環に反するため、バイキングの禁止について法的な義務化を行ってほしい</u>。また、顧客のマイアメニティ文化が根付くよう推進してほしい
衣類用品	実態把握	■ 使用本数（購入量ベース）とその内数としての新品の本数を集計することで、中古の本数及びリユース率を算定している（<u>中古の本数＝使用本数－新品、リユース率＝中古／使用本数</u>）	■ 包装紙（カバー）の重量からハンガーの量を算定するケースも考えたが、包装紙とハンガーの数は概ね一体だが長さが異なることと、包装紙の種類が多いことなどにより実施していない
	取組推進	■ ハンガーについては、顧客への回収の働きかけや、10年以上継続しているエコポイント制度等により、<u>大手ではリユース率が約50%以上</u>であり、2030年までにハンガーのリユース率70%等の高い目標設定を掲げている ■ カバーについては、プラ法の施行により、薄肉化を開始し、提供量の削減に寄与した ■ カバーは、メーカー協力のもと、強度等を担保しつつ、バイオマス素材を約10%適用している（バイオマスに係る標記も行っているが、顧客からの反応は特段ない）	■ 衛生的かつ透明なプラ製のカバーは今後も必要であり、削減は難しいものの、カバーをリサイクル材として別用途に転用する検討は行われている。カバーの資源循環のエリア拡大支援、及び導入経費の支援をしてほしい ■ （参考）クリーニング業界全体として、コロナでの外出禁止等の煽りを受け、需要が3割程度減少し、現在も回復していないため、ビジネス面での構造的な改善（例：衛生管理がきちんとできているクリーニング品の宅配についてクリーニング業法上での認可等）が必要

2. 使い捨てプラスチック使用製品の提供量又は流通量に関する調査

本調査では、特定プラ12品目の2021年と2023年の流通量を製造事業者、卸売事業者、提供事業者のヒアリング、アンケートを元に推計した

調査方法

調査対象

対象とした特定プラ12品目

- カトラリー類 3品（フォーク、スプーン、テーブルナイフ）
- マドラー
- 飲料用ストロー
- アメニティ類 5品（ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ）
- 衣類用ハンガー、カバー

➤ 上記のうち有償で提供される分や商品に付属（紙パックへのストローなど）しているものは除き消費者に提供されるもの

対象年度

- 2021年と2023年
- プラ法[施行前後による取組の効果](#)を定量的に評価した

推計方針

- 特定プラに関わる製造事業者、卸売業者、提供事業者へのヒアリング、アンケートや統計情報や各社の取り組みの公開情報を元に流通量を推計した
- 推計結果に関しては、業界団体への確認を行った



- ヒアリング（製造事業者4社、卸売業者4社、業界団体3団体）
 - カトラリー、マドラー（製造事業者）
 - ストロー（製造事業者）
 - アメニティ（卸売業者）
 - 衣類用ハンガー（製造事業者）
 - 衣類用カバー（卸売業者）



- ヒアリング時のアンケート（提供事業者554件、製造事業者4社、卸売業者4社）



- 各種統計調査

製造事業者、卸売事業者に下記調査票を用いてヒアリングを行った

ヒアリング調査票（1/2）

設問									
No.	項目	備考	回答欄						
1	貴社で製造している特定プラスチック製品や取扱をしている特定プラスチック製品（以下、製造製品等）の1製品あたりの平均重量をご記入ください（直近での重量をご記入ください）。	製品別にご記入ください。 （製造製品等例） ストロー、フォーク、スプーン、テーブルナイフ 飲料用ストロー ヘアブラシ、くし、かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ 衣類用ハンガー 衣類用カバー	製造製品等	平均重量(g)		備考			
			(例) ストロー	6.3					
2	貴社の製造製品等の販売先の業種をご記入ください。	該当する業種にチェックを入れてください（複数選択可）。 該当しない業種がある場合は、備考欄にご記載ください。	業種		備考欄（その他詳細などは以下に記載ください）				
			☐ 航空運輸業	☐ 洗濯業					
			☐ 卸売業	☐ 埋容・美容業					
			☐ 小売業	☐ 浴場業					
			☐ 宿泊業	☐ 教育・学習支援業					
			☐ 飲食店	☐ その他					
			☐ 持ち帰り・配達飲食サービス業						
			3	貴社の製造製品等の主要な販売先をご記入ください。				(例) ○○株式会社（商社） 株式会社△△（取扱製品提供事業者）	
4	貴社の製造製品等の販売先における提供形態をご記入ください。	該当する項目にチェックを入れてください（複数選択可）。 該当しない業種がある場合は、備考欄にご記載ください。	提供形態	備考欄（その他詳細などは以下に記載ください）					
			☐ サービス利用者に無償提供						
			☐ オプションとして有料販売						
			☐ 不明						
			☐ その他						
5	貴社の製造製品等の2021年度（2021年4月～2022年3月）実績での種類と個数、重量等をご記入ください。 また、2021年度の業界全体の国内流通量、貴社のマーケットシェア、競合他社（輸入業者含む）を可能な範囲で ご記入ください。 ※2021年度実績のご回答が難しい場合は、対象期間を 記載の上ご回答ください。 ※「自社で製造はしていないが、販売実績がある場合」 についても可能な範囲でご回答ください。	(製造製品等例) ストロー、フォーク、スプーン、テーブルナイフ 飲料用ストロー ヘアブラシ、くし、かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ 衣類用ハンガー 衣類用カバー	製造製品等	貴社の製造量(t)		業界全体の国内流通量		マーケット シェア(%)	競合他社 (輸入業者含む)
				個数 (万个)	重量 (t)	個数 (万个)	重量 (t)		
			(例) ストロー	1,047,381	65,985	3,129,683	197,170	33	XX株式会社

製造事業者、卸売事業者に下記調査票を用いてヒアリングを行った

ヒアリング調査票（2/2）

6	上記5の値の根拠情報をご記入ください。	統計情報等の値をそのまま引用している場合は出典を、推計値を用いている場合はその考え方を記入ください。 (例) 業界全体の国内流通量 → 包装資材シェア辞典 2020 (日本経済総合研究センター)							
7	貴社の製造製品等の 2023年度（2023年4月～2024年3月）実績 での種類と個数、重量等をご記入ください。 また、2023年度の業界全体の国内流通量、貴社のマーケットシェア、競合他社(輸入業者含む)を可能な範囲で記入ください。 ※2023年度での実績のご回答が難しい場合は、対象期間を記載の上ご回答ください。 ※「 <u>自社で製造はしていないが、販売実績がある場合</u> 」についても可能な範囲でご回答ください。	(製造製品等例) ストロー、フォーク、スプーン、テーブルナイフ 飲料用ストロー ヘアブラシ、くし、かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ 衣類用ハンガー 衣類用カバー	製造製品等	貴社の製造量(t)		業界全体の国内流通量		マーケット シェア(%)	競合他社 (輸入業者含む)
				個数 (万个)	重量 (t)	個数 (万个)	重量 (t)		
			(例) ストロー	1,047,381	65,985	3,129,683	197,170	33	XX株式会社
8	上記7の値の根拠情報をご記入ください。	統計情報等の値をそのまま引用している場合は出典を、推計値を用いている場合はその考え方を記入ください。 (例) 業界全体の国内流通量 → 包装資材シェア辞典 2020 (日本経済総合研究センター)							
9	プラ法施行前（2021年度）とプラ法施行後（2023年度）の製造量等の増減に関して、想定される理由や要因がございましたらご教示ください。	(例) 需要量は減少している。理由としてホテルのアメニティで使用するヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシについては、各部屋の常備ではなく、必要とする人がフロントで受け取る仕組みが浸透しており、年々流通量が減少している（毎年3%ずつ減少している）							
10	プラ法に記載されている「薄肉化又は軽量化」や「再生可能資源、再生プラスチック」、「適切な寸法」、「繰り返し使用が可能な製品への切り替え」への取組状況をご記入ください	(例) 「薄肉化又は軽量化」により従来品から20%程度の軽量化を行った	製造製品等	取組事項	(その他の場合の 実施内容)	実施前の状況（薄肉化や軽量化の場合は実施前の重量等）	実施後の状況（薄肉化や軽量化の場合は実施後の重量等）		
			(例) ストロー	再生プラスチックの利用		PP樹脂を使用	バイオマスプラスチック（PLA）に変更		
11	今後の国内流通量の見込みについてご記入ください。	可能であれば短期的（数年）、中長期的（2030～2050年）に分けて記載ください。							
12	今後、プラ法に記載されている取組等を進めて行く場合に、国に求める支援策があれば具体的に記入ください。	自由記述							

流通量は市場規模や事業者のアンケート結果、各種公開情報から推計した

推計方法（1/2）

		提供事業者	特定プラとなる主な例	算定対象とした根拠	流通量推計方法
 フォーク スプーン テーブル ナイフ		各種商品 小売業 *スーパーなど	スーパーの店頭での提供	製造事業者ヒアリングから、弁当等を購入時の提供量が多いと確認したため	21/23年のスーパーの市場規模 × 21/23年の売り上げ当たりの提供数・量* <u>*売上上位へのアンケート/ヒアリング、デスクトップでの調査とともに取り組みの公開情報を調査</u>
		飲食料品 小売業 *コンビニなど	コンビニの店頭での提供		21/23年のコンビニの市場規模 × 21/23年の売り上げ当たりの提供数・量* <u>*売上上位へのアンケート/ヒアリング、デスクトップでの調査とともに取り組みの公開情報を調査</u>
		飲食店	ファストフード、カフェチェーン店での店内飲食用、持ち帰り・デリバリー		21/23年のファストフード、カフェチェーンの市場規模 × 21/23年の売り上げ当たりの提供数・量* <u>*売上上位へのアンケート/ヒアリング、デスクトップでの調査とともに取り組みの公開情報を調査</u>
		持ち帰り・配達 飲食サービス業			21/23年のファストフード、カフェチェーン、コンビニの市場規模 × 21/23年の売り上げ当たりの提供数・量* <u>*売上上位へのアンケート/ヒアリング、デスクトップでの調査とともに取り組みの公開情報を調査</u>
 マドラー		飲食料品 小売業 コンビニなど	コンビニの店頭での提供	製造事業者ヒアリングからコンビニ、カフェやファストフード店での提供量が多いと確認したため	21/23年のファストフード、カフェチェーン、コンビニの市場規模 × 21/23年の売り上げ当たりの提供数・量* <u>*売上上位へのアンケート/ヒアリング、デスクトップでの調査とともに取り組みの公開情報を調査</u>
 ストロー		飲食店	ファストフード、カフェチェーン店での店内飲食用、持ち帰り・デリバリー		

流通量は市場規模や事業者のアンケート結果、各種公開情報から推計した

推計方法（2/2）

	提供事業者	特定プラとなる主な例	算定対象とした根拠	流通量推計方法
 くし ヘアブラシ かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ	宿泊業 ホテルなど	宿泊施設で提供される アメニティ類	過年度調査でヒアリング予定の3社での提供のシェアが国内5割を占めているほか、特定のホテルは特定の提供事業者から購入しているため乖離が少ないと考えられる	$\boxed{\text{21/23年の宿泊業の市場規模* / 部屋数}} \times \boxed{\text{21/23年の売り上げ、部屋数当たりの提供数・量*}}$ <u>*売上上位へのアンケート/ヒアリングで提供先の宿泊業企業の提供量と売り上げまたは部屋数から調査</u>
 ハンガー カバー	洗濯業	クリーニング店で衣類受け取り時に提供されるもの	一般社団法人クリーンライフ協会では、独自に業界流通量を10年以上調査しており、このデータを利用して、提供量と製造量を算定した	カパー 提供数 ハンガー 新規製造数 提供数 カパー使用数* ハンガー出荷数* $\boxed{\text{ハンガー提供数*}} = \boxed{\text{カパー提供数} \times \text{係数}}$ <u>*（一社）クリーンライフ協会の調査結果</u> ハンガーを提供しない衣類もあることから、カパーに係数を乗じてハンガー提供数とした

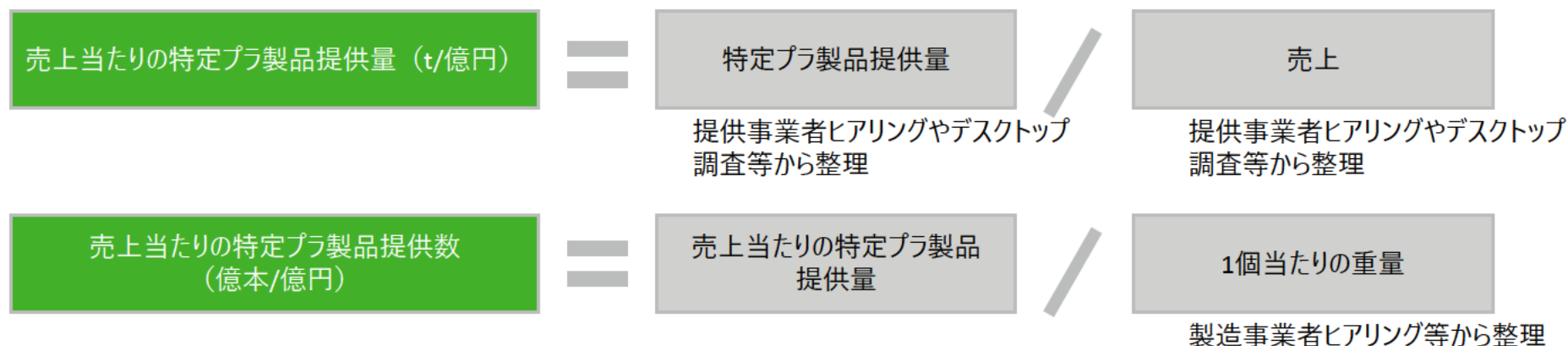
本調査では、推計方法に示す業種より推計している
ヒアリングやデスクトップ調査により提供者や提供数を定義しており、推計結果に含まれない提供分も存在する

出所
estat、宿泊旅行統計調査 宿泊旅行統計調査、<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003313781>
一般社団法人クリーンライフ協会、プラ法への対応（ポリ包装等抑制分科会）、<https://clnw.jp/kankyohozen-center/plastic/>

原単位として、ヒアリングにて把握した各年の提供量を、売上で除することで売上当たりの供給量を算定し、さらに1個当たりの重量で除することで売上当たりの提供数を算定した

原単位の作成方法

- ・ ヒアリング、デスクトップ調査から、各業種における特定プラ品目ごとの供給量の原単位（売上当たり）を算出
- ・ 複数事業者から得られた場合は、売上で加重平均や、業界シェアが大きい場合は代表値として1社の原単位を業界の原単位として利用した
- ・ ヒアリングで情報が得られた場合は、ヒアリング結果を元に原単位を作成し、業界アンケートの結果も用いた
- ・ 提供数や提供量の違いを把握するため、2021年と2023年で原単位を作成した

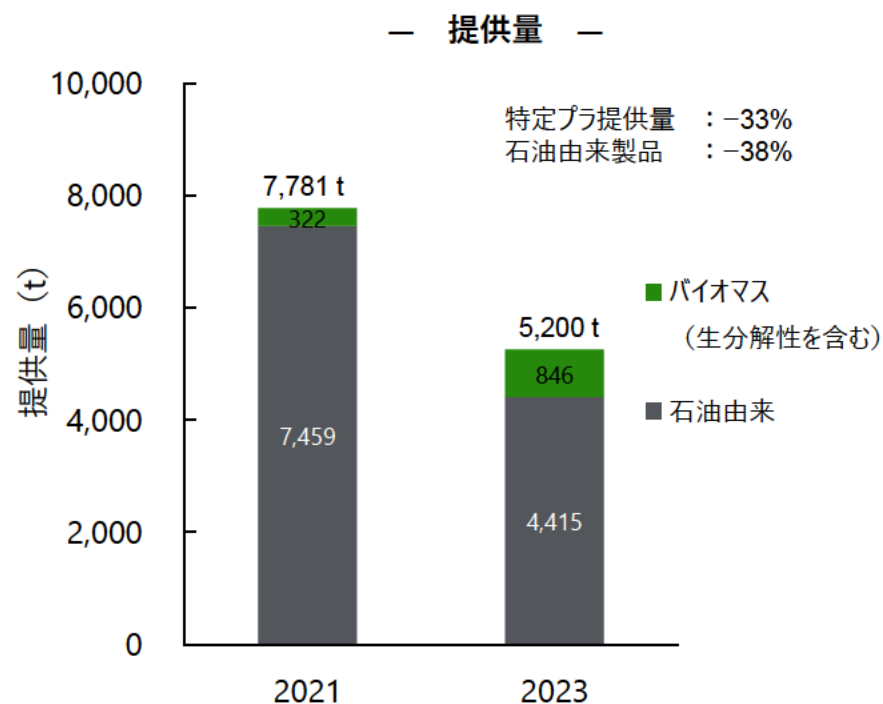
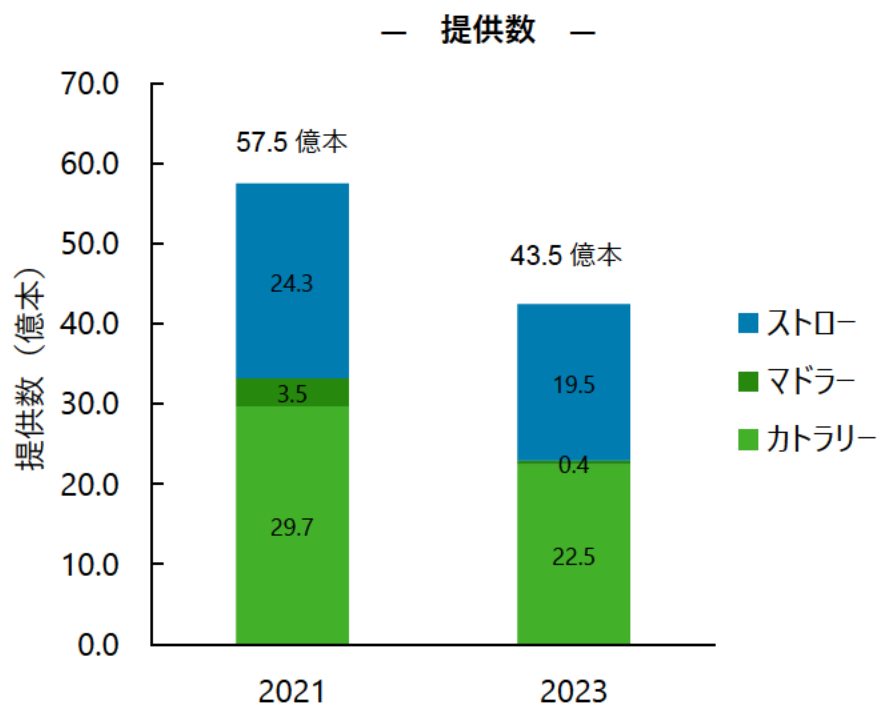


カトラリー類、マドラー、ストローについては2021年では57.5億本、2023年では43.5億本と推計され、木製化や軽量化、バイオマス化の取り組みがみられる

グループⅠ カトラリー類

結果概要 と主要要因

- カトラリー類については2021年から2023年で約7億本減少
 - ファストフードやスーパーでは**木製の取り組み**が進められているため、本数が減っている
 - コンビニでは、**軽量化、フォークから箸への移行**が進められており、提供量の削減となっている
- マドラーについては2021年から2023年で約3億本減少
 - コンビニや飲食店での**木製化**の取り組みがあるものの、カフェではプラスチックが主流である
- ストローについては2021年から2023年で約4億本減少
 - 紙ストローへの移行により提供量も減少している



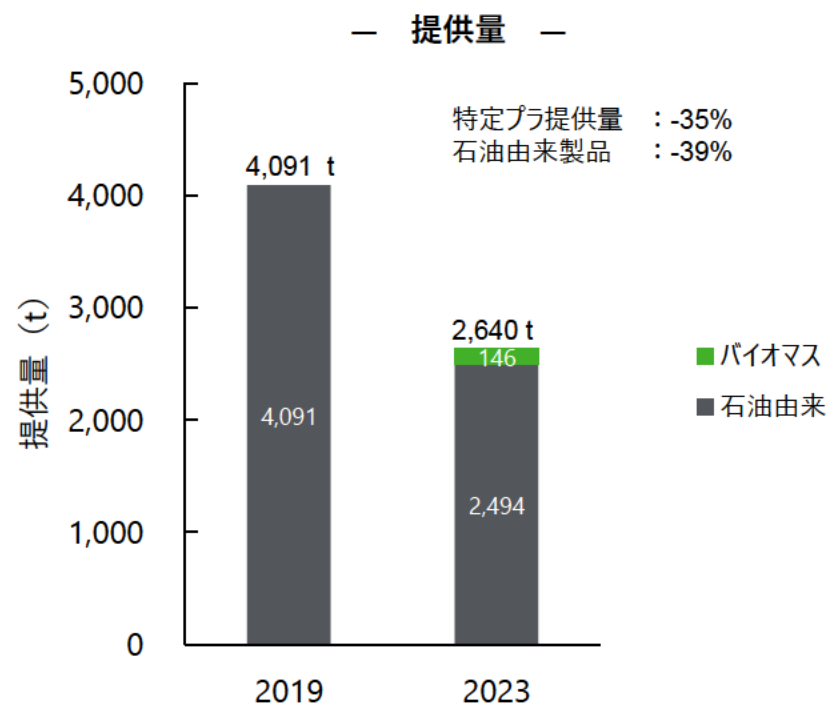
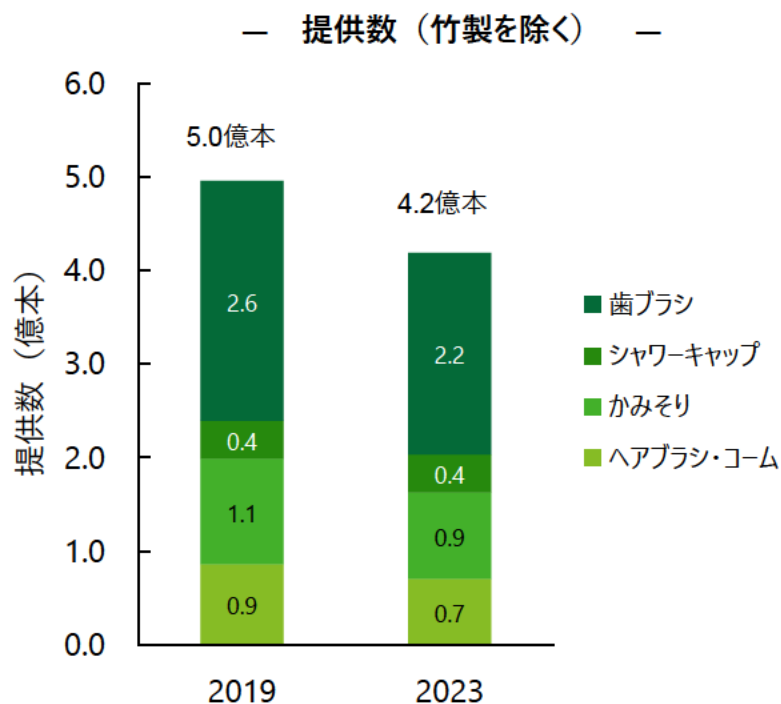
アメニティでは、歯ブラシの提供数が最も多く、2023年において約2.2億本と推計され、バイオマス比率は約5%であると推計した

グループⅡ アメニティ

結果概要

- 歯ブラシの提供数が最も多く、2023年で約2.2億本であった
- バイオマス化（バイオマス素材配合や竹材への移行）が進められており、2023年では約2,640tの提供量のうち約146t（約5%）がバイオマス素材であった
- 推計に用いた宿泊者数は2019年から2023年で横ばいであるものの、一部のホテルでは竹製のアメニティへの変更などにより特定プラの提供数が減少した

*宿泊業では2021年の宿泊者数が極端に落ち込んでいるため2019年の値を用いた



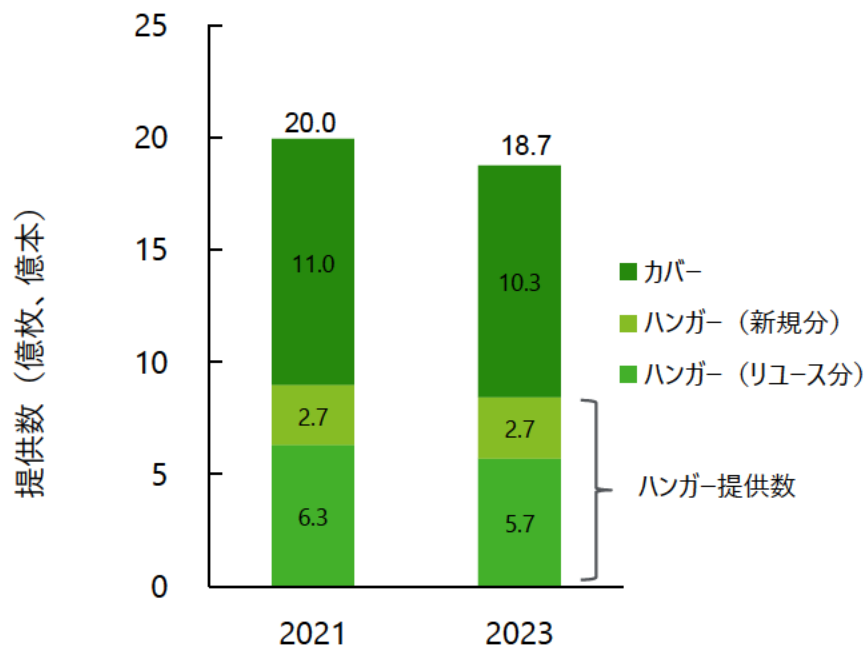
ハンガーの提供数は、2023年で年間10億本程度であるが、製造数は2.7億本程度とリユースが進んでおり、売上当たりの製造量も減少している

ハンガー・カバー

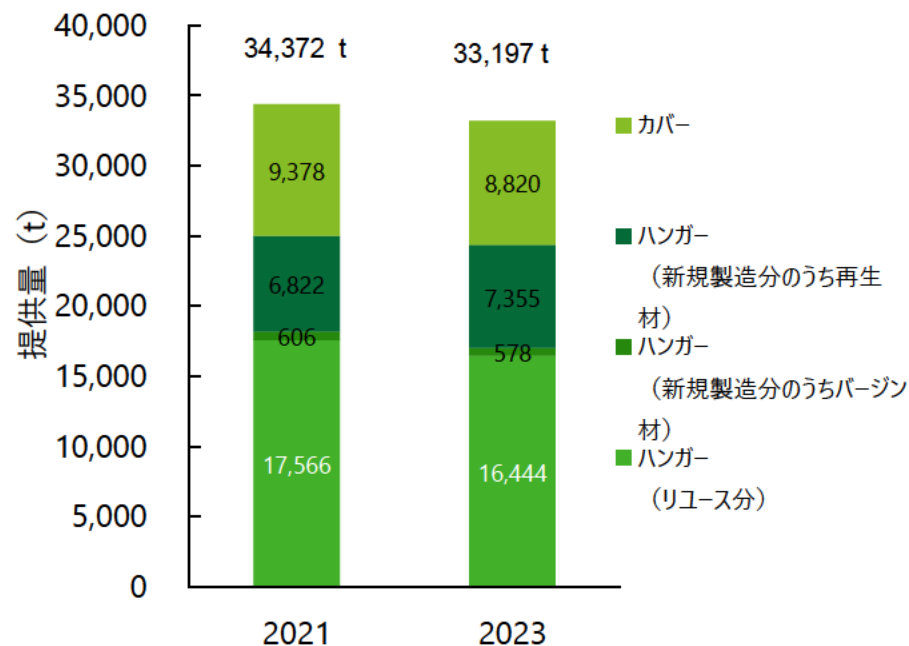
結果概要

- カバー、ハンガーともに提供数は減少しており、カバーは11億枚から10.3億枚に減少した
- カバーについては提供数の減少とともに薄肉化などにより提供量が減少した
- ハンガーについては2021年に比べ2023年では売上が増加しているため新規の製造量は増えているものの、提供数としてはカバーの提供数に比例して減少した
- 定期的にクリーニングを利用する顧客は次回クリーニング利用時にハンガーを返却するため、リユース率が高く、提供量に比べ製造量が少ないことが確認された

— 提供・製造数 —



— 提供・製造量 —



プラ法による効果について、軽量化、木製化や提供の仕方の工夫によって、削減の効果がみられた

結果の取りまとめ

	結果概要	要因やプラ法による効果
 フォーク スプーン テーブル ナイフ	- 提供数は、2021年で約30億本、2023年で約23億本であり、うち2023年では<u>8割以上をコンビニ</u>が占める <u>ファストフードやスーパーでの提供数が減っている</u> - 提供量は、2021年の5,200t から2023年では3,400tと約36%減となり、バイオマス量は全体の15%程度であった	- コンビニ各社は提供の仕方の工夫による売上当たりの提供数の減少や、<u>軽量化</u>による削減を行っている - スーパーでは<u>木製化の実施が多く見られ</u>、プラスチック提供数や量の削減につながっている - ファストフードでも<u>木製化やバイオマス化</u>が進んでいる - 順次在庫がなくなり次第バイオマス等に変更する企業もいるため、今後はバイオマス等の数は増えると考えられる
 マドラー	- 提供数は、<u>2021年で3.5億本、2023年で0.4億本であり、うち2021年、2023年のいずれにおいても約40%をカフェが占める</u> <u>木製化への移行</u>などで、提供量としては350tから39tとなった	<u>ファストフードやコンビニでのマドラーの木製化</u>が進み、これらの業種での削減幅が大きい - カフェについては、機能性を持たせたマドラー Spoon が使われており、プラスチックのままであることがある
 ストロー	- ストロー全体で2021年は24億本、2023年では20億本となっている - 提供数は、2023年においては<u>コンビニ、ファストフード、カフェ</u>の順となった - バイオマス量としては、全体で約20%となっている	<u>スーパーでは紙製</u>への変更により提供数が減少している - コンビニでは<u>提供方法の工夫</u>などで提供数、提供量は減少している - プラ法施行前から紙製への変更を行っている事業者もあり、これについては推計には含まれていない - 生分解性製品への変更の動きもあり、2024年以降で増えると予想される（ヒアリング結果）

※いずれの業種においてもコロナ明けの需要回復で増える方向であるが、全体量としては減っている

プラ法による効果について、軽量化、木製化や提供の仕方の工夫によって、削減の効果がみられた

結果の取りまとめ

	結果概要	要因やプラ法による効果
 くし ヘアブラシ かみそり シャワー キャップ 歯ブラシ	- 国内の宿泊者数は2019年と2023年で大きく変わらないものの、提供数、量は減少 - 歯ブラシの提供数がアメニティの中では最も多い - バイオマス素材の利用（竹材への移行、バイオマス材料の含有）やリサイクル材の推進などが進められており、バージン材の提供量も減少	- 提供方法をフロント置きにすることで<u>2-3割程度のアメニティ削減が可能</u>である一方で、実施している企業はまだ一部である - 提供の取りやめなどを行う宿泊業者もあり、全体として提供数は減少している - プラ法により<u>リサイクルやバイオマス材の利用が増えており</u>、同法による効果となっている - また、PP材のリサイクルについても事業者を中心に実施している*
 ハンガー カバー	- 提供量は、プラ法施行前後で微減している - 売上当たりの提供数、新規製造製造数は減少している - リユースなどにより提供数に比べ新規製造分はおおよそ3割となっている	- カバーについては、<u>薄肉化などにより提供量は減少</u>している - クリーニング業界では、法律制定以前より薄肉化やリサイクル、リユースには取り組んでおり、施行を機にさらに取り組みが強化し、売上当たりの提供数・量の減少につながっている

*出所：一般社団法人アメニティ・リサイクル協会、<https://www.amenity-recycle.com/>

ヒアリングでは、カトラリーは有償化の反対、アメニティではルールの明確化、共通として廃棄物などの規制緩和や政府支援を求める声があった

ヒアリングでの自由意見の概要

分類	ご意見
有償化の反対	- 提供が有償化になると卸量が減るため、単価が上がってしまう。そのため、提供事業者はより安価な海外製へ移行すると推察。 - 一方、バイオマス製品は国内企業に強みがあるため、有償化の場合はバイオマス義務化も同時に検討してほしい。 - 有償化になると売り上げが減ってしまう。特に他社のストロー製造業者は中小企業が多いため、事業が厳しくなる。
ルールの明確化	- バイオマス、生分解性、リサイクルなどについてルールを明確化してほしい。 - バイオマス使用義務化（●%以上義務化）などになってかまわない。 - 業界では、各企業でバイオマス含有製品や竹製品などへの移行をしているものの、取り組みの効果やインセンティブが不明である。 - ホテルによってリサイクルの推進、バイオマスの推進など方針がさまざまである。バイオマスにしても廃棄物の量としては変わらないため、リサイクルの推進がよいのではないか。
普及啓発	- バイオマスや生分解性について、利用の普及啓発をしていただきたい - 製造事業者側では減量化やバイオマスの活用の取り組みはやり切っており、今後の普及には提供事業者側でそのような製品を選択するかどうかである
政府支援、規制緩和	- リサイクルスキームの構築を検討しているが、産業廃棄物の許認可や回収の費用の転嫁について手間や理解を得るのに苦労しており、これらについては業界や関連企業で自主的に進めているが、自分たちだけでは難しい点もある。 - ホテルでのアメニティごみの水平リサイクルの実証を実施している例もあるが、清掃業者への回収の工数増の理解や、産業廃棄物回収の許認可で課題。 - カトラリー製造業者やカトラリー利用業者では、店から出るカトラリーごみのリサイクル実証を行っているが、自治体ごとや配送業者ごとの許認可で横展開に課題。
その他	ハンガーを特定プラから除外してほしい。業界では、リユーススキームが確立されており、リサイクル使用量も多い。リサイクルプラ原料の利用先としてもハンガーは一端を担っている。

3. 特定プラスチック使用製品に関する海外諸国の 政策動向に関する調査・分析

海外諸国では、使い捨てプラスチック製品や袋等を中心に、削減目標や使用禁止令、再生材利用目標等を設定・導入している

海外政策動向サマリー

							
政策目標・マイルストーン	2025年迄にリユース・リサイクル可能なデザイン、2030年までに使い捨てプラスチックを累積25%排出抑制、容器包装の6割をリユース・リサイクル、再生利用量の倍増、バイオマスプラスチックを約200万トン導入、2035年までに使用済プラスチックを100%リサイクル等による有効利用	- 特定プラスチック製品の上市禁止 - 再生材利用率について、PETボトル2025年:25%、すべての飲料用ボトル2030年:30%、2040年:65%、包装材2030年:35%、2040年:65% - 輸送・販売包装材のリユースを2030年:40%、2040年:70% - プラスチック包装材のリサイクルについて、2025年:50%、2030年:55%	- 再生材利用率について、PETボトル2025年:25%以上、使い捨て飲料容器2030年:30%以上 - プラスチックリサイクル率90%、メカニカルリサイクル率2022年:63%	2016年より使い捨てプラスチック袋の使用を禁止 2040年迄に使い捨てプラスチック製容器包装の上市禁止 2025年末迄に使い捨てプラスチック包装を2018年比で20%削減、うち50%以上はリユース・リサイクルにより達成、不要なプラスチック製容器包装の100%削減、2025年1月1日迄に100%リサイクル	2042年末までに回避可能なプラスチック廃棄物をなくす - あらゆる種類の海洋プラスチック汚染を大幅に削減、防止	- 使い捨てプラスチック製食器の使用量を25%削減(カリフォルニア州) 2028年までにプラスチック製包装材の30%、2032年までに65%をリサイクル(カリフォルニア州)	2020年末までに、使い捨てストローの使用禁止(北京市) 2021年6月末までに、使い捨てマドラーの使用禁止(北京市) 2022年までに、使い捨てプラスチック製品の消費量を顕著に削減し、代替製品を普及 2025年までに、プラスチックの管理制度を概ね確立し、代替製品の開発等、プラスチック汚染を効果的に抑制
規制対象品目	プラスチック使用製品、特定プラスチック使用製品(12品目)、プラスチック使用製品廃棄物、プラスチック使用製品産業廃棄物等	食器、カトラリー、ストロー、風船、風船の柄、綿棒、酸化型分解性プラスチックで製造された製品、タバコのフィルター、プラスチックカップ、ウェットティッシュ、生理用品、PETボトル、容器包装	プラスチック製使い捨て飲料容器	使い捨てプラスチック製容器包装、使い捨てのプラスチック袋	マドラー、風船の棒、カトラリー、食品及び飲料容器、皿・ボウル・トレイ、ストロー、綿棒、容器包装、プラスチック製袋	使い捨てプラスチック袋、プラスチック製包装材、使い捨て食器、食品用発泡スチロール	プラスチック製袋、農業用マルチフィルム、使い捨てプラスチック食器、綿棒、ホテルで供給されるプラスチック製品、郵便・宅配使用のプラスチック容器・包装、ストロー、マドラー
規制内容	製品設計の配慮、使用の合理化、分別収集や再商品化の促進、自主回収や再資源化の促進、排出の抑制	上市の禁止、環境影響表示の義務付け、EPRの導入、リユース・リデュース・リサイクルの促進、再生材使用の促進	課税(25セントのデポジット)、テイクアウト用に食事や飲料を提供する際に再利用可能な容器で提供する選択肢を義務付け	投入量の削減、リユース、リサイクル	プラスチック製:課税(5-25ペンス/1枚)、使い捨てプラスチックの販売・供給禁止、プラスチック製容器包装:課税(£217.85/t)、EPR	使用禁止、リサイクル率の設定	製造・使用の禁止、使用削減、代替製品の普及促進

2018年1月に公表された「欧州プラスチック戦略」は、環境保護等の達成に向けて、プラスチックビジネスの在り方の転換することを目的としている

EUの政策動向（1/5）



- 2018年1月5日、欧州委員会は「欧州プラスチック戦略」を公表
- 環境保護・GHG排出量削減・化石燃料への依存対策を目的に、プラスチックビジネスの在り方の転換を目的としている

背景・目的

- 環境保護、特に海洋汚染対策、GHG排出量の削減、輸入化石燃料への依存対策を目的として制定された
- プラスチック製品の設計・製造・使用・リサイクルの在り方を転換することも目的としている

概要

<リサイクルビジネスの活性化>

- プラスチックのリサイクル率の向上と再生プラスチック材の需要を高めることに寄与する包装に関する新規則を設ける
- プラスチック廃棄物の分別率を向上させる
- 産業界や公的機関を対象に、再生プラスチック材の流通量増・使用増に関する自主的は宣誓を求める

<プラスチック廃棄物の削減>

- 使い捨てプラスチック及び漁具に関する指令を設ける
- 製品に使用されるマイクロプラスチックの量の制限及びマイクロプラスチックの環境への流出を削減するための措置を設ける
- バイオマスプラスチック・生分解性プラスチック・堆肥化可能プラスチックに関する措置を設ける
- 海洋ごみ対策として港湾受入施設に関する新たな規則を設ける

<イノベーションの促進と投資>

- リサイクルしやすいプラスチック材の開発・リサイクルプロセスの効率化・有害物質や汚染物質をトレースし、再生材から除去する技術のイノベーションを図るために1億ユーロの投資を行う

<国際的な流れの構築>

- プラスチックに関する国際基準を策定する

欧州委員会は「特定プラスチック製品の環境負荷低減に関する指令」を策定し、使い捨てプラスチック製品に対して、上市の禁止や削減目標等を定めた

EUの政策動向（2/5）



- 2019年6月5日、欧州委員会は「特定プラスチック製品の環境負荷低減に関する指令（Directive (EU) 2019/904）」を策定
- 各種使い捨てプラスチックを製品に対して、禁止・計画策定・削減目標等を規定
- 2021年5月31日にガイドラインが発表され、2021年7月3日、EU加盟国に対し指令の一部適用が開始

背景・目的

- プラスチック廃棄物の増加及び環境汚染、特に海洋汚染に歯止めをかけるため、並びに循環経済への移行を目的として策定されたもの

概要

< 2021年7月3日より適用される規定 >

- 以下の使い捨てプラスチック製品・容器包装のEU市場への上市を禁止
 - 食器、カトラリー（ナイフやフォーク等）、ストロー、風船の柄、綿棒など
 - 酸化型分解性（oxo-degradable）プラスチックで製造された製品
- タバコのフィルター、プラスチックカップ、ウェットティッシュ、生理用品等のプラスチックを含む製品に、環境に与える影響について表示することを義務化

< 今後適用される規定 >

- PETボトルについて、2025年までに上市されたものの77%、2029年までに90%をリサイクルのために分別回収する目標を設定（重量ベース）
- PETボトルの再生材利用率を2025年までに25%、PETボトルを含めたすべての飲料用ボトルの再生材利用率を2030年までに30%とする目標を設定
- 2024年末までに拡大生産者責任を導入し、食品容器包装、ウェットティッシュ、風船（産業用途を除く）、フィルター付きタバコ等の回収・処理費用等を製造業者が負担（タバコについては2023年1月までに導入）

(参考)「特定プラスチック製品の環境負荷低減に関する指令」で対象とした製品群と求めている対応

EUの政策動向 (3/5)



品目	消費削減	市場規制	製品デザイン 要求	ラベル 要求	EPR	分別収集 対象物	意識向上
食品容器	○				○		○
飲料のフタ	○				○		○
綿棒		○					
カトラリー・皿・ マドラー・ストロー		○					
風船の棒		○					
風船				○	○		○
箱・包装					○		○
飲料容器・蓋			○		○		○
飲料ボトル			○		○	○	○
フィルター付タバコ					○		○
ウェットティッシュ				○	○		○
生理用品				○			○
軽量プラスチック袋					○		○
漁具					○		○

- 消費削減：各国が削減目標を設定し、代替品普及やシングルユースプラ有料配布を実施
- 市場規制：代替物が容易に手に入る製品は禁止。持続可能な素材で代替品を作るべき製品の使用禁止
- 製品デザイン要求：複数回使用可能な代替物・新しい素材やより環境に優しい製品デザイン
- ラベル要求：廃棄方法表示・製品の環境負荷表示・製品にプラが使用されているか表示
- EPR（生産者の義務拡大）：生産者はごみ管理・清掃・意識向上へのコストを負担する
- 分別収集対象物：デポジット制度等を利用し、シングルユースのプラスチック飲料ボトルの90%を収集する
- 意識向上：ワンウェイプラ・漁具が環境に及ぼす悪影響について意識向上させ、リユースの推奨・ごみ管理を義務付ける

欧州委員会は、循環経済への移行を目的とした「新循環経済行動計画」を2020年3月11日に公表。包装やプラスチック等に関する方針があげられている

EUの政策動向（4/5）



- 2020年3月11日、欧州委員会は「欧州グリーン・ディール」の一部をなす新たな行動計画として「新循環経済行動計画」を公表
- 循環経済への移行を通じて、環境に優しい未来にふさわしい経済の実現、競争力と環境保護の両立、消費者の権利強化を目的とする

主要な行動計画（プラスチック関連部分を抜粋）

テーマ	具体的な内容	
主要なバリューチェーン	包装	包装に関する必須要件の強化及び過剰包装と包装廃棄物削減のための見直し
	プラスチック	包装、建材、自動車等の主要な製品についてリサイクル材の含有量と廃棄物削減対策に関する義務要件の設定
		バイオマスプラスチック・生分解性プラスチック・堆肥化可能プラスチック・マイクロプラスチックに関する注意事項等、政策枠組の設定
	食品	食品サービスにおける使い捨て包装、食器、カトラリーに関するリユース可能な製品代替イニシアティブ
廃棄物削減、価値の創造	分別収集促進のためのごみ分別・ラベリングについてのEU共通モデルの策定の検討	
	リサイクル材およびリサイクル材を原料とした製品中の健康または環境への影響が懸念される物質の追跡および最小化のための方法論	
グローバルな取組	プラスチックに関する国際合意（a global agreement on plastics）のリード	

出所：European Commission [Green Deal New proposals to make sustainable products the norm and boost Europe's resource independence.pdf](https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/5ba822c725506e14.html)、JETRO HP
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/5ba822c725506e14.html>

欧州理事会は2024年12月に従来の「包装及び包装廃棄物に関する指令」を改正した「包装及び包装廃棄物に関する規則」を採択した

EUの政策動向（5/5）



- 2024年12月16日、欧州理事会は「包装及び包装廃棄物に関する新規則」を正式採択。適用は採択から18カ月後
- 全ての容器包装及び容器包装廃棄物が対象で、特定の使い捨て包装の制限、再生材含有量目標の設定、リユース目標の設定、事業者に包装材の使用を最小限に抑えることを要求する等して、包装廃棄物の、発生を抑制することを目的としている

背景・目的	● EUでは1994年に初めての包装及び包装廃棄物に関する指令（Directive 94/62/EC）を採択後、複数回アップデートしてきたが、依然として<u>EUにおける包装廃棄物の量が増加している実態</u>を踏まえ（2022年のEUにおける包装廃棄物排出量は186.5kg/人。うち36kg/人がプラスチック製包装廃棄物）、<u>気候中立及び循環型社会の実現</u>に向けて、規則の採択に至ったもの
概要	<使い捨てプラスチック包装の制限> ● <u>特定の使い捨てプラスチック包装の使用を制限</u> ➢ まとめ買いを促進すべく製品を連結する際に使用している包装材、1.5kg未満の果物や野菜の包装、ホテル・バー・レストランにて提供される食品及び飲料の包装、ホテル・バー・レストランにて提供される調味料・ソース・コーヒフレッシュ・砂糖等の個包装、宿泊施設にて提供される使い捨てのアメニティ（例：シャンプーやボディローションの容器）、15ミクロン以下の軽量プラスチック袋（例：市場や食料品店で提供される袋） <再生材の使用> ● 包装材の<u>再生材含有量</u>について、2030年及び2040年目標を設定 ➢ 使い捨てプラスチック飲料容器【2030年 30%、2040年 65%】、食品包装など一部例外を除いたプラスチック製包装【2030年 35%、2040年 65%】 <リユース目標・リフィル義務> ● <u>包装材のリユース</u>について、2030年及び2040年目標を設定 ➢ 輸送や販売に際して使用する包装材【2030年 40%、2040年 70%】 ● テイクアウト時には顧客が持参した容器を使用するという選択肢を無償で提供することの義務付け <リサイクル目標> ※従前の指令と同様 ● <u>包装材のリサイクル</u>について、2025年及び2030年目標を設定 ➢ 例：全包装材【2025年 65%】【2030年 70%】、プラスチック包装材【2025年 50%】【2030年 55%】 <罰則> ● 罰則については、加盟国毎に設ける。なお、罰則は罰金を含む抑止力のある罰則を設定することが求められている

出所：欧州理事会HP <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/12/16/sustainable-packaging-council-signs-off-on-new-rules-for-less-waste-and-more-re-use-in-the-eu/> (2025年1月10日閲覧)、
<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/packaging/> (2025年1月10日閲覧)、Regulation on packaging and packaging waste <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/PE-73-2024-INII/en/pdf> (2025年1月10日閲覧)

フランスは2016年に「使い捨てのプラスチック袋の使用禁止に関する政令」を公布し、使い捨てプラスチック製レジ袋を禁止した

フランスの政策動向（1/2）



- 2016年3月31日付けで、使い捨てのプラスチック袋の使用禁止に関する政令を公布
- 2016年7月より適用され、一定の厚さ以下のプラスチック製レジ袋の使用が禁止される。2017年1月以降はレジ袋以外の使い捨てプラスチック製袋も使用が禁止される

背景・目的	● 2015年にEUが制定した使い捨てプラスチック袋削減指令*に対応するため、及び環境汚染につながる使い捨てプラスチック製品の削減を目的として使い捨てプラスチック製袋の使用禁止令を制定したもの
概要	● <u>厚さ50ミクロン未満のプラスチック製レジ袋を「使い捨て」と定義し、2016年7月1日より使用を禁止</u>。バイオマスを原料とする生分解性プラスチック製レジ袋も対象となる ● <u>2017年1月1日以降</u>は野菜や果物売り場の量り売り用袋など、<u>レジ袋以外の使い捨てプラスチック製袋も使用を禁止</u>。ただし、バイオマスを一定の含有率以上含み、かつ一般家庭で堆肥にすることができる生分解性プラスチック袋については使用禁止措置の対象外。バイオマスの必要最低含有率は、以下の通り、段階的に引き上げられる ➢ 2017年：30% ➢ 2018年：40% ➢ 2020年：50% ➢ 2025年：60% ● 同政令による履行催告を受けたにもかかわらず、規制を順守しない場合、最高2年の禁錮刑かつ10万ユーロの罰金となる

*EUでは、2015年に包装・包装廃棄物指令（Directive (EU) 2015/720）にてレジ袋（商品の販売時に消費者に提供される厚さ50ミクロン未満のプラスチック製袋）の削減策を導入

フランスでは、2040年の使い捨てプラスチック製容器包装の上市禁止に向け、2021～2025年末までの中間目標を定めた3Rに関する政令を2021年4月に公布されている

フランスの政策動向（2/2）



- 2020年2月、2040年までに使い捨てプラスチック製容器包装の市場投入を禁止する目標を設定した「循環経済法」を施行
- 2021年には、2040年の使い捨てプラスチック製容器包装の市場投入を禁止に向けた中間目標を定めた政令を公布

循環 経済法	背景・ 目的	● 2004年に制定された環境憲章の一環として、廃棄物の削減とサーキュラーエコノミーへの移行を目的に施行したもの
	概要	● 2020年2月に施行 ● <u>2040年までに使い捨てプラスチック製容器包装の市場投入を禁止</u>する目標を設定。この目標を達成するために、段階的に使い捨てプラスチックの流通を禁止 ➢ 2020年1月1日：カップ、グラス、皿 ➢ 2021年1月1日：ストロー、カトラリー、マドラー、ポリスチレン製の容器・ボトル、プラスチック製の風船の棒 ➢ 2022年1月1日：ティーバック、野菜・果物の包装、新聞・雑誌・広告の包装 ➢ 2023年1月1日：ファストフードでのカップ・グラス・カトラリー（再生利用可能なものと置き換え） ● 2021年1月以降、酸化型生分解性のプラスチックの袋又は容器包装の販売を禁止 ● 2030年までにプラスチック飲料ボトルの流通量を50％削減する目標を設定 ● 違反した場合、個人は3000ユーロ、法人は1万5000ユーロまでの罰金が科される
政令	概要	● 2021年4月30日公布 ● 2040年の使い捨てプラスチック製容器包装の上市禁止に向け、2021～2025年末まで5カ年の中間目標を定めた3Rに関する政令を公布 ● 以下の3つの目標を柱とする ➢ 2025年末までに、<u>使い捨てプラスチック包装の年間市場投入量の全体を2018年比で20％削減し、削減量のうち50％以上はリユースやリサイクルにより達成</u>するものとする。製品の種類に応じたポテンシャルを考慮し達成する ➢ 2025年末までに、電池、電球などの商品を包装するプラスチックプリスターなどの「<u>不要な</u>」<u>プラスチック製容器包装を100％削減</u>する ➢ 2025年1月1日までに、<u>使い捨てプラスチック製容器包装を100％リサイクル</u>する。そのため、使い捨てプラスチック製容器包装は全てリサイクルルートが運用されているものとし、その材料は全て、再生可能であり、再生の障害となる物質や分離不可能な要素を含まないものとする

出所：フランス環境省 <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043458675>（2023年3月29日閲覧）、<https://www.ecologie.gouv.fr/loi-anti-gaspillage-france-premier-pays-au-monde-se-doter-dun-objectif-sortie-des-emballages>（2023年3月29日閲覧）、環境省 フランス政策概要 <https://www.env.go.jp/content/000050475.pdf>（2025年1月10日閲覧）

ドイツでは1996年より循環型社会の構築を目的として、循環経済法が施行されている

ドイツの政策動向（1/3）



- 1996年10月、「循環型経済の促進および廃棄物の環境に適合した処分の確保に関する法律（略称：循環経済法）」が施行され、その後2020年2月に改正案が閣議決定された
- 「循環経済法」は、1972年に廃棄物処理およびリサイクルの仕組み構築を目的に施行された「廃棄物処分法」を改定したものであり、循環型経済の構築を目的としている。2020年にはごみの減量とリサイクルの促進を目的として改正が行われ、メーカー・流通業者の責任を拡大した

背景・目的

- ドイツにおける循環型経済の構築を目的としている。2020年には更にごみの減量とリサイクルの促進を目的に改定が行われた

概要

- <リサイクル品の需要増を目的とした、公共調達基準の改善>
 - リサイクルの促進にあたり、リサイクル素材への需要を増やすべく、公共調達においてリサイクル製品を優遇
 - 連邦省庁や、政府が所有・管理する企業の調達担当部門6000か所に、新品よりリサイクル品を優先して調達するよう求めた
 - 不合理な追加費用が発生しない限り、原材料や廃棄物に配慮し、修理とリサイクルが可能で、汚染物質の少ない製品の調達を優先
- <生産者と小売業者に対する配慮義務の導入>
 - 返品された商品や過剰生産された製品の処分を阻止することも目的に、「配慮義務」規定を追加（2020年時点ではEU初の取り組みであった）
 - 生産者と小売業者に売れ残った商品をどのように扱うかを文書化することを要求
- <事業者による公共空間の清掃費用の負担>
 - 道路や公園などの清掃費用について、使い捨てプラスチック製品のメーカーや流通事業者に負担を義務付け

ドイツでは、2017年より「容器包装廃棄物法」が制定・段階的に施行されており、使い捨てプラスチック製品に関連する規則が設けられている

ドイツの政策動向（2/3）



- 1992年包装廃棄物政令を施行。その後、同政令の改訂として、2017年に容器包装廃棄物法を制定し、2019年1月から施行。2021年に更なる改正が加えられ、2021年7月から段階的に施行されている
- 本制度では、使い捨て飲料容器へのデポジット制の導入や再生プラスチック比率の引き上げ等について規定された

背景・目的	● 従前よりEUの包装及び包装廃棄物に関する指令（Directive 94/62/EC）への対応として制定されていた法律を、容器包装廃棄物による環境への影響の更なる回避・低減を目的として改訂したもの
概要	<使い捨て飲料用容器におけるデポジット対象の拡大> ● 従来はミネラルウォーターや清涼飲料水、ビール、アルコール入り飲料の使い捨てボトルに25セントのデポジットが課されていたが、2022年1月1日より<u>容量0.1～3.0リットルの使い捨てペットボトルと缶のすべてがデポジット制の対象</u>になった（従前は果汁・野菜ジュース・ワイン・カクテルなどのアルコール混合飲料などは対象外とされていたが、2022年1月以降含まれることとなる） ● 牛乳と乳飲料は缶入りの場合は2022年1月よりデポジット制の対象、ボトル入りのものは2024年1月よりデポジット制の対象となる <使い捨てPETボトルへの再生プラスチック使用義務> ● 2025年1月1日より、<u>使い捨てペットボトルの再生プラスチックの使用割合を25%以上</u>にすることが義務付け ● 2030年1月1日より、ペットボトルだけでなく<u>全てのプラスチック製使い捨て飲料容器において、再生プラスチック比率を30%以上</u>とすることが義務付け <テイクアウト時の再利用可能な容器の使用> ● 2023年1月1日より、<u>テイクアウト時に再利用可能な容器で提供する選択肢を設ける</u>ことが義務付け。「使い捨て容器を選択するよりも不利な条件にしないこと」あるいは「使い捨て容器より高額にしないこと」も求められる ※従業員5人以下かつ売り場面積が80㎡以下の小規模事業者は対象外 <包装材のリサイクル率> ● 2022年1月より各種包装材の素材別リサイクル率が引き上げ。プラスチックのリサイクル率は90.0%と変更ないが、そのうちのメカニカルリサイクルの割合が2021年12月までの58.5%から2022年1月以降は63.0%へと引き上げられた <罰則> ● 本規則を守らなかった場合、事業者は罰金や事業差し止め命令等の罰則が科される

※2021年以降の改正事項について主に使い捨てプラスチック関連事項を中心に記載

ドイツでは、2023年に使い捨てプラスチック製品を製造する事業者等から賦課金の拠出や製造・販売量の年次報告を求める使い捨てプラスチック基金法が制定された

ドイツの政策動向（3/3）



- 2023年5月11日、特定のプラスチック製品が環境に与える影響を軽減することを目的とした「使い捨てプラスチック基金法（EWKFondsG）」の導入を可決
- 使い捨てプラスチック製品を製造・販売・輸入する事業者等から賦課金の拠出や対象製品に関する製造・販売量の年次報告を求める

背景・目的	● 欧州議会では、2050年までの気候変動中立の実現及び持続可能な方法での経済成長の実現を目的とした欧州グリーンディールを踏まえ、2019年6月5日に「特定のプラスチック製品による環境への影響の低減に関するEU指令」（Directive (EU) 2019/904）を公布。本指令のドイツ国内法として「<u>使い捨てプラスチック基金法（EWKFondsG）</u>」が導入された ● 本法律は特定のプラスチック製品が環境に与える影響（特に海洋への影響）を軽減することを目的としている
概要	● 連邦環境局によって<u>使い捨てプラスチック基金</u>が設立され、対象製品を製造している事業者は連邦環境局への登録及び2024年1月1日より<u>賦課金の拠出</u>が求められる ● また、対象事業者は、<u>製造・販売した対象製品の種類及び重量の年次報告</u>が求められる ● 対象事業者は、対象製品の製造事業者、販売事業者、輸入事業者、充てん事業者 ● 対象製品は以下の通り ➢ 食品容器（通常では容器なしで提供され、即座に消費される（煮沸等再調理不要な食品）と想定されるもの） ➢ 軟質食品容器包装 ➢ 3リットル以内の飲料容器及び蓋・キャップ ➢ 軽量プラスチック袋（製品の販売時に提供される50ミクロン以下の袋。持ち手の有無は問わない） ➢ ウェットティッシュ（身体用・掃除用等） ➢ 風船（産業・商業用は除く） ➢ フィルター付きタバコ製品及びタバコ製品用フィルター ● 基金を活用し以下の費用を賄う ➢ プラスチックごみ回収費 ➢ 清掃費 ➢ 認知・啓蒙費 ➢ データ収集・送信費 ➢ 運営費 ● EWKFondsGへの登録・申告・その他の義務を怠った場合、最大10万ユーロの罰金が課される

出所：Bundesministerium der Justiz <https://www.gesetze-im-internet.de/ewkfondsg/BJNR07C0B0023.html>、Grant Thornton https://www.grantthornton.jp/globalassets/1.-member-firms/japan/pdfs/newsletter/japandesk/german-newsletter-20_plastic-tax.pdf

イギリスでは各地域にて使い捨てプラスチック製袋の有料化に関する規制を導入している

イギリスの政策動向（1/5）



- イギリスでは各地域にて使い捨てプラスチック袋の有料化が実施されている

背景・目的

- リユース袋の使用と促進することで、使い捨てプラスチック製袋の使用削減とポイ捨てを削減とそれに伴う景観への影響低減を目的としている

概要

- ＜イングランド＞
 - 2015年10月5日より、イングランド内の大規模小売店（フルタイムと同等の従業員250名以上）では全ての使い捨てプラスチック製袋を有料化。1枚につき5ペンスとした。また課税対象として販売された使い捨てプラスチック製袋の枚数、総収益、費用、収益の使用用途について報告義務を設けた
 - 課税対象の使い捨てプラスチック袋の条件は、未使用、厚さ最大70ミクロン、持ち手があり密封されていないものである。他方で、対象外となる使い捨てプラスチック袋は、未調理の肉や魚、未包装の食品、花、処方薬等を入れた袋である（但し、小売店の判断で有料とすることも可能）
 - 2021年5月21日より、対象がイングランド内の全ての小売業者に拡大。同時に価格も1枚につき10ペンスへと値上げ。なお、報告義務は引き続き大規模小売店に限定
 - 2023年～2024年にかけて、大手小売店であるTescoとWaitroseは使い捨てプラスチック袋を販売しなかったと報告。その他の大手小売店（Asda、Marks and Spencer、Morrisons、Sainsbury's、The Co-operative Group）は7,900万枚の使い捨てプラスチック袋を販売したと報告している
- ＜スコットランド＞
 - 2014年10月20日（2021年4月1日に改正）より、全ての小売業者に使い捨て袋を有料化。1枚につき10ペンスとした。紙袋や植物性由来の袋、プラスチック袋が対象
 - フルタイムと同等の従業員10名以上からなる小売業者は使い捨て袋に関する情報（例：販売枚数）に関する情報を記録する必要がある
- ＜北アイルランド＞
 - 2013年4月8日（1月15日に発効）より、全ての小売店において使い捨てプラスチック製袋を有料化。1枚につき最低5ペンスとした。2022年4月1日からは、1枚25ペンスに引き上げられ、対象を£5以下で販売されている全ての袋に拡大（使い捨てか否かにかかわらず、また素材もプラスチックに限らない）
- ＜ウェールズ＞
 - 2010年より全ての小売業者及びデリバリー事業者を対象に使い捨て袋を有料化。1枚につき5ペンスとした

出所：GOV.UK <https://www.gov.uk/government/publications/carrier-bag-charge-summary-of-data-in-england/single-use-plastic-carrier-bags-charge-data-for-england-2023-to-2024--2>
<https://www.gov.uk/government/publications/single-use-plastic-carrier-bags-why-were-introducing-the-charge/carrier-bags-why-theres-a-5p-charge>
<https://www.gov.uk/government/publications/carrier-bag-charge-summary-of-data-in-england> Department of Agriculture, Environment and Rural Affairs <https://www.daera-ni.gov.uk/articles/northern-ireland-carrier-bag-levy-statistics> Zero Waste Scotland <https://www.zerowastescotland.org.uk/resources/single-use-carrier-bags-charge-scotland> Welsh Government <https://www.gov.wales/sites/default/files/statistics-and-research/2019-12/sale-and-use-of-carrier-bags-in-wales-summary.pdf>

イングランドでは2020年より一部の使い捨てプラスチック製品の供給を禁止していたが、2023年に対象製品が拡大された

イギリスの政策動向（2/5）



- イングランドでは2020年10月に一部の使い捨てプラスチック製品の供給を原則として禁止
- 2023年には使い捨てプラスチック製品の禁止対象を拡大された

背景・目的	● 2018年にイギリス政府が発表した「A Green Future: Our 25 Year Plan to Improve the Environment」に含まれているプラスチック廃棄物を削減するという目標の達成を目的としている
概要	< 禁止製品 > ● 対面・オンライン問わず、以下の使い捨てプラスチック製品の販売・供給は禁止される ➢ マドラー、風船の棒、カトラリー、食品及び飲料容器 < 制限製品 > ● 対面・オンライン問わず、以下の使い捨てプラスチック製品の販売・供給には条件が課される ➢ 皿・ボウル・トレイ、ストロー、綿棒 ※生分解性プラスチックや再生プラスチックを含む全ての使い捨てプラスチック及び部分的にプラスチック製の製品も含む ● 対象外となる条件は以下の通り ➢ 皿・ボウル・トレイ：BtoBでの提供場合及び販売時点で既に内容物が入っている場合は対象外となる（例：既に予め詰められたサラダボウル、パン屋や総菜屋など出来合いの食品を入れる容器） ➢ ストロー：登録された薬局での提供、ケイタリング店、医療用途 ➢ 綿棒：医療用途、法医学用途、科学的用途 < 使い捨てプラスチックの定義 > ● リユース目的で設計されていない・リユース使用を意図されていない製品 < 罰則 > ● 当該規則が守られているかの確認検査（例：店舗への来店、テスト購入）が実施され、順守されていない場合は罰金や調査にかかった費用の負担を請求することができる

2022年4月よりイギリスにてプラスチック製包装税が導入され、リサイクル材を30%以上含まないプラスチック製包装を対象に課税がなされている

イギリスの政策動向（3/5）



- 2022年4月よりイギリスにてプラスチック製包装税が導入された
- 本制度は再生材の使用量の増加及びプラスチック製廃棄物の収集・リサイクル技術の向上や埋立・焼却量の削減を目的としている

背景・目的	● 再生材を使用したプラスチック製包装を使用する明確なインセンティブを事業者に与えることで、再生材の需要を促進することを目的としている ● 同時にプラスチック廃棄物の収集・リサイクルのレベル向上に繋げ、埋立量や焼却処分量の削減も目的としている
概要	<対象となる事業者> ● プラスチック製包装材の生産者および輸入者 ※但し、年間の製造・輸入量が10トン未満の事業者は対象外 <対象となる製品> ● サプライチェーン上で使用しないし消費者が使用する使い捨てプラスチック包装のうち、再生プラスチックの量が30%未満のもの <対象外となる製品> ● 認可された人間用の医薬品に直接接触するプラスチック包装 ● 包装以外の用途で恒久的使用される包装 ● 航空機、船舶、鉄道貨物店で使用される包装 ● 輸入品の輸送梱包 ※複数の商品を梱包した商品へを傷つけないための輸入梱包が対象であり、通常の包装や単一商品の輸送梱包、英国国内の輸送や英国からの輸出が対象外 ※包装の大部分をプラスチック以外の素材が占めるものについては課税対象外 <課税額> ● 2022年4月以降：£ 200/t、2023年4月以降：£ 210.82/t、2024年4月以降：£ 217.85/t <罰則> ● 登録漏れ・登録遅延：最大12か月の禁固刑及び最大£ 20,000の罰金または/かつ当初支払うはずであった税額の3倍の額の支払い ● 支払い漏れ・遅延：£ 100～£ 400の罰金または当初支払うはずであった税額の5% ● 本税制で要求するその他の事項を守らなかった場合（例：記録漏れ）：£ 500

出所：英国政府HP https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/934566/Plastic_packaging_tax_-_summary_of_responses_to_the_consultation_on_policy_design.pdf
<https://www.gov.uk/government/publications/introduction-of-plastic-packaging-tax-from-april-2022/introduction-of-plastic-packaging-tax-2021>

イギリスではかつてより容器包装に対しEPRが適用されていたが、2025年10月からは大企業を対象に廃棄物処理費用の負担も開始される

イギリスの政策動向（4/5）



- イギリスでは、1997年より拡大生産者責任（EPR）が適用されており、現状、容器包装、電気・電子機器、バッテリー、廃車に適用されている
- 2025年10月からは、大企業を対象に、廃棄物処理利用の支払いがEPR制度に追加される

背景・目的

- 対象製品を製造・輸入・販売する企業に製品の寿命が尽きた際の環境への影響に対して責任を持たせることで、製品の廃棄物の削減・リユースの促進、バージン材使用量を削減ならびにリユース・リサイクル性が高い製品設計の促進、廃棄物が確実に処理され、回収・リサイクル目標を達成することを目的としている

概要

<対象製品>

- 容器包装、電気・電子機器、バッテリー、廃車

<容器包装に関するEPRの対象者>

- 年間売上が£ 100万以上かつ年間25tを超える包装を供給ないし輸入した事業者

<課される義務>

- 供給・輸入した包装量の申告

- Packaging Recycling Notes (PRN)／Packaging Export Recycling Notes (PERN)の購入

※PRN/PERNとは包装廃棄物がリサイクルされたことを証明する証書。リサイクラーが廃包装を回収・リサイクルするとPRN（海外に輸出された場合はPERN）が発行され、包装材使用事業者はPRN/PERNの購入が義務付けられている

- 2025年10月から大企業は廃棄物処理費用の支払いも追加的に課される

The UK Plastics PactはNGOであるWRAPとエレン・マッカーサー財団が主体となって推進しており、各種団体がプラスチックの循環型経済の構築を目的に活動している

イギリスの政策動向（5/5）



- The UK Plastics Pact（英国プラスチック協定）は、NGOであるWRAPとエレン・マッカーサー財団が主体となって取り進めており、英国政府、有志企業・NGOなどが参画している
- プラスチック廃棄物の削減とプラスチックの循環型経済の構築を目的としている

背景・目的

- プラスチック廃棄物の削減とプラスチックの循環型経済の構築を目的としている

概要

<目標>

- 英国プラスチック協定では以下の4つの目標を2025年までに達成することを目指している
 - 再設計、革新、代替（リユース） 配送モデルを通じて、問題のあるまたは不要な使い捨てプラスチックの排除
 - プラスチック製包装を100%再利用可能、リサイクル可能、堆肥可能とする
 - プラスチック製包装の70%を効果的にリサイクルまたは堆肥化する
 - プラスチック製包装の30%を再生材由来とする

※2024年11月に公表された2023-2024レポートでは、2018年と比較して187,000tのバージン材の削減に成功。マーケットに流通するプラスチック製包装のうち7%を削減、96%のプラスチック包装が効果的にリサイクル可能となったと報告した。一方で、4つの目標のうち2つの目標が未達成であると報告している

<参画団体>

- 英国政府、Asda、Marks and Spencer、Coca Cola Europacific Partners、マクドナルド、ネスレ、P&G、ユニリーバ、Tesco、ヴェオリア、ハロッズ、KFC、シェフィールド大学、ノッティンガム大学 等

<優先行動領域>

- 優先行動領域として以下を設定して。
 - プラスチック製袋・包装、リユース・リフィル、有害プラスチックの除去、リサイクル設計、啓発

米国では各州にて使い捨てプラスチック製袋に関する規制が敷かれている

アメリカの政策動向（1/5）



- カリフォルニア州では、2014年に薄手のプラスチック製袋を禁止する法律を米国で初めて制定し、2016年から施行。2026年1月からは州内の食料雑貨店で提供されるプラスチック製袋を全面禁止
- ニューヨーク州では、2020年3月より使い捨てプラスチック製袋の使用が禁止されている
- アメリカでは、500以上の自治体にてプラスチック製袋の使用禁止・制限が行われている

概要

<カリフォルニア州>

- 2014年に全米初となる、**薄手のプラスチック製袋を禁止**する法律を制定。2016年より施行
- 2016年の施行以降は、小売店等でプラスチック製袋が必要な場合、消費者は再利用及びリサイクルが可能な厚手のプラスチック製袋もしくは紙袋を選択できる形となっている（最低での10セントでの提供）
- 2024年9月には、州内の食料雑貨店で提供される**プラスチック製袋を全面禁止**する法案に署名がなされた。2026年から適用される
- 全面禁止となった背景には、厚手のプラスチック製袋が実際には、殆ど再利用・リサイクルされていないという実態を踏まえている

<ニューヨーク州>

- 2020年3月1日より、州内の小売店や食料品店などで**使い捨てプラスチック製レジ袋の使用を禁止**
- デリバリーやレストランで使用する持ち帰り袋、デリや生鮮食品に使用する袋、新聞を入れる袋、クリーニング用の袋、リサイクルやごみ用袋、薬局で使用する処方薬の薬を入れる袋などは対象外
- 州内の郡や市において、小売店などで提供する紙製袋に5セントの税金を課すことも認める。得られた歳入のうち、4割は州内・地方政府が実施する低所得者層向けの再生可能な袋購入プログラム、6割はニューヨーク州環境保護基金の資金に充てられる

<その他の州>

- 米国では、カリフォルニア州、ニューヨーク州以外にも、コネティカット州、ワシントン州、オレゴン州、コロラド州など12州のほか、サンフランシスコ市など**500以上の自治体が独自にプラスチック製袋の使用禁止や制限**を行っている

米国では各州にて使い捨てプラスチック製品に関する規制が敷かれている

アメリカの政策動向（2/5）



- 2022年6月に有害プラスチックによる汚染を削減することを目的とした「プラスチック汚染防止および包装の生産者責任に関する法案」が成立した
- 本法案では使い捨て食用プラスチック食器の使用量削減やプラスチック製品のリサイクル率を定めている

概要

<使い捨てプラスチック製品の削減目標>

- 2032年1月1日までに全ての使い捨てプラスチック製食器の使用量を25%削減

<プラスチック製品のリサイクル>

- 2028年までにプラスチック製包装材の30%、2032年までに65%をリサイクルすることを義務付け
- 食品サービス向け発泡スチロールのリサイクル率について、2025年1月1日までの25%から段階的に引き上げ、2032年1月1日には65%とする。リサイクル率が規定値に達しない場合、発泡スチロール商品生産者による州内での商品販売・配布が禁止される

<プラスチック製品生産者に生産者責任組織（Producer Responsibility Organization／PRO）の設立>

- PROが策定した生産者責任計画に参加しないプラスチック製品生産者は、2027年1月あるいは同州による生産者責任計画の承認のうち、いずれか早い時期から、同州内での販売や流通、輸入が原則として禁止される

<プラスチック汚染緩和基金（California Plastic Pollution Mitigation Fund）の設立>

- プラスチックの環境への影響緩和のために資金支出を行うことを目的とした、プラスチック汚染緩和基金を設立
- PROは本基金に対して、2027年から2037年までの10年間、毎年5億ドルを納める必要がある

<罰則>

- 本法律で定められた各種規定を遵守しなかった場合、罰金が科される

<その他の州の動向>

- 米国では、カリフォルニア州以外にも、メイン州、オレゴン州、コロラド州にて同様の法案が成立している

アメリカ環境保護庁は、プラスチック汚染が健康や環境に与える悪影響を抑制すべく、2024年11月に「プラスチック汚染防止のための国家戦略」を公表した

アメリカの政策動向（3/5）



- 2024年11月にアメリカ環境保護庁(EPA)は「プラスチック汚染防止のための国家戦略」を公表
- 使い捨てプラスチック製品の製造・消費削減を通じた廃棄物発生削減等、全部で6つの項目について、対応方針を定めている

背景・目的	● プラスチック製品の大部分は再利用やリサイクルには回らず、焼却・埋立処分されるか環境中に放出されて、人の健康や環境に悪影響を与えており、それを阻止することを目的に制定された
概要	<プラスチック製造による汚染の削減> ● 化石燃料の抽出施設及び石油化学・プラスチック製造施設が規定要件に準拠しているかの評価の実施 ● 化石燃料の抽出施設及び石油化学・プラスチック製造施設、プラスチックパレットやプラスチック添加剤の輸送事業者に関する規制の見直し及び必要に応じた改定を継続的に実施 ● 厳格な環境基準のもの製造されたプラスチック製品を対象とした自主認証の作成の検討 ● 化石燃料採掘及び石油化学・プラスチック製造による環境不公正及び公衆衛生への影響を特定・削減 <素材及び製品設計の革新> ● 人間の健康及び環境への影響を最低限に抑えることができる<u>代替素材、製品、システムを特定</u> ● プラスチック製品のライフサイクル全体にわたって人間の健康と環境への悪影響を最小限に抑えることができる持続可能性基準、エコラベル、認証、設計ガイドラインを検討・開発・更新・使用 <廃棄物の発生削減> ● <u>使い捨てプラスチック製品の製造と消費の削減</u> ● 廃棄物の抑制を目的に、<u>既存の公共政策とインセンティブの有効性向上</u> ● <u>リユース素材能力の開発・拡大</u> ● プラスチック汚染の影響とプラスチックやその他の物質を適切に管理する方法に関する理解促進

アメリカ環境保護庁は、プラスチック汚染が健康や環境に与える悪影響を抑制すべく、2024年11月に「プラスチック汚染防止のための国家戦略」を公表した

アメリカの政策動向（4/5）



概要

< プラスチック汚染の回収と除去の改善 >

- 水路や海洋を含む、環境からプラスチックやその他の物質を効果的に除去する政策やプログラムを特定・実施
- 水管理を改善し、水路、海洋、雨水/廃水システムからプラスチックやその他の物質の回収と除去を強化

< 水路や海への負荷と影響の最小化 >

- 管理介入に役立てることを目的に、水路や海洋へのプラスチックやその他の物質の負荷の測定を増加・改善
- マイクロ/ナノプラスチックの蔓延、影響、緩和策を判断する方法に関する研究を増加・推進
- 水路や海洋におけるマクロプラスチックの輸送、分解、影響に関する研究を増加・推進

U.S. Plastic Pactは、米国の循環型経済への移行促進を目的に、The Recycling Partnership、World Wildlife Fundとエレン・マッカーサー財団が主体となって推進している

アメリカの政策動向（5/5）



- 2020年8月に、プラスチックの循環利用に向けた仕組みづくりを目的として、エレン・マッカーサー財団、NPO団体のThe Recycling Partnership、World Wildlife FundがU.S. Plastic Pactを発足
- 2021年には「2025年に向けたロードマップ」を発表、その後2024年に2025年以降の目標を定めた「ロードマップ2.0」を発表
- 企業や州政府、大学、研究機関、NGO等が賛同している

背景・目的

- プラスチックバリューチェーン全体のリソースと専門知識を結集して、米国におけるプラスチック包装の循環型経済への移行を促進することを目標とする
- 不要なプラスチックを排除、必要なプラスチックをリユース・リサイクル・堆肥化可能とし、プラスチックを循環させ廃棄物とならないようにライフサイクルの再考・革新を図る

概要

<2025年に向けたロードマップ>

- 2025年に向けたロードマップでは以下の4つの目標を掲げている
 - 2021年中に、問題のあるあるいは不必要な包装を洗い出し、リストを作成。2025年までに廃止する
 - 2025年までに、全てのプラスチック製包装をリユース・リサイクル・堆肥化可能とする
 - 2025年までに、プラスチック製包装のうち50%を効果的にリサイクル・堆肥化可能とするためのアクションを実施する
 - 2025年までに、平均30%のリサイクル素材または責任ある方法で調達されたバイオベースの素材の使用を達成する

<ロードマップ2.0>

- ロードマップ2.0は2025年に向けたロードマップにて達成できなかった目標やアウトカムの継続や、上手くいっている点の推進、新しい目標の実施等を定めている。ロードマップ2.0で定めている目標は以下の5つ
 - 問題のあるあるいは不必要な包装リストに掲載されている包装を廃止し、2030年までにバージン材の利用を30%削減
 - 全てのプラスチック製包装をリユース・リサイクル・堆肥可能な設計・製造とする
 - プラスチック包装のうちの50%を効果的にリサイクルし、大規模リサイクルまたは堆肥化を可能とするフレームワークを設立する
 - すべてのプラスチック包装において、平均30%の使用済みリサイクル素材または責任ある方法で調達されたバイオベース素材の使用を達成する

2020年1月に中国国家発展改革委員会は「プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見」にて、一部のプラスチック製品の生産等の禁止等を発表している

中国の政策動向（1/4）



- 2020年1月に中国国家発展改革委員が「プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見」を発表。プラスチック製品の管理メカニズム構築を目的として、一部のプラスチック製品の製造・販売禁止等を表明した

背景・目的	● 日常生活に深く関わっているプラスチック製品の生産・販売・利用の規範化とその廃棄物による汚染の防止が<u>国民の健康、エコ文明の建設、質の高い経済発展の促進</u>を図る上で極めて重要であるとの認識に基づき、<u>プラスチック製品の長期的効力のある管理メカニズムを構築</u>することを目的としている
概要	< 主要目標 > ● 2020年：一部地域・一部分野で<u>特定のプラスチック製品の製造、販売および使用を禁止・制限</u> ● 2022年：使い捨てプラスチック製品の消費量を大幅削減。代替製品を普及させ、プラスチック廃棄物の資源化・エネルギー化を大幅に高める ● 2025年：プラスチック製品の製造、流通、消費および回収処分などの段階における管理制度を概ね確立し、多元的なガバナンス体系を概ね形成し、代替製品の開発・応用水準をより一層高め、重点都市のプラスチックごみの埋立量を大幅に削減し、プラスチック汚染を効果的に抑制 < プラスチック製品等の生産・販売・使用の禁止・制限（生産・販売・輸入） > ● <u>薄さ0.025mm未満のプラスチック製買物袋</u>及び<u>薄さ0.01mm未満のポリエチレン製農業用マルチフィルム</u>の製造、販売禁止 ● <u>廃プラスチックの輸入禁止</u> ● 2020年末までに、<u>使い捨ての発泡プラスチック食器類</u>及び<u>プラスチック綿棒</u>の製造、販売禁止。<u>プラスチックマイクロビーズ</u>の製造の禁止 < プラスチック製品等の生産・販売・使用の禁止・制限（使用） > ● <u>プラスチック袋、使い捨てのプラスチック食器類、ホテルで供給されるプラスチック製品、郵便・宅配使用のプラスチック容器</u>等について、それぞれの分類、地域、業種等に応じて段階的に使用を削減または禁止 < 代替製品及びモデルの促進 > ● 小売店等において、環境に配慮した布製、紙製、分解性のある袋等のプラスチックではない容器包装の使用を推奨 ● 生鮮食品への生分解性の包装フィルム・袋の使用、バイオ由来製品の使用を促進 ● 農業振興への支援と合わせた分解性フィルムの使用の促進 < プラスチック廃棄物の回収利用および処分の規範化 > ● プラスチック廃棄物の排出が多い場所における分別収集および搬出の強化、農業・漁業における回収処分の規範化 ● 資源化・エネルギー化利用の推進による有効利用、埋立処分量の削減

2021年3月、全国人民代表大会にて「第14次5か年計画及び2035年までの長期目標綱要」が決定し、プラスチック汚染問題への対応策に関して初めて記載された

中国の政策動向（2/4）



- 2021年3月、全国人民代表大会にて「第14次5か年計画及び2035年までの長期目標綱要」が決定された
- 本綱要は、19編、65章、192節からなり、中国の社会、経済、環境、民生など各分野について今後5年間及び15年間の詳細な計画を定めている
- 国家の根本的な方向性を示す同綱要内で、プラスチック汚染問題への対応策に関して記載されたのは初めてである

概要

< 2035年までの目標 >

- 一人あたりGDPを先進国の水準まで向上させることなど、経済発展、イノベーションによる駆動、民生福祉、グリーン・エコロジー、安全保障の5分類20項目の主要指標を定めた

< グリーン開発の促進と人と自然の調和のとれた共存の促進（第11章） >

- サーキュラーエコノミーの概念を実装し、高効率な資源リサイクルシステムを構築する
- 廃棄物のリサイクル施設の計画と建設を強化し、市内の廃棄物のリサイクルと分別システムを改善する
- 製造事業者の「リバースリサイクル」モデルを促進し、**拡大責任者責任**の適用範囲を広げる
- **宅配時の包装の削減、標準化、リサイクルを促進**する
- サプライチェーン全体のプラスチック汚染の防止と管理を強化する
- 家庭用ゴミの分類、収集、輸送、処理を行うシステムを構築する

2021年9月、中国国家発展改革委員会及び生態環境部は、「プラスチック汚染改善行動計画」を発表し、2025年までにプラスチック汚染を抑制する目標を明記した

中国の政策動向（3/4）



- 2021年、中国国家発展改革委員会及び生態環境部は、「プラスチック汚染改善行動計画」を発表
- 2025年までにプラスチックごみを削減するための目標の明記や、使い捨てプラスチック製品の使用削減、再生可能製品の利用増やプラスチック代替品の普及、プラスチックごみ回収に力を入れることで自然環境への流出を防ぐ等、ライフサイクル全体に渡ってプラスチック削減策を講じた

概要

<プラスチックの生産・使用の削減>

- 厚さ0.025mm未満のプラスチック製買物袋及び厚さ0.01mm未満のポリエチレン製農業用マルチフィルム、プラスチックマイクロビーズを含む製品の製造禁止
- 小売店、電子商取引、デリバリー・宅配、ホテル等の重点領域において、使い捨てプラスチックの使用削減
- 電子商取引での配送商品は二次包装を原則禁止、再生可能な包装の利用を増加
- プラスチック製品のグリーン認定を加速
- 報告・監督制度の構築、グリーンな消費行動の促進等を実施

<代替製品の普及促進>

- 自然環境や製品の質・食品への安全性等を考慮しながら、代替材やバイオプラスチックの研究と使用拡大を推進

<廃プラスチック処理の促進>

- 地級市(市・区)以上の都市で生活ごみの分類から処理に至る一連のシステムを構築し、廃プラスチックの処理効率を高める
- 廃プラスチックの埋立量を大幅に削減。農業用フィルムの回収率を85%に引き上げ、土壌中の残存量を増加させない

<回収の強化>

- 廃棄物収集のインフラを強化。電子商取引、デリバリー・宅配や廃棄物処理業者による容器包装の回収を促す

<農村での廃プラスチック処理体制の構築>

- 標準的な農業用フィルムや、灌漑器具・漁具・苗ポット等の農業用プラスチックの回収・リサイクルを進める

<リサイクルの拡大>

先進企業のリストを公表し、実証地区を設ける

<重点区域のプラスチックごみの管理>

- 全国の重点水域や重点観光地、農村部でのプラスチックごみを原則ゼロにする
- 海洋・河川域のプラスチックごみやマイクロプラスチックの観測・調査、プラスチック汚染抑制のための研究を実施

北京市市では2020年に、プラスチック廃棄物の環境への流出を防ぐことを目的に「北京市プラスチック汚染対策行動計画（2020-2025）」が発表された

中国の政策動向（4/4）



- 北京市では、2020年に「北京市プラスチック汚染対策行動計画（2020-2025）」を発表
- 使い捨てプラスチックの制限、プラスチック廃棄物の環境への流出の管理、代替品の使用等を通じたプラスチック廃棄物の削減及び分別回収とリサイクルの促進等について定めている

概要

<使い捨てプラスチックの制限>

- 厚さ0.025mm未満のプラスチック製買物袋の製造と販売の禁止
- 厚さ0.01mm未満のポリエチレン製農業用マルチフィルムの製造禁止
- プラスチックマイクロビーズを含む日用品の製造禁止。また2022年末までに販売も禁止
- 2020年末までに、飲食店における生分解性でない使い捨てプラスチック製ストローの使用禁止
- 2021年6月末までに、生分解性でない使い捨てプラスチック製マドラーの使用禁止

<重点業種における代替品の使用促進>

- 飲食業において、再利用可能な食器の使用を推奨
- デリバリー業において、「カトラリー不要」の選択肢を設けることを推奨
- 宅配業において、環境に優しい包装材の使用を推奨

<分別回収・廃棄物回収の促進>

- スポーツ施設、観光地、文化施設、交通施設において、プラスチック廃棄物の分別回収を実施し、回収率の向上を図る